令和6年度 法務省事後評価実施結果報告書

令和 6 年 9 月 法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第7条の規定により作成した令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(令和5年3月30日決定)に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、法務省政策評価有識者会議委員の意見 等を参考とした。

令和6年度法務省事後評価実施結果報告書

Ħ	次														
1	治	芸務省の政	策体系、	政策パッ	ッケーシ	ジ及び	ロジ	ック	モデ	゛ル	• •	•	•		1
2	ŕ	和6年度	事後評価	5実施結5	果報告 書	± f									
	(1)	総合評価	方式(政	(策評価語	小										
	フ	3 裁判外	紛争解決	と手続の 抜	広充・活	性化				•		•	•		25
	/	' 民事行	政の適正	円滑なぬ	心理										
		~相続	土地国庫	帰属制具	度の円滑	骨な運	用~			•		•	•		37
	ŗ	、 法務行	政におけ	る国際協	協力の推	進・				•		•	•		54
	(2)	事業評価	方式												
	フ	1 社会経	済情勢を	踏まえた	と法務に	関す	る調	查研	究の	計	画的	実力	施る	ζ提	:言
		(犯罪	者(犯罪	と 非行る	をした者	f) の	意識	調査	•		•		•	•	69
	/	' 国際法	務総合セ	ンター射	整備事業	隻••				•		•			83
		(国際	法務総合	センター	-整備事	業評	価資	料)							
	ŗ	7 沖縄少	年院・沖	縄女子	学園新営	工事				•		•			93
		(沖縄	少年院・	沖縄女	子学園新	f営工	事事	業評	価資	(料)					
	-	名寄法	務総合庁	舎新営	□事・・					•		•			100
		(名寄	法務総合	广舎新宮	営工事事	業評	価資	料)							
(参表	(
1	汽	務省大臣	官房施設	は課におり	ナる事業	終評価	シス	テム		•		•	•		107
2	宥	和6年度	法務省事	後評価領	実施結果	具報告	書(案)	に対	す	3				
		質問・意	見及び回]答 •						•		•	•		125
3	7	ニタリン	グのため	に作成し	した資料	ł									
	(1)	付属表		• • •						•		•	•		127
	(2)	令和6年	度法務省	行政事業	業レビュ	ーシ	- }								
		法務省ホ	ームペー	-ジ「令和	116年度	[行政	事業	レビ	゙ュー	-] (つべ	<u> </u>	ジル	こ掲	載
		IIRI ht													

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

- 1 **基本法制の維持及び整備**(事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済 構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。)
 - (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備(情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。)
- 2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組(社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。)
 - (1) **総合法律支援の充実強化**(裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。)
 - (2) **法曹養成制度の充実**(高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を 備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。)
 - (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化(国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者 がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。)
 - (4) 法教育の推進(国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。)
 - (5) **国際仲裁の活性化に向けた基盤整備**(国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。)
- 3 法務に関する調査研究(内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(内外の社会経済情勢を 踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を 行う。)
- Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持(犯罪被害者等のための施策を含む。)
 - **4 再犯の防止等の推進**(再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。)
 - (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**(再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推 進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活 用した取組を実施する。)
 - 5 **検察権の適正迅速な行使**(国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人 及び公共の福祉を図る。)
 - (1) **適正迅速な検察権の行使**(刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に 法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
 - (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営(検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)
 - 6 **矯正処遇の適正な実施**(被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を 実施する。)
 - (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**(矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
 - (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
 - (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施(職員の業務負担の軽減を図るとともに、 矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。)
 - **7 更生保護活動の適切な実施**(犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)
 - (1) 保護観察対象者等の改善更生等(保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
 - (2) 医療観察対象者の社会復帰(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

- 8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施(公 共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人 行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。)
 - (1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等(公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。)
- 9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定(公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的 団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。)
 - (1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定(破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。)

Ⅲ 国民の権利擁護

- **10 国民の財産や身分関係の保護**(経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。)
 - (1) 登記事務の適正円滑な処理(不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。)
 - (2) **国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理**(我が国における身分関係の安定及び 国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これ を適正・円滑に運営する。)
 - (3) 債権管理回収業の審査監督(暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。)
- 11 人権の擁護(人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。)
 - (1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防(人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。)

Ⅳ 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

- **12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**(国民個人の権利・利益と国の正当な利益 との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。)
 - (1) **国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理**(国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。)

V 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

- 13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備(出入国在留管理行政 を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。)
 - (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現(我が国の国際 交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安 心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向 けた環境整備を行う。)

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- **14 法務行政における国際化対応・国際協力**(外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際 化や諸外国への協力に適切に対応する。)
 - (1) 法務行政の国際化への対応(国際化する法務行政の円滑な運営を図る。)
 - (2) 法務行政における国際協力の推進(国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。)

Ⅲ 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- **15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**(説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備 確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。)
 - (1) **法務行政に対する理解の促進**(法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。)
 - (2) 施設の整備(司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。)
 - (3) **法務行政の情報化**(国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化 を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業 務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。)
 - (4) 職員の多様性及び能力の確保(社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を 確保し、能力の開発・向上を図る。)

政策パッケージ及び ロジックモデル



目指すべき姿 法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」 が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整 備する。

施策群と施策

1.学校現場等への支援

- ・教員向け法教育セミナー等の企画及び実施
- ・法教育教材や法教育関連情報の提供
- 教育関係者と法律実務家との連携関係の構築











法教育推進協議会作成の各種法教育教材

2.法教育に関する情報発信等

- ・法教育イベントやSNS、ホームページ等を 利用した法教育に関する情報発信
- ・マスコットキャラクターを活用した広報活動



法教育マスコットキャラクター ホウリス君

3.有為な法曹人材の確保に向けた取組

- ・法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信 の強化
- ・法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析





4.活動領域の拡大に向けた環境整備

- ・法曹養成制度改革連絡協議会の開催
- ・法曹有資格者による海外展開支援

その他政策評価に当たり把握する事項

・法教育、法曹養成に係る予算額

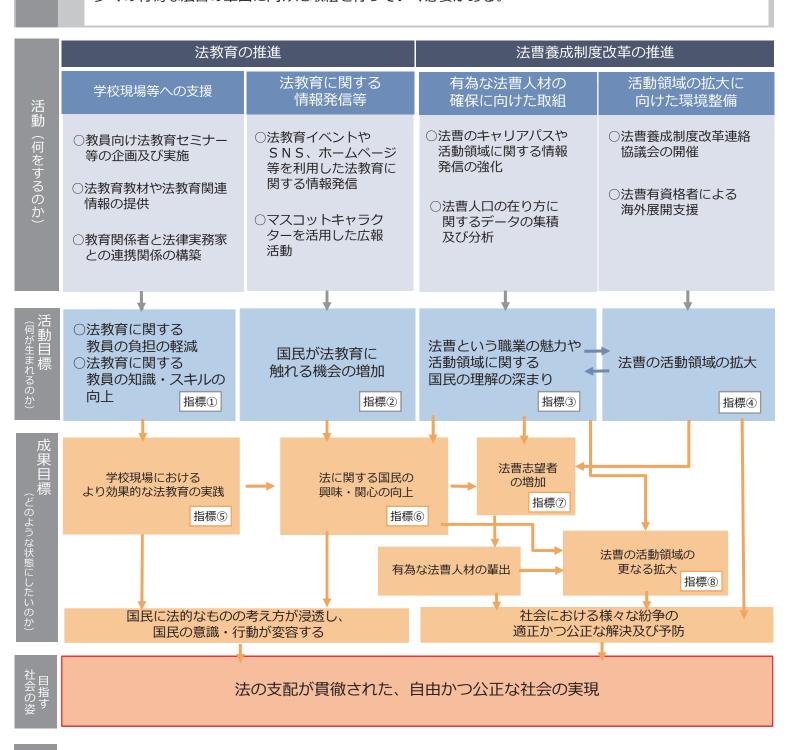
1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組



法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

共生社会の実現を支える 国民の意識の変容 学校現場における より充実した法教育の実践 質の高い 法曹の養成 多様化する 法的ニーズへの対応

討 記 価値観が多様化し、複雑化した現代社会においては、国民に対する法教育や質の高い法曹の養成等による人的基盤の強化が不可欠である。しかし、学校現場の余裕の無さや教員の法教育スキルの未熟さにより、学校現場等における法教育の実践が十分とは言いがたい場合があるため、これに対する支援等を行う必要がある。また、かつてと比べ法曹を将来の職業として志望する者が減少していることから、より多くの有為な法曹の輩出に向けた取組を行っていく必要がある。



測定 指標

測定指標(指標①~®)は付属表に記載



目指すべき姿 裁判外紛争解決手続(ADR)の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続(ADR)とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能な制度。ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続(認証ADR)となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODRという。

施策群と施策

1. ODRの推進

ODR参入支援・認知度向上のため、次の取組を実施

- ①情報基盤の整備
- ②相談からODRへの導線確保
- ③ODR事業への参入支援
- ④国民向けODR情報発信

質の高いODRの社会実装を目指し、次の取組を実施

- ①相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた環境整備
- ②トップレベルのODRが提供される環境整備
- ③ A I 技術活用に向けた基盤整備

2. 認証ADR制度の適正運用

以下の認証審査・監督業務等を適切に実施

- ・法定の基準・要件の適合性審査
- ・法定の基準・要件の適合性維持に係る監督
- ・認証申請を検討する事業者からの事前相談受付

ADR制度利用の促進のため、以下の取組を実施

- ・認証ADRへの新規参入の促進
- ・国民へ利用促進のための広報活動



その他政策評価に当たり把握する事項

・ODRの推進、ADR認証制度運用に係る予算額

2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化



裁判外紛争解決手続(ADR)の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続(ADR)とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能。 ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続(認証ADR)となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODRという。

利便性向上のためのデジタル化への対応

認証ADR制度の適正な運用による利用促進

手続の多様性、簡易・迅速性、非公開性等の特長を持つADRの可能性を広げ、利便性の向上、更には制度全体の利用を促進することが期待されるデジタル技術を活用したODRの導入がごく一部の事業者にとどまっており、制度本来のメリットを発揮できていない。

ADRのデジタル化(ODR)の推進 認証ADR制度の適正運用 相談・交渉・調停のワンストップ化 情報基盤の整備 適切な認証審査・監督業務の実施 ·ODR機関検索の利便化 に向けた環境整備 ・法定の基準・要件の適合性審査 ・データフォーマットの在り方検討 (何をするのか) ・法定の基準・要件の適合性維持に係る監督 相談からODRへの導線確保 トップレベルのODRが提供される 認証申請を検討する事業者からの ・相談機関からODR機関への紹介 環境整備 事前相談受付 ODR事業への参入支援 ・世界最先端ODR技術の調査研究 ・認証手続の迅速化 ・ODR実証実験 ADR制度利用の促進 ・諸外国ODR機関等ネットワーク ・認証ADRへの新規参入の促進 国民向けODR情報発信 への参画 ・ADRの日(週間)の設定 ・国民へ利用促進のための広報活動 A I 技術活用に向けた基盤整備 ・企業の苦情担当者、相談員への周知 ・データベースの検証 ・紛争解決事例の見える化 ・AI技術活用と倫理等の課題検討 ・ADR認証申請の 事業者がODRに参入しやすい データ連携やAI、最先端技術を 迅速な処理 国民向け広報活動の 環境(情報基盤、手続、認知 活用したODRの導入に係る課題等 実施 ・認証事業者に対す 度)を整備する を調査し、整理する る監督の実施 指標① 指標② 指標③ 指標(4) 認知度が向上する 最先端技術を活用したODR ADRの認知度が (どのような状態にしたいのか ODRを実施、新規参入する の社会実装に必要な条件等が 向上する 認証事業者の質が 明らかになる 認証事業者が増加する 指標⑤ 指標⑥ 指標® 担保され、ADR による紛争解決に 的確に対応する 最先端技術の活用、手続の整 認証事業者や受理 ODRにより解決される 備等により、ODRの利便性 件数が増加する 紛争が増加する 指標(7) が向上する 指標⑨ 身近なデバイスがあれば、いつでもどこでもだれでも ADR認証制度の信頼性確保 紛争解決を試みることができるようになる

社会の次

課

国民が自らの紛争を解決しようとしたとき、ふさわしい解決手続を容易に選択できるようにする

測定 指標

測定指標(指標①~9)は付属表に記載



目指すべき姿

国際商取引をめぐる紛争解決手続のグローバル・スタンダードである国際仲裁を活性化 させることにより、国際的な法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させるとともに、我が国の経済成長に貢献する。

施策群と施策

1.仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成

国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材の育成

- ① 各種研修の実施
- ② 海外の人材育成に関する仲裁関連団体と連携したトレーニングプログラムの提供
- ③ 大学教育との連携

2.国内外の企業・法律実務家等に対する広報・意識啓発

- ・日本企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解を浸透
- ・第三国仲裁の我が国での実施の活性化
- ・我が国を拠点とする仲裁機関の国際的な認知度及び評価の向上
- ① 国内の企業等を対象とした我が国でのセミナーの実施
- ② ASEAN地域を含む海外の企業等を対象とした 海外向けイベントの実施・参加
- ③ 最新の国際水準を備えた仲裁法制を含む、 我が国の法制度等に関する情報の発信





その他政策評価に当たり把握する事項

国際仲裁活性化の基盤整備に係る予算額

3 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備



国際商取引をめぐる紛争解決手続のグローバル・スタンダードである国際仲裁を活性化させることにより、国際的な法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させるとともに、我が国の経済成長に貢献する。

課題

国際仲裁に精通した人材の不足

国内外の企業・法律実務家等における国際仲 裁の意義・有用性等に関する理解が不十分 我が国の法制度に関する 海外ユーザーからの信頼 や認知度が不十分

日本企業及び海外企業の取引契約書において、仲裁条項、特に我が国を仲裁地とする仲裁条項が十分に活用されていない。

仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の 国内外の企業・法律実務家等に対する 人材育成 広報・意識啓発 活動 ○国内の企業等を対象とした我が国でのセ ○各種研修の実施 ミナー・シンポジウムの実施 ○海外の人材育成に関する仲裁関連団体と ○ASEAN地域を含む海外の企業等を対象と 連携したトレーニングプログラムの提供 した海外向けイベントの実施・参加 ○大学教育との連携 ○最新の国際水準を備えた仲裁法制を含む、 我が国の法制度等に関する情報の発信 (何が生まれるのか)(目標 国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含 国内外の企業・法律実務家等に対し、効果的 めた法務人材の育成を実施する な広報・意識啓発施策を実施する 指標① 指標② 成果目標 第三国仲裁の我が 国内企業等における国際仲 国際仲裁に精通した人材が育成される 裁の意義・有用性等に関す 国での実施が活性 る理解が進む 化する 指標③ 指標④ 指標④ (どのような状態にしたいのか) ○日本における国際仲裁取扱件数が増加する。 ○日本企業の海外進出時における法的紛争解決の選択肢が増加する。 ○対日投資を呼び込むための基盤が整備される。 指標⑤

測定 指標

測定指標(指標①~⑤)は付属表に記載

○司法分野における我が国の国際的プレゼンス向上

○国際的な法の支配の促進

○我が国の経済成長に貢献



目指すべき姿

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に 即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。

施策群と施策

1. 捜査・公判能力の向上

情報通信技術の進展や犯罪のボーダレス化等に伴い、 複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための 知識・技能を習得し、捜査・公判能力の向上を図る。

2. 犯罪被害者等の保護・支援

- ①犯罪被害者等の保護・支援を担当する 職員の対応能力の向上を図る。
- ②犯罪被害者等の保護・支援に関する情報提供を充実させる。



3. 広報活動の実施

一般市民から小・中・高校生に至るまで 幅広い国民を対象に検察の意義・役割や 法教育に関する授業を実施するなど、 地域に密着した広報活動を実施する。



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・施策の予算額
- ・検察組織の定員(検事・事務官)
- ・新規採用者数と性別割合(検事・事務官)
- ・職員の平均年次休暇取得日数
- ・職員の育児休業取得率

検察権行使を支える事務の適正な運営 4



検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に 行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。

> デジタル技術、情報 通信技術の進展

犯罪のグローバル 化・ボーダレス化

犯罪被害者等の 保護・支援

検察の意義や役割に 対する国民の理解

- ・デジタル技術、情報通信技術の進展に伴い、これらを悪用した犯罪が頻発し、犯罪の匿名化・広域
- ・国際交流が活発になる一方、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて 敢行される犯罪の増加。
- ・事案の真相を解明する上で、犯罪被害者等の方々に、事情聴取や裁判で証人として証言をしていた だくなどの協力を得る必要がある一方、適切なサポートを必要としている場合も少なくない。

(何をするのか)

捜査・公判能力の向上

犯罪被害者等の 保護・支援

広報活動の実施

職員研修の実施

・サイバー犯罪の捜査手法や 証拠保全・解析技術を習得 させる研修の実施

職員研修の実施

・犯罪被害者等の支援担当者を 対象とした研修の実施

支援情報等の提供

・刑事手続における犯罪被害者等の 保護・支援に関する情報の提供

地域に根ざした広報活動の実施 ・一般市民から小・中・高校生に 至るまで幅広い国民を対象とした

出前教室等の実施

社会情勢に応じて複雑化・多様化 する犯罪形態に的確に対応するた めの知識や技能を習得する

指標①

・犯罪被害者等の保護・支援等に 関する知識や心情等に配慮した 対応を習得する

・犯罪被害者等の保護・支援に関 する制度等をまとめたパンフ レット等を作成、配布する 指標② 検察庁の業務説明や法教育に 関する広報を行う

出前教室や移動教室等による

指標③

(どのような状態にしたいのか)成果目標

・先端犯罪に対処するための 捜査・公判能力が向上する

・迅速、適正な捜査処理が行わ れる

指標④

捜査・公判過程において、犯罪被 害者等の心情や置かれた状況に配 慮した柔軟な対応がなされる

指標⑤

検察活動の意義や役割を理解する人 が増え、捜査・公判過程において、 犯罪被害者等や事件関係者から必要 な協力を得やすくなる

社会情勢の変化に的確に対応し、適正かつ迅速な捜査・公判活動が行われる

法秩序が守られ、安全・安心な社会を実現する

測定 指標

測定指標(指標①~⑤)は付属表に記載



目指すべき姿

被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、 刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、 新たな犯罪被害者を生じさせない。

施策群と施策

1.改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇の実施

- アセスメント機能の充実強化(④)
- 刑務作業・職業訓練等の実施(①)
- 特性に応じた指導・教育の実施(④)
- 処遇体制の充実(④)
- 効果検証・調査研究の実施(④)

2.多機関連携による社会復帰支援の実施

- 就労に向けた相談・支援の充実(①)
- 福祉関係機関等と連携した支援・調整の実施(②)
- 学校等と連携した修学支援(③)



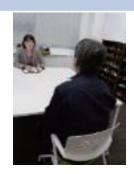


3.適正な矯正処遇のための基盤・環境の整備

- 組織風土の変革
- 矯正施設の適正な管理運営(⑦)
 - ・耐震対策等の収容環境の整備
 - ・サポート体制・マネジメント体制の充実
 - ・警備用機器の整備、効果的な活用
 - ・刑事施設職員の人材育成の充実を始めとした矯正職員の職務執行能力の向上(⑦)
 - ・業務効率化、省力化(⑦)
- 不服申立制度の運用改善
- 適正な保健医療提供体制の確保・整備(⑦)

4. 開かれた矯正に向けた取組の推進

- 地域と連携した取組の推進(⑥)
 - 災害発生時の支援活動
 - ・矯正施設と自治体等との連携
 - ・法務少年支援センターによる地域援助の実施
- ○適正な運営の確保
 - 視察委員会制度の運用改善



※()内の番号は再犯防止推進計画における7つの重点課題の項番に該当

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、再犯防止推進白書等も活用

- ・矯正予算の金額
- ・矯正官署の数・職員定員(刑・少・鑑)
- ・新規採用者数とこれに占める女性の割合(刑・少・鑑)
- ・矯正職員を志望した者の数
- ・職員の年次休暇取得日数
- ・職員の育児休業取得日数、割合

矯正処遇の適正な実施 5



被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、 刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新 たな犯罪被害者を生じさせない。

責

収容の確保

再犯・再非行の防止

関係機関との連携

地域との共生

拘禁刑下において、矯正施設の適正な収容環境を保持しつつ、「一人の人間」としての被収容者に正面 から向き合い、更生に導くことで、国民生活の基盤である国の治安を支える責務

矯正処遇の 基盤・環境の整備

組織風土の変革

- 矯正施設の適正な管理運営/ 計②
- 耐震対策等の収容環境の整備 ・サポート体制、マネジメント体制の充実
- ・警備用機器の整備、効果的な活用
- ・刑事施設職員の人材育成の充実を始め とした矯正職員の職務執行能力の向上/
- ・業務効率化、省力化/計⑦

不服申立制度の運用改善

適正な保健医療提供体制の 確保・整備/計②

- 医師等の医療従事者の確保、育成
- ・外部医療機関との関係構築

改善更生・円滑な社会 復帰に向けた矯正処遇

アセスメント機能の充実強化

刑務作業・職業訓練等/計① 特性に応じた指導・教育/計④ 処遇体制の充実/計④

効果検証・調査研究/計④

多機関連携による 社会復帰支援

就労に向けた相談・支援/計①

福祉機関等と連携した支援・ <u>調整</u> / 計②

学校等と連携した修学支援/

開かれた矯正に 向けた取組の推進

地域と連携した取組の推進/ 計(6)

- ・災害発生時の支援活動
- ・矯正施設と自治体等との連携
- ・法務少年支援センターによる地域 援助の実施

適正な運営の確保

視察委員会制度の運用改善

何が生まれるか

収容を確保し、安全で、改善更生に向 けた処遇に必要な機能を備え、規律偏 重に陥らない風通しの良い職場環境を 整備する

人権意識、矯正処遇に必要な専門性を 身に付けた職員を育成し、配置する

不適正な処遇の早期発見、処遇の適正 化等を図るための取組を進める

社会一般と同程度の医療水準を確保 する

・受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に 基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する

- ・処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、 改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う
- ・円滑な社会復帰に必要な支援(就労・住居・福祉等)に応じて、 関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築する
- ・専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する

・地域のニーズ、課題を把握する -ズ等に対応した取組を矯正 施設と地域が連携して進める

指標④

・視察委員会等を通じて、矯正 施設の運営に第三者の視点や 意見を取り入れる

施設運営の透明性が確保され、

指標⑤

指標⑨

(どんな状態にしたいか

会の姿

矯正施設に収容されている者 の処遇が適切に行われ、安定 的に施設が運営される

指標⑥

など、改善更生・社会復帰に向けて取り組む

指標①

関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏 付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止 に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける 指標(7)

受刑者等が自らの犯罪の責任を自覚し、 個々の受刑者等の状況に応じて、出所 社会生活を送る上で必要な知識・技能の習得

(院)後を見据えた社会における就 労・住居等の生活環境が整えられる

指標®

指標②・3

関係機関や国民が、施設の 実情・取組等を知る機会が 増加する

その改善が図られる

効果検証等を通じて 矯正施設の取組の意義や効果 が国民に明らかとなる

受刑者等が円滑に社会復帰でき、再犯・再非行すること なく社会生活を送ることができるようになる

指標⑩

幅広い国民から、矯正施設を含む刑事司法制度や再犯防止・ 更生支援に対する理解・協力を得られるようになる

安全・安心な社会の実現

測定

測定指標 (KPI①~⑩)は付属表に記載



目指すべき姿 犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。

施策群と施策

1.矯正施設収容中の生活環境の調整等

- ①生活環境の調整
- ・受刑者等の状況に応じた帰住先、支援等の調整
- ②仮釈放等の審理
- ・生活環境の調整等の充実を通じた仮釈放等の審理の円滑化
- ③住居の確保
- ・更生保護施設の受入れ機能の充実
- ・自立準備ホームの確保・活用
- ・公営住宅、賃貸住宅等への居住支援

2.対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施

①特性に応じた専門的な処遇

- ・適切なアセスメントに基づく保護観察の実施
- ・薬物事犯者、性犯罪者等に対する専門的処遇プログラムの実施
- ・保健・医療等の専門的な援助を行う関係機関との連携強化

②就労支援

- ・関係機関と連携した就労支援の実施
- ・就労後の職場定着への支援
- ・多様な業種の就労先の確保

③満期釈放者等への息の長い支援

- ・更生緊急保護の実施
- ・更生保護施設退所者等の社会復帰支援の充実
- ・刑執行終了者等への援助
- ・更生保護に関する地域援助の実施

3.犯罪被害者等の支援等

- ○犯罪被害者等の意見等の聴取等
- ・意見等の聴取、心情等の聴取・伝達、相談・支援等の実施
- ・意見又は心情等を踏まえた生活環境の調整、保護観察等の実施

4.地域における理解・協力の確保

①犯罪予防活動の実施

- ・社会を明るくする運動を始めとする各種団体等と連携した 更生保護に関する広報啓発活動等の実施
- ②民間協力者の確保・支援
- ・保護司会等に係る活動拠点整備、助成、表彰等の活動支援
- ・保護司活動のデジタル化の推進
- ③地方公共団体との連携
- ・地域再犯防止推進計画の策定等の促進
- ・地域のネットワークにおける取組支援

5.医療観察対象者の社会復帰支援

- ①精神保健観察等の実施
- ・精神保健観察の実施
- ・生活環境の調査・調整の実施
- ②関係機関相互の緊密な連携の確保
- ・ケア会議の実施等を通じた、自治体、医療機関等との緊密な連携の確保
- ・障害福祉サービス事業者等の理解促進

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、犯罪白書や再犯防止推進白書等も活用

保護観察等の概要を示すデータ

- ①保護観察開始人員の推移
- ②罪名別·年齢層別構成比
- ③出所受刑者人員の推移

組織運営に関するデータ

- ①更生保護官署職員の定員の推移
- ②更生保護関連予算の推移

更生保護に関連する制度・事業の 導入、改正等の概要



更生保護活動の適切な実施



犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、 人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」 共生社会をつくる。

- 犯罪をした者等の再犯・再他害の防止と円滑な社会復帰の実現
- 地域社会からの信頼の確保と多様かつ広範なネットワークの構築

犯罪をした者等の再犯・再他害を防止するため、その社会復帰を支援するとともに、犯罪被害者等の実情を真摯 に受け止めつつ、保護観察等による適切な処遇を実施する。また、保護司を始めとする民間協力者を確保・支援 するほか、更生保護に対する国民の信頼を得ることにより、犯罪をした者等が地域の一員として社会復帰できる 社会のネットワークを拡げ、誰もが安心して生活できる地域社会の実現を目指す。

矯正施設収容中の 生活環境の調整等

生活環境の調整

・受刑者等の状況(住居、就 労、福祉等) に応じた帰住 先、支援等の調整

仮釈放等の審理

活動

(何をするのか

生活環境の調整等の充実を 通じた仮釈放等の審理の円 滑化

住居の確保

- ・更生保護施設の受入れ機能 の充実
- ・自立準備ホームの確保・活
- ・公営住宅、賃貸住宅等への 居住支援

・受刑者等の状況を的確

に把握し、釈放後の住

居や就労先、必要な支

援等に関する調整を行

・仮釈放等の審理が円滑

に行われる

対象者の特性等を踏まえた 保護観察等の実施

特性に応じた専門的な処遇

- ・適切なアセスメントに基づく保護観察の実施
- ・薬物事犯者、性犯罪者等に対する専門的 処遇プログラムの実施
- ・保健・医療等の専門的な援助を行う関係 機関との連携強化

- ・関係機関と連携した就労支援の実施
- 就労後の職場定着への支援
- 多様な業種の就労先の確保

満期釈放者等への息の長い支援

- 更生緊急保護の実施
- 更生保護施設退所者等の社会復帰支援の充実
- ・刑執行終了者等への援助
- ・更生保護に関する地域援助の実施

地域における 理解・協力の確保

犯罪予防活動の実施

・社会を明るくする運動を始めとする各 種団体等と連携した更生保護に関する 広報啓発活動等の実施

民間協力者の確保・支援

- ・保護司会、更生保護女性会、BBS会、 協力雇用主等に係る活動拠点整備、助 成、表彰等の活動支援
- ・保護司活動のデジタル化の推進

地方公共団体との連携

- ・地方再犯防止推進計画の策定等の促進
- ・地域のネットワークにおける取組支援

医療観察対象者の 社会復帰支援

精神保健観察等の実施

- 精神保健観察の実施
- 生活環境の調査・調整の 実施

関係機関相互の緊密な 連携の確保

- ・ケア会議の実施等を通じ た自治体、医療機関等と の緊密な連携の確保
- ・障害福祉サービス事業者 等の理解促進

犯罪被害者等の支援等

- ・意見等の聴取、心情等の聴取・伝達、相談・支援等の実施
- ・意見又は心情等を踏まえた生活環境の調整、保護観察等の実施
- ・犯罪被害者等の思いに応える更生保護活動を行う

指標③

- ・保護観察対象者の特性等を踏まえた 効果的な指導監督・補導援護を行う
- ・保護観察対象者等が早期に適切な就 労先を得るとともに、職場定着が促 進される
- ・満期釈放者等に対して、個々の状況 に応じた効果的な支援を行う

指標②

- ・地域における更生保護に関する広 報・啓発活動が活発に行われる
- ・保護司を始めとする更生保護の民 間協力者が増加する
- ・地方公共団体等の地域の関係機関 から更生保護に対する幅広い支援 が拡充される

指標④

- ・精神保健観察への円滑な 移行、継続的な通院が確 保される
- ・ケア会議等により情報共 有、処遇方針の統一がな され、関係機関が連携し た援助が実施される
- ・障害福祉サービス事業者 等の医療観察対象者の受 入れに関する不安が解 消・軽減され、事業者等 の協力が得られる 指標⑤

(何が生まれるのか)

- ・ 適当な帰住先のない満期釈放者が減少し、地域の理解と協力を得なが ら、専門的な知見に基づく指導や支援を受ける者が増加する
- ・社会資源の拡大と官民協働体制の深化により、犯罪をした者等を受け 入れる体制が更に拡充される 指標⑦ 指標⑥

地域に根ざした更生保 護活動が継続・発展的 に進められる

指定通院医療機関や障害福 祉サービス事業者等による 手厚く専門的な医療・援助 を受けることが可能となる

犯罪をした者等が自らの責任や問題を自覚し、地域社会において 就労・通学・通院など改善更生・社会復帰に向けて取り組む

更生保護の意義、活動 等への社会の理解が深 指標(8)

医療観察対象者の 社会復帰が促進される

犯罪をした者等が、円滑に社会復帰でき、 再犯することなく社会生活を送ることが できるようになる 指標(9)

指標①

幅広い国民から、更生保護への理解・協力が得られ、犯 罪をした者等を再び地域に受け入れるソーシャル・イン クルージョンの理念が浸透する

指標⑩

安全・安心で、誰一人取り残さない共生社会の実現

測定

測定指標(指標①~⑩)は付属表に記載

破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の 規制に関する調査等



目指すべき姿

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係 機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況 を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。 これらの活動により、公共の安全の確保を図る。

施策群と施策

1. 国内外の諸動向に関する情報の収集・分析

- ①インテリジェンス機能の強化
- ・情報収集・分析に係る体制・基盤の整備、職員 の人材育成
- ・関係機関との連携強化
- ②情報収集・分析
- ・我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのあ る国内外の諸動向について幅広く情報を収集・ 分析









2. 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく団体規制

- ①破壊活動防止法及び団体規制法に基づく調査等
- ・破壊的団体等の規制に関する公安調査官による 調査等
- ②団体規制法に基づく規制
- ・いわゆるオウム真理教に対する観察処分の実施



3. 我が国の公共の安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供

- ①官邸や内閣官房を始めとする関係機関への情報貢献
- ・国内外の諸動向に関する情報の収集・分析によって 得られた成果を関係機関に提供
- ②情報発信・啓発
- ・技術・データ・製品等の流出防止に向けた情報発信・ 啓発
- ・テロやサイバー攻撃の動向等やいわゆるオウム 真理教に関する情報発信
- ・いわゆるオウム真理教に関する調査結果の関係地方 公共団体への提供及び地域住民との意見交換会の開催



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・団体規制及び情報貢献に係る予算額
- ・公安調査庁の業務に従事する職員の性別ごとの割合
- ・職員の年次休暇取得日数
- ・職員の育児休暇取得日数、割合

破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等



破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供 することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を 明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これ らの活動により、公共の安全の確保を図る。

題

活動

(何をするのか

経済活動を利用した安全 保障に影響を与える動向

重要情報を狙った サイバー攻撃

国際テロの脅威

領土・海洋権益等を めぐる周辺国への懸念

いわゆるオウム真理教や過激 派の組織拡大に向けた動向

内外の情勢の変化やこれにより生じる新たな社会不安や脅威に関する

情報の収集・分析

インテリジェンス機能の強化

- ・体制・基盤整備、職員の人材育成
- ・関係機関との連携強化

情報収集・分析

予兆の把握、官民連携の推進の重要性が増大している

・我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある 国内外の諸動向について幅広く情報を収集・分析

情報貢献・情報発信

官邸や内閣官房を始めとする関係機関 への情報貢献

・国内外の諸動向に関する情報の収 集・分析によって得られた成果を 関係機関に提供

情報発信・啓発

- ・技術・データ・製品等の流出防止に 向けた情報発信・啓発
- ・テロやサイバー攻撃の動向等やいわ ゆるオウム真理教に関する情報発信
- いわゆるオウム真理教に関する 調査結果の関係地方公共団体への提 供及び地域住民との意見交換会の開

団体規制

破壊活動防止法及び団体規制法に基づ く調査等

・破壊的団体等の規制に関する公安調 査官による調査等

団体規制法に基づく規制

・いわゆるオウム真理教に対する観察 処分の実施

(何が生まれるのか)

先端技術等を標的とした懸念動 向、サイバー攻撃の予兆、国際 テロに関する不穏動向等を早期 に把握・共有する

指標①

技術・データ・製品等の保護に必 要な情報を企業等に発信し、保護 に向けた取組を促進する 指標①

テロやサイバー攻撃等、公共の安 全を脅かす動向への注意を喚起す 指標①

調査、処分請求等の関係法令に 基づく手続を適切に実施する

いわゆるオウム真理教に対する観 察処分を適正・厳格に行う

指標②

関係機関において政策の立案・ 推進や法執行に活用され、被害 発生の防止に資する

安全の確保に向けた行動を国民や 企業等に促す

いわゆるオウム真理教などの破壊的 団体等の活動状況を明らかにし、そ の危険性の増大を抑止する テロ等の暴力主義的破壊活動に対す

る国民の恐怖感や不安感が解消、緩 和される

指標③

公共の安全を脅かす活動の未然防止に貢献する

公共の安全が確保される

測定 指標

測定指標(指標①~③)は付属表に記載



目指すべき姿 登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。

施策群と施策

1.登記事務の適正円滑な実施

- ・登記事務の処理
- ・登記情報システム等の維持管理

不動産登記

所有者不明土地問題への対応

- ・長期相続登記等未了土地解消事業の実施
- ・表題部所有者不明土地の解消事業の実施
- ・相続土地国庫帰属制度の実施
- ・相続登記申請義務化の施行

筆界の明確化

- ・登記所備付地図作成作業の計画的な実施
- ・筆界特定制度の実施

商業・法人登記

会社設立登記手続の円滑化

- ・設立登記の優先的処理
- ・設立登記のオンラインワンストップ化

電子認証制度の普及

・会社・法人の代表者等の電子証明書の普及促進

2. 戸籍・国籍事務の適正円滑な実施

戸籍事務

市区町村への指導・助言

- ・市区町村への指導
- ・市区町村からの照会対応

無戸籍者問題解消に向けた取組の推進

- ・市区町村や行政機関等と連携した情報把握
- ・無戸籍者の実情に応じた支援の実施

国籍事務

国籍事務の処理

・帰化許可申請や国籍取得届等に対する審査処分



無戸籍者解消ポスター



3. 社会情勢への対応

デジタル社会への対応

登記・供託手続のオンライン化の推進

・登記事項証明書請求のスマートフォン対応

情報連携の推進

- 登記情報の行政機関間の連携の推進
- ・戸籍事務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携

新たな社会課題への対応

相続手続の円滑化

・遺言書保管制度の実施

所有者不明土地問題への対応(再掲)

その他政策評価に当たり把握する事項

・民事行政に係る予算額



不動産登記推進イメージキャラクター 「トウキツネ」



- ・法務局職員定員
- ・法務局職員に占める女性職員の割合

民事行政の適正円滑な実施 8



登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、 取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。

課題

活動

所有者や筆界が不明確な ことが円滑な土地取引を 阻害

会社の起業環境の改 善などの国内外から の要請

出生の届出がされず、 戸籍に記載されない子 (無戸籍者)が存在

デジタル化や高齢化な ど、社会情勢の変化

民事行政に関する各制度を適正・円滑に運用しつつ、社会情勢の変化に伴う現状や問題点を的確に把 握し、柔軟に対応していくことで、国民の権利及び財産の保護を図る。

登記事務の適正円滑な実施

- ・登記事務の処理
- ・登記情報システム等の維持管理

不動産登記

所有者不明土地問題への対応

- 長期相続登記等未了土地 解消事業の実施
- ・表題部所有者不明土地の 解消事業の実施
- 相続土地国庫帰属制度の
- ・相続登記申請義務化の施行

筆界の明確化

着実な実施

着実な実施

- ・登記所備付地図作成作業の 計画的な実施
- ・ 筆界特定制度の実施

所有者不明土地等対策の

・筆界の明確化に係る施策の

商業・法人登記

<u>会社設立登記手続の</u> 円滑化

- ・ 設立登記の優先的処理
- ・設立登記のオンライン ワンストップ化

電子認証制度の普及

会社・法人の代表者等 の電子証明書の普及促 進

戸籍・国籍事務の 適正円滑な実施

戸籍事務

市区町村への指導・助言

- ・市区町村への指導
- ・市区町村からの照会対応

無戸籍者問題解消に向けた 取組の推進

- ・市区町村や行政機関等と 連携した情報把握
- 無戸籍者の実情に応じた 支援の実施

国籍事務

国籍事務の処理

・帰化許可申請や国籍取得 届等に対する審査処分

社会情勢への対応

デジタル社会への対応

登記・供託手続のオンライン化 の促進

・登記事項証明書請求のスマート フォン対応

情報連携の推進

- ・登記情報の行政機関間の連携の
- ・戸籍事務におけるマイナンバー 制度に基づく情報連携

新たな社会課題への対応

相続手続の円滑化

・遺言書保管制度の実施

所有者不明土地問題への対応 (再掲)

- ・登記事務の適正円滑な実施
 - ・ 設立登記の円滑な処理
 - 商業登記電子証明書の 普及

指標④

指標①

- 市区町村の戸籍事務に従事 する職員の知識習得
- ・無戸籍者の情報の把握及び 戸籍への記載 指標(5)
- ・帰化許可・不許可の処分 及び国籍取得届の受理・ 不受理の決定の実施

指標⑥

- ・登記・供託手続のオンライ ン利用促進
- ・登記・戸籍情報の行政機関 間連携の実現 指標⑦
- 相続手続の円滑化施策の着 実な実施 指標®

- 所有者不明土地の発生抑
- 土地取引の円滑化

取引の安全と円滑化

指標⑨

指標②

指標③

- ・設立登記手続の利便 性の向上
- 会社・法人の本人確 認のデジタルによる 完結

会社・法人等の信用の

指標⑩

- ・戸籍事務の法令適合性 及び全国統一性の確保
- ・無戸籍者の解消 指標⑪
- ・日本国民としての法的 地位の確立

我が国における身分関係の

安定

指標①

・法務局の各種手続のアク セス性や利便性の向上

社会情勢に対応した民事行

指標⑬

・相続手続の円滑化

政の実現

指標⑭

国民の財産上及び身分上の権利の保護

則定

測定指標(指標①~⑭) は付属表に記載

維持

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による 被害の救済及び予防



目指すべき姿 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、 国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

施策群と施策

1. 人権啓発

- ①国民の理解を深めるための啓発活動の実施
- ・全国中学生人権作文コンテスト、人権教室、人権シンポジウム等、 人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する
- ・人権啓発教材・動画を作成し、広く国民に提供する
- ②各種媒体を活用した広報の展開 インターネット広告等各種媒体を活用し、各種啓発活動について 幅広い国民に向けた広報を展開する





2. 人権相談

- ①相談体制の整備(相談方法の多様化) 面談、電話、インターネット、手紙、SNSなど相談窓口を 充実・多様化させる
- ②対象に応じた相談窓口の周知 こども、女性など対象に応じた広報媒体を活用して、 人権相談窓口の周知・広報を図る
- ③地域に根ざした人権相談活動の実施 地域に配置された人権擁護委員による地域住民を対象とした 活動を実施する



3. 人権侵犯事件の調査救済

- ①調査救済体制の整備 人権擁護委員の確保、調査救済事務に従事する法務局職員に 対する研修等の体制を整備する
- ②調査救済活動の実施 人権相談や関係機関の取組により把握した人権侵害の疑いのある 事案について、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に 移行させる
- ③人権侵害による被害者救済活動の実施 児童虐待など緊急対応を要する事案について、速やかに学校や児童 相談所などの関係機関と連携を図るなど事案に応じた適切な措置を 講じる



その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、人権教育・啓発白書も活用

- 人権擁護委員の人数及び平均年齢
- ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、

こども・高齢者・障害のある人への虐待や配偶者等 からの暴力、いじめなど、後を絶たない人権侵害事案 インターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス 感染症に関連した不当な差別など新たな問題

実施

・社会の価値観が変化していく中にあって、普遍的な人権尊重思想を普及高揚させる。

国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

・新たな人権課題についても適切に対応して、人権の擁護を積極的に行う。

人権啓発

国民の理解を深めるための啓発活動の

・全国中学生人権作文コンテスト、人権 教室、人権シンポジウム等、人権への 理解を深めるための各種啓発活動を実 施する

・人権啓発教材・動画を作成し、広く国 民に提供する

各種媒体を活用した広報の展開

インターネット広告等各種媒体を活用し、 各種啓発活動について幅広い国民に向け た広報を展開する

人権相談

相談体制の整備(相談方法の多様化)

面談、電話、インターネット、手紙、 SNSなど相談窓口を充実・多様化させる

対象に応じた相談窓口の周知

こども、女性など対象に応じた広報媒体 を活用して、人権相談窓口の周知・広報 を図る

人権擁護委員による地域に根ざした人権 相談活動の実施

地域に配置された人権擁護委員による地 域住民を対象とした人権相談活動を実施 する

人権侵犯事件の調査救済

調査救済体制の整備

人権擁護委員の確保、調査救済事務に 従事する職員に対する研修等の体制を 整備する

調査救済活動の実施

人権相談や関係機関の取組により把握 した人権侵害の疑いのある事案につい て、当事者の意向等を踏まえ速やかに 調査救済手続に移行させる

人権侵害による被害者救済活動の実施

学校や児童相談所などの関係機関と連 携を図るなど事案に応じた適切な措置 を講じる

まれるのか

○国民の人権に関する関心や理解の度合 いに応じ、効果的・効率的に人権啓発 を実施する 指標①

○児童虐待、DVなど身近な者にも助け を求めがたい被害者を含む全ての人 にとってアクセスしやすい相談体制 を構築する

指標②

○人権擁護委員による地域に根ざした 活動を通じて、地域住民から寄せら れる相談に対応する

指標③

○人権侵害の疑いがある事案を把握 した場合に、速やかに調査救済手 続に移行し、個々の事案に応じた 措置を迅速・的確に講じる

指標④

とのような状態にしたいのか)

関心・理解の度合いが低い層に対し、 人権問題についての興味・関心を呼び 起こすとともに、理解を深め、高い層 に対しては、人権問題についての理解 を更に深める 指標⑤

気軽に相談できる機会が提供されることにより、人権侵害の疑いがある事案を 幅広く把握し、被害者の救済を図ることができるようになる

指標⑥

人権尊重思想の高まりにより、人権侵害事案の発生が抑制されるとともに、人権侵害の疑いがある事案について相談しやす くなることで、より早期の被害の救済・予防が図られる

仕会の姿

全ての人々の人権が尊重される社会の実現

測定

測定指標(指標①~⑥) は付属表に記載

10 国の利害に関係のある争訟の適正・ 迅速な処理

令和7年度



目指すべき姿

国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。

施策群と施策

1. 訴訟追行能力の向上

専門的能力を有する職員の育成

・訟務担当職員に対する研修の実施

本省と地方の円滑な意思疎通

- ・会同の開催による情報の共有
- ・法務局・地方法務局に対する事務調査等
- の実施による指導・助言



2. 裁判の迅速化への対応

訟務事務の効率化・環境整備

・民事裁判手続のデジタル化のための環境整備

3. 予防司法支援の充実

予防司法支援制度の周知・活用

- ・予防司法支援制度を行政機関に周知し、活用を促す。
- ・法務局・地方法務局に対する予防事務調査等の実施による指導・助言

その他政策評価に当たり把握する事項

- ○訟務統計の活用
- ·新規事件受理件数
- ・事件終了件数(和解等判決以外も含む)
- 未済件数

- 〇アンケート結果の活用
- ○施策の予算額

国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理 10



国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助 言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法 的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。

社会の耳目を集める大型事件の 増加

民事訴訟のデジタル化や裁判の 迅速化の要請

行政による事前規制から司法に よる事後救済型社会への転換

助言・協力が求められている。

適正迅速な訴訟対応に加えて、これまでに蓄積された法的な知見やノウハウを活用した行政機関への

(何をするのか)

訴訟追行能力の向上

裁判の迅速化への対応

予防司法支援の充実

専門的能力を有する職員の育成

・訟務担当職員に対する研修の実施

本省と地方の円滑な意思疎通

- ・会同の開催による情報の共有
- ・法務局・地方法務局に対する事務 調査等の実施による指導・助言

訟務事務の効率化・環境整備

・民事裁判手続のデジタル化の ための環境整備

予防司法支援制度の周知・活用

- ・ 予防司法支援制度を行政機関に 周知し、活用を促す。
- ・法務局・地方法務局に対する予防 事務調査等の実施による指導・ 助言

- ・職員に対して充実した内容の 各種研修を行い、専門的能力 を向上させる 指標①
- ・会同等を通じて訴訟追行に必 要なスキルを習得させ、事務 処理能力の向上を図る

指標②

- 業務システムの整備により、 事務の効率化や処理能力を 向上させる
- 執務環境を整備し、民事裁判 手続にオンラインで参加する ことにより、裁判の迅速化 及びデジタル化の要請に適 切に対応する 指標③
- ・行政機関が予防司法支援制度 を認知し、利用する
- ・行政機関と訟務組織との間で 協力関係が構築される

指標④

指標⑤

・法と証拠に基づいた適切な 主張立証が行われる

指標⑥

・より迅速な訴訟対応が可能と なる

訴訟の相手方の経済的・精神的 な負担が軽減される

指標⑦

- ・行政機関における法適合性が 向上し、紛争の未然防止や早 期解決が図られる
- ・訟務組織において、行政機関 が抱える法律問題やその争 点・問題点等を事前に把握で きることにより、実際に訴訟 が提起された場合、より適 正・迅速に処理することが可 能となる 指標®

国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られる

どのような状態にしたいのか

法律による行政の原理の確保に寄与

測定指標(指標①~®)は付属表に記載

11 法務行政における国際協力の推進

令和6年度



目指すべき姿 アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治(グッドガバナンス)の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

施策群と施策

1. 法制度整備支援事業の実施

相手国の要請等に応じ、次のような支援を実施

- 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・各種研修、現地セミナーの実施
- ・共同調査研究の実施



2. 法制度整備支援事業の基盤強化

- ①国内における国際法務人材の育成
- ②支援効果向上に向けた調査・研究活動等の実施
- ③関係機関等との連携強化・情報共有、広報活動

3. 国際研修・セミナー等の実施

- ①国際研修・国際高官セミナーの実施
- ②地域別研修の実施
- ③二国間研修等による技術協力



4. 国際連合等の国際機関との連携・協力

- ①国際連合主催の会議への参加、ワークショップ の企画・運営
- ②その他国際機関等主催の国際会議への参加
- ③国際機関等との協力覚書等の締結



その他政策評価に当たり把握する事項

・国際研修、法制度整備支援に係る予算額

・関係職員定員

・国際関係業務に従事する職員の男女別の割合

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、研修所が発行する出版物のほか、 専用ホームページも活用

- ・職員の年次休暇取得日数
- ・職員の育児休暇取得日数、割合

法務行政における国際協力の推進



アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄 与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修 等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治(グッドガバナンス)の実現に 向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

アジア等の開発途上国において、法令や制度運用 の不備、法律実務家の人材育成の遅れなどにより、 社会・経済の円滑な発展が阻害されている。

アジア等の開発途上国において、捜査・裁判・犯罪 者処遇等に係る法令や実務的な運用の不備等により、 犯罪防止対策が不十分となっている。

- ・開発途上国の現状や問題点を把握した上で、適切に法制度整備支援を推進していく必要がある。
- ・国際連合を始めとした国際機関等と連携して、刑事司法分野の課題に対応する必要がある。

開発途上国の 法制度整備支援

基盤強化

国連アジア極東犯罪防止

国際研修の実施

国連等との連携・協力 国際連合等との連携・協力

相手国の要請等に応じた支援

- 裁判官、検事、弁護十等の 専門家の派遣
- ・各種研修、現地セミナーの 実施
- ・共同調査研究の実施
- 国際法務人材の育成 人材発掘、育成研修の実施

法制度整備支援の

調査・研究活動の実施 関係機関との連携強化等

- ・専門家会議の開催
- ・法制度整備支援に関する 情報の共有、広報

研修所を通じた国際研修 各国の捜査・検察・裁判・

矯正・保護の実務家を対象 とした刑事司法分野の研 修・セミナーを実施

- ・国連アジア極東犯罪防止 研修所の運営
- 国連等主催の会議への 参加、ワークショップ の企画運営
- ・ 国際機関等との関係構築

(何が生まれるのか)活動目標

派遣した専門家等により

- ・法令の整備
- 法執行機関の強化を含む 法制度の運用改善
- ・法律実務家の人材育成 など各国の実情に応じた支 援を行う 指標①

・法制度整備支援や国際 法務に関心のある国際法 務人材を確保、育成する

多様なニーズに応える 法制度整備支援の基盤を 作る

指標②

各国の実務家を対象に、 国際連合の重要施策や 刑事司法分野における 課題について、国際研 修を実施する

指標③

・国連等の国際機関との協 力覚書の締結等による関係 を構築する

・会議等を通じた最新の国 際的動向の収集、我が国の 知見や経験を他国に発信す る 指標④

(どのような状態にしたいのか

支援対象国において、 基本法令とそれを運用す る司法関係機関の制度が 整備されるとともに、 法曹実務家等の人材が増 加する

指標(5)

法制度整備支援に対 する理解・関心が高

法制度整備支援のノ ウハウが国内で共有 される(オールジャ パンの体制構築)指標⑥

日本、諸外国、国際機関等の知見・経験が共有さ れるとともに、国際協力の基盤が醸成される

指標⑦

研修等に参加した各国の刑事司法実務家の能力向 上に加え、日本との良好な関係が構築される

指標®

支援対象国の市場経済化 や犯罪防止対策等が進展 する

法制度整備支援を持続的 に行えるようになる

刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成が され、国際的なネットワークが構築・維持される

アジア地域の持続的発展に 寄与する

法の支配及びグッドガバナンス が世界に広がる

我が国の国際社会における 地位が向上する

国際社会の平和と安全の実現

測定 指標

測定指標(指標①~8)は付属表に記載

【令和6年度事後評価実施結果報告書】

総合評価方式(政策評価書)

裁判外紛争解決手続の拡充・活性化

令和6年度法務省政策評価書

~令和2年度から5年度までの活動状況と今後の方向性~

令和6年度政策評価(総合評価方式)

政策所管部局:法務省大臣官房司法法制部

審査監督課

評価担当部局:法務省大臣官房秘書課

- 1 評価の概要
- 2 裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化
 - 裁判外紛争解決手続の取組の背景
 - 裁判外紛争解決手続の取組の全体像と目的
- 3 認証ADR制度の適正運用の状況
- 4 ADRのデジタル化(ODR)の推進の状況
- 5 全体の状況・今後の方向性

目次

1

評価の概要

3

裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化に関して、以下のような成果の兆しが見られる。

- 2007年度の開始以降、2018年度には1,600件を超える受理件数となった。
- 認証ADR事業者数はゆるやかに増加の傾向が見られる。
- デジタル技術を活用したADR (ODR) を導入する認証ADR事業者の出現。
- 一方、今後に向けて次のような課題が明らかになりつつある。

利用の伸び悩み

- ・2018年度をピークに、近年の認証ADRの利用件数は年間1,000件程度に とどまっている。
- ・特にコロナ期間を通じて、2017年度以前の水準から増加していない。

ADRの認知度

- ・2023年度の認知度調査の結果、ADRの認知度は20.9%であった (認証ADRの認知度は2.7%)。
- ・利用者増加に向けて、さらなる認知度向上が望まれる。

ODRの認知度

・ODRの認知度は15.5%にとどまっている(2023年度の認知度調査)。

ODR導入の課題

・ODRの導入がごく一部の事業者にとどまっており、 制度本来のメリットを発揮できていない。

2

裁判外紛争解決手続(ADR)の 拡充・活性化

一 裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化の取組の背景

裁判外紛争解決手続(ADR)とは

様々な民事上のトラブルについて、裁判以外で、法的なトラブルを解決する方法の総称である。例えば、仲裁、 調停、あっせんなどがあり、また、裁判所の調停や行政機関が行うものもあるが、本事業の対象は、法務大臣が 認証した民間事業者が行う調停、あっせん等の和解の仲介を行う手続(愛称:かいけつサポート)を指す。



解決事例

■ 近隣関係のトラブル -



隣人との土地の境界を巡るトラブルで、かいけつサポートの調停を利用しました。調停の実施場所を、紛争となっている現地や近くの公民館にするだ。美軟に対応してくれ、熱心な調停の実施により、お互い歩み寄って調停成立に至りました。

■ 敷金返還等のトラブル -



借家の退去の際、大家さんから示された現状回復費用について納得できず、直接交渉してもまとまらなかったので、かいけつサポートの調停を利用しました。とても話しやすくて、大家さんの理解も得られ、費用を滅縫してもらう形での調停で解決しました。

■ 夫婦関係のトラブル



夫婦が、お互いに対して不満を抱き、 感情的になって離婚の協議をすること ができなかったため、かいけつサポート の調停を利用しました。認証事単一 が間に入ることで、冷静に相手の心情 に耳を傾けることができたため、親権 者・養育費等の興婚条件を話し合いで 解決することができました。

ADRが求められる背景

手続の柔軟性、簡易・迅速性、非公開性、紛争内容に応じた専門家の活用等というADRの利点を活かし、裁判以外の方法で、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって全ての人々に司法へのアクセスを提供することが求められている。

認証ADR事業者の受理件数

・認証ADR事業者の受理件数は年間1,000件程度で推移している。

受理件数と事業者数の推移



ADRのメリット

どんな**メリット**があるの**?**

メリット 1 専門家がサポートします!

「かいけつサポート」には、取り扱うトラブルの分野に精通した専門家がいます。専門家の知識・ ノウハウをいかすことができますので、あなたのトラブルの実情をきちんと踏まえた、きめ細や かで迅速な解決を図ることが期待できます。

メリット2 プライバシーや秘密が守られます!

「かいけつサポート」は、一般に非公開で行われます。あなたのプライバシーや秘密などにもきちんと配慮されますし、他人に知られることなくトラブルの解決を図ることができます。

メリット3 納得できる解決をサポート!

「かいけつサポート」は、第三者を交えた話合いによって、あなたも相手もお互いに納得のいく解決を目指しています。トラブル自体が円満に解決するだけではなく、トラブルが解決した際には、お互いの関係を改善したり、一層発展させることも期待できます。

「かいけつサポート」は、当事者の意向を踏まえながら、柔軟に手続を進め、トラブルの実情に合わせて、お互いが納得できる妥協点を探ることができます。

メリット 4 手続の内容や費用が分かります!

「かいけつサポート」では、あなたにとって気になる手続の内容や費用などの重要なポイントを、 御利用いただく前に、必ず、認証を受けた民間事業者から説明を受けることになっています。本 当に自分にとってふさわしい解決方法なのか、よく考えてから利用することができます。

メリット 5 更にメリットがあります!

「かいけつサポート」では、ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能です。例えば、休日や夜間でも手続可能な事業者もいますので、平日の日中に時間をとれない方でも利用することができます。また、手続を行う場所についても、あなたのニーズに応じて、例えば、自宅等にいながらオンラインを利用して手続をすることができる事業者(※ODR対応)もいます。

また、第三者を交えてじっくり話合いをしていると、その間に時効が成立してしまうことが考えられますが、「かいけつサポート」を利用すれば、法律が定める一定の場合には、時効の完成猶予が認められます。このほかにも、訴訟手続の中止や調停前置の特則といった法的特例が用意されています。

- 裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化の取組の背景

認証ADR事業者の受理件数は、主に特定分野を取り扱う認証ADR事業者の受理件数の割合が大きい。 特定分野を取り扱う認証ADR事業者が取り扱う紛争の分野は、多種多様。

特定分野を取り扱う認証ADR事業者の受理件数のうち、金融・保険分野の占める割合が大きく、年次によって 増減が大きい。

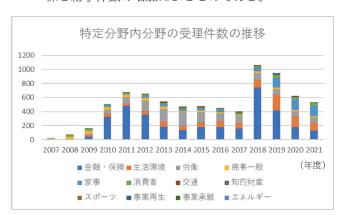
認証ADR事業者の受理件数

- ・認証ADR事業者の受理件数の内訳を見ると、民事一般 を取り扱う認証ADR事業者の受理件数と特定分野を取 り扱う認証ADR事業者の受理件数がおおよそ同程度。
- ・民事一般を取り扱う認証ADR事業者の受理件数については、近年やや減少の傾向が見られる。
- ・2020~2021年度の認証ADR事業者の受理件数の減少については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による可能性がある。



特定分野内での受理件数の推移

- ・特定分野を取り扱う認証ADR事業者は、労働、交通、知財 など多種多様。
- ・2018年度以降、生活環境や家事分野の認証ADR事業者の受理件数も多くなっている。
- ・特定の大きな問題が発生した際にADRが増加する傾向も見られる。
 - ✓ 2018年度の金融・保険分野の認証ADR事業者の受理件 数の増加は、金融庁から指定紛争解決機関としての指 定を受けている認証ADR事業者が受理した特殊事案に 係る紛争件数の増加によるものである。



7

ー 裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化の取組の背景

ODRとは、デジタル技術を活用して調停等の紛争解決手続(ADR)をオンライン上で実施するものである。 認証ADR事業者が行っているODRには、ウェブ会議システムを利用して行うもの(「ウェブ会議型ODR」)や チャット機能等を利用して行うもの(「チャット型ODR」)がある。

ODRが求められる背景

ODRは、手続の柔軟性、簡易・迅速性、非公開性、紛争内容に応じた専門家の活用等というADRの特長に加えて、時間的・場所的な制約を受けない、対面・移動に伴う心理的負担も大幅に軽減することができるといったメリットを有するため、ADRによる公正かつ適正な紛争解決の可能性を大幅に広げることが期待される。例えば、コスト、当事者間の距離、身体的な障がい等の様々な事情から納得のいく解決を諦めざるを得ずに潜在化していた紛争にも法による公正かつ適正な解決の場を提供することが可能となる。

海外ではODRの社会実装が進んでいる

- ・米国eBay社のResolution CenterがODRの先駆け
- ・欧米諸国では、民間事業者がeコマースに起因する 国内・国際紛争等を取り扱うODRを本格的に稼働
- ・アジア諸国でもODRの社会実装に向けた動きが活性化
- ・カナダ・ブリティッシュコロンビア州では司法型ODR が実装されている。

ODRの推進のためのこれまでの主な取り組み

【 ODR(ADR)週間等の設定による広報】

- ・「ADRの日」、「ADR週間」の設定(法務省HP、 法務省Xによる情報発信、認証ADR事業者、関係機関 と連携した広報等)
- ・オンライン・フォーラムの実施(2022年12月1日、 2023年12月1日)
- ・ADR週間中のインターネット広告強化

【 相談機関等からODR機関への紹介ルートの確立】

- ・ADR・ODR推進フォーラム@大阪の実施(2023年10月26日)
- ・オンライン・フォーラムの実施(2022年12月1日、 2023年12月1日)
- 相談機関等への制度説明・意見交換等
- 各種関係機関との情報共有・意見交換等

【 紛争解決事例の見える化とODR機関検索の利便化】

・かいけつサポートIPリニューアル (検索機能の搭載)

【 社会実装のための環境整備 】

- ・ODR技術に関する海外調査研究
- ・実証実験の実施

一 裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化の全体像と目的 裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化の全体像と目的は以下の通り。

	認証ADR制度	その適正運用 アルフェー	ADRのデジタル化(ODR)の推進					
	ADRの認証審査・監督	ADRの利用の促進	ODRの参入支援と 認知度向上	ODRの社会実装				
目的	・ ADR認証制度の信頼性確何	呆	• 身近なデバイスがあれば も紛争解決を試みること	、いつでもどこでもだれで ができるようになる。				
取組の方向性	ADR認証申請の迅速な処理認証ADR事業者に対する監督の実施	国民向け広報活動の実施	• 事業者がODRに参入しや すい環境(情報基盤、 手続、認知度)を整備	・ データ連携やAI、最先 端技術を活用したODRの 導入に係る課題等の調 査、整理				
取組内容	法定の基準・要件の適合性審査法定の基準・要件の適合性維持に係る監督認証申請を検討する事業者からの事前相談受付	相談機関等への制度説明・意見交換等パンフレット配布インターネット広告	 ODR機関検索の利便化 相談機関からODR機関への紹介ルートの確立 認証手続の迅速化 ADRの日(週間)の設定 相談員等への周知 紛争解決事例の見える化 	 データフォーマットの 在り方検討 世界最先端ODR技術の調査研究 ODR実証実験 データベースの検証 AI技術活用と倫理等の 課題検討 				

3

認証ADR制度の適正運用の状況

11

ー 認証ADR制度の適正運用の目的と取組

認証申請を検討している者からの相談に適切に応じ、多様な事業者からの認証申請を促している。 認証ADRの利用増加に向け、国民向けの広報活動を実施している。

目的

ADRが国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、 ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

活動

認証ADR制度の適正運用

活動 目標 適切な認証審査・ 監督業務の実施

期間 中の 取組

- ・法定の基準・要件の適合性審査
- ・法定の基準・要件の適正維持に係る監督
- ・認証申請を検討する事業者からの事前相談受付

指標



認証ADR制度利用の促進

- ・国民への利用促進のための広報活動の実施
 - ✓ 相談機関等への制度説明・意見交換等
 - ✓ パンフレット配布
 - ✓ インターネット広告、等 2022年9月1日から2022年11月30日まで バ ナー広告の実施





周知·広報 件数 15件

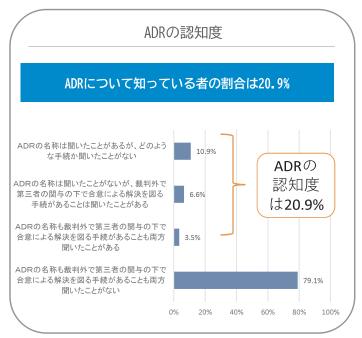
周知•広報 先数 **62,900** 2022年度

認証ADR制度の適正運用のアウトカム

2022年度の新規参入事業者は6者であり、認証ADR事業者数は168者となった。認証ADR事業者数は緩 やかに増加を続けているが、今後はより多様な事業者の参入が望まれる。

2023年度に実施した認知度調査1の結果、ADRの認知度は20.9%、認証ADRの認知度2は2.7%であった。



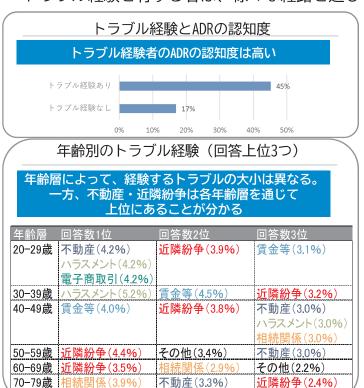


- 本評価書の認知度に関するデータは、法務省「令和 5 年度裁判外紛争解決手続に関する認知状況等調査結果」($\underline{\text{https://www.moj.go.jp/content/001415310.pdf}}$)に基づく
- 認証ADRの認知度は、「Q2. ④民間事業者が行うもののうち、法務大臣の認証を受けた認証紛争解決サービス(かいけつサポート)」と回答している者の数を回答者全体の数で割って算出している。

認証ADR制度の認知度に関する分析

ADRの認知度の深掘りを行った結果、以下3点が明らかとなった。

- ・トラブル経験を有する者は、ADRを認知している割合が高い。
- ・年代によって、直面するトラブルが異なっていることが分かる。
- ・トラブル経験を有する者は、様々な経路を通じてADRの認知に至っている可能性がある。





14

ADRのデジタル化(ODR)の 推進の状況

ADRのデジタル化 (ODR) の推進の目的と取組

ODRへの参入支援・認知度向上に向けて、アクションプラン策定・推進会議の設置、認知度調査や 海外調査研究の実施、事業者からの事前相談への対応を行っている。さらに、実証実験も行った。

目的

デジタル化を通じた利便性の向上など、新たなニーズへの対応

活動

ADRのデジタル化 (ODR) の推進

ODRの参入支援・認知度向上

質の高いODRの社会実装

期間

中の

取組

・情報基盤の整備 かいけつサポートIPリニューアル(検索機能の強化)

- ・相談からODRへの導線確保 相談機関とADR・ODR機関との連携をテーマにした オンライン・フォーラム等を実施
- ・ODR事業への参入支援 モデル条項(規程例)の公開

ODR導入検討 事業者からの 相談

4件 2022年度

・国民向けODR情報発信 ADRの日(週間)を制定し、SNS等で周知・広報を実施

- ・相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた、環境
- ・トップレベルのODRが提供される環境整備
- ・AI技術の活用と倫理等に関する課題の検討

ODR実証実験

- ・受託:(公財)日弁連法務研究財団
- ・運営:日本弁護士連合会
- ・期間: 2023/9/1 ~ 2024/2/28
- ・目的:相談からADRという一連の 流れをワンストップで行うODRの 実証実験を実施した上で、その効 果、課題、あい路等を分析し、社会 実装の在り方、問題点等について調 査・研究

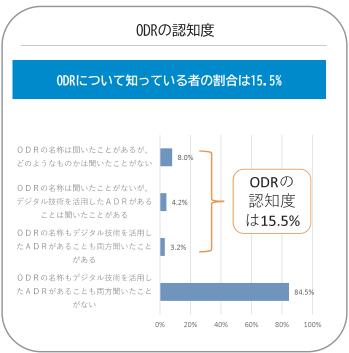


ー ADRのデジタル化(ODR)の推進のアウトカム

2022年度のODRを導入した認証ADR事業者数は16者であり、ODRの利用件数(2021年度実績)は110件であった。

2023年度の認知度調査の結果、ODRの認知度は15.5%であった。



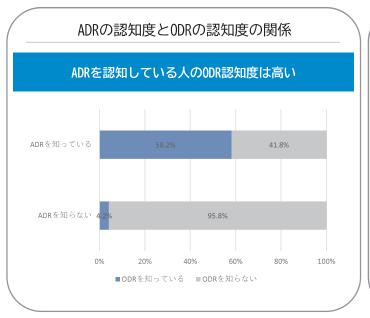


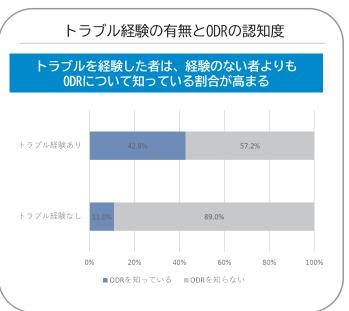
17

ー ODRの認知度に関する分析

ODR認知度について、以下2点が明らかとなった。

- ・ADRを認知している人はODRも認知している割合が高い。
- ・ADR同様に、トラブル経験のある人は、ODRの認知度も高い傾向が見られる。



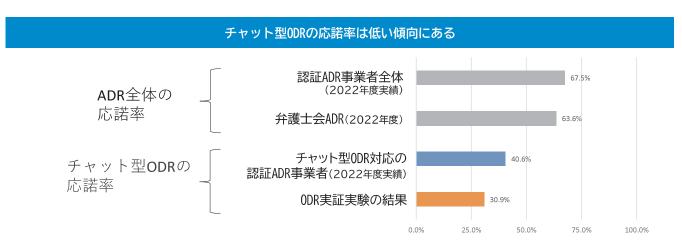


- ODRの実証実験から明らかになった課題

0DRの実証実験の結果¹、0DR実装上の課題として、本人確認、相手方の応諾、代理人の参加方法、秘密保持(セキュリティ体制等)、和解合意書の成立・和解合意担保の方法といった様々な課題が挙げられたが、代表的なものとして、相手方の応諾率の低さが挙げられた。

・日本弁護士連合会(実証実験の法律相談やADRを運営)の実施する弁護士会ADRでの相手方の応諾率は63.6%(2022年度)であるところ、主にチャットを利用したODRの実証実験では、相手方の応諾率は30.9%であった。

⇒さらに、認証ADR事業者の取り扱った事案においても、チャット型ODRに対応している認証ADR事業者が取り扱った事案の応諾率は、全体の数値に比べ低い傾向にある。



1. 法務省「ODRの社会実装の促進に関する調査研究報告書」(https://www.moj.go.jp/housei/adr/housei10_00008.html)より。

19

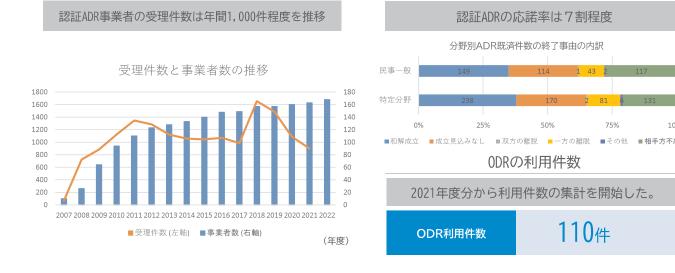
5

全体の状況・今後の方向性

- 一 全体アウトカム:受理件数は横ばいであり、更なる件数の増加が必要
- ・認証ADR事業者の受理件数は2018年度に1,600件に達したものの、その後は年間1,000件程度を 推移している状況。認証ADR事業者の受理件数の目標を2028年度2,000件としており、更なる 利用増加が求められる。
- ・認証ADRやODRがより利用しやすい紛争解決手段となるためには、応諾率の上昇が求められる。
- ・2021年度に集計を開始したODRの利用件数について、同年度は110件であった。 ODRの利用件数の目標を2028年度800件としており、更なる利用増加が求められる。

認証ADR事業者の受理件数の推移

2021年度ADR既済件数の終了事由の内訳



21

- 一 全体アウトカム:受理件数は横ばいであり、更なる件数の増加が必要
- ・都道府県別で認証ADR事業者数の受理件数を集計すると、地域差が見られた。
- ・2023年度に実施した認知度調査による認知度にも地域差が見られた。
- ・受理件数の多かった県(いずれも大都市圏)において、所在する地域の認知度より高い傾向が 見られた。
- → 今後はODRの普及に伴い、受理件数の少ない地域でも利用の増加が期待される。

民事一般分野の都道府県別受理件数の分布

32の都道府県に民事一般を扱う認証ADR事業者が存在 (主に司法書士会)。ほとんどの地域で受理件数が 少なく、一部の地域で認証ADRの利用が多い傾向。



地域別のADR認知度



22

一 今後の方向性

認証ADR事業者の受理件数は横ばいであり、増加に向けた取組が必要。

今後はODRによって、これまで認証ADRを利用できなかった人たちの利用増加が期待される。

認証ADR利用の伸び悩み

認証事業者数は増加傾向が見られるものの、受理件数は横ばい。 今後ODRの普及・定着により、利用の増加が期待される。

ADR・ODRの利用につなげる導線の確保

国民への 周知・広報 の課題 2023年度の認知度調査の結果、ADRの認知度は20.9%であったが、トラブル経験者のADRの認知度は45%であった。また、トラブル経験者のADRの認知経路としては、テレビ・新聞のほかインターネットや相談機関からの紹介が多い。この結果を踏まえ、かいけつサポートHPや相談機関へのアクセスをADR・ODRの利用につなげるため、関係機関等との連携も視野に入れ、ニーズ等の調査を行うなどして、HPのコンテンツ等利用のフローを分かりやすいものに改善する。

ODR推進 の課題 認証ADR事業者等のODR導入へのあい路となっている課題の解消等

ODRの推進のために、ODR実証実験の結果明らかになった課題への対応策を検討し、チャット型ODRのモデル規程を策定するなどして認証ADR事業者や新規事業者に対するODRの参入支援を行う。 あわせて、相談機関等のODRに対する理解の増進を働きかけることでODRの利用促進を図る。

民事行政の適正円滑な処理 〜相続土地国庫帰属<u>制度の円滑な運用〜</u>

令和6年度法務省政策評価書

~令和2年度から5年度までの活動状況と今後の方向性~

令和6年度政策評価(総合評価方式)

政策所管部局:法務省民事局民事第二課

評価担当部局:法務省大臣官房秘書課

1 評価の概要

- 2 相続土地国庫帰属制度の円滑な運用
 - 相続土地国庫帰属制度の背景・概要
 - 取組の全体像と目的
- 3 国民への周知・広報の状況
- 4 関係各所との連携の状況
- 5 土地の有効活用促進の状況
- 6 全体の状況・今後の方向性

目次

1

評価の概要

3

所有者不明土地等の発生予防のため、相続土地国庫帰属制度が令和5年4月27日に施行

- さまざまな媒体を通じた周知・広報を行った結果、施行後は毎月一定数の事前相談・ 申請が見られ、国庫帰属の完了実績も着実に積み上がっている。
- その他、申請を通じて自治体や農業委員会による農地あっせん等による有効活用の見込みが立った土地も一定数見られ、土地利用円滑化にも繋がっている。
- 一方、今後に向けては**次のような課題**が明らかになりつつある。

国民への周知・広報

- ・さまざまな周知・広報の取組を進めているが、制度の認知度はまだ向上の余地がある。
- ・通常の登記申請と異なり、資格者(弁護士、司法書士、行政書士)ではなく本人による申請書類の 作成が多くを占めることもあり、申請内容不備による却下・不承認や取下げ、補正となるケースも一 定数存在。

関係各所との 連携 ・都道府県・市町村や管理予定庁(財務省・農林水産省・林野庁)との連携が必要となるが、制度の理解不足等に起因する都道府県・市町村からの回答遅延や、管理予定庁との意見相違事案が一部見られ、審査期間の長期化や職員の負担増に繋がっている。

土地の有効 活用促進 ・申請を通じて自治体による寄附受けや農業委員会による農地あっせん等による有効活用の機会が広がり得ること、これにより負担金を支払うことなく土地を手放すことができる場合があることは、現状あまり知られていないと思われる。



相続土地国庫帰属制度の円滑な運用

c

ー 相続土地国庫帰属制度の背景・概要

相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、これらの土地の管理不全化・所有者不明化に繋がっていることを踏まえ、取得した土地を国庫に帰属させることを可能とする制度を創設。

★土地問題に関する国民の意識調査

(出典:平成30年度版土地白書)

土地所有に対する負担感:

負担を感じたことがある又は感じると思う

約42%

★令和2年法務省調査

土地を所有する世帯のうち、

土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯 約20%

相続土地国庫帰属制度 (R5.4.27施行)

🤄 🛈 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加

② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている

制度の概要

○ 相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設 ⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる



- 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、 一定の要件を設定し、法務大臣が要件について審査を実施
- (1)土地の要件 法令で定められた通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可
 - ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地 イ 土壌汚染や埋設物がある土地 ウ 危険な崖がある土地
 - エ 権利関係に争いがある土地 オ 担保権等が設定されている土地 カ 通路など他人によって使用される土地 など
- (2) 負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要 ※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料(一筆14,000円)の納付が必要

右記以外の土地	一部の市街地(注1)の 宅地	一部の市街地(注1) 農用地区域等の 田、畑	森林
面積にかかわらず、 <u>20万円</u>	面積に応じ算定(注2) 面積にかかわらず、 <u>20万円</u> (例) 100㎡ : 約55万円 200㎡ : 約80万円		面積に応じ算定(注2) (例)1,500㎡: 約27万円 3,000㎡: 約30万円

注1:都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域注2:面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる

宅地(富山県・負担金74万円)



3 森林(岐阜県・負担金22万9千円)



農用地(鹿児島県・負担金20万円)



その他(岐阜県・負担金20万円)



(参考) 相続土地国庫帰属制度における負担金の積算の考え方

帰属に当たっては、申請者は10年分の土地管理費相当分を負担金として納付する必要がある。

これは、基本的に利用の需要がない土地について、管理に必要な費用を長期間にわたって国民全体の負担で 賄う必要が生じることから、負担と受益の構造に鑑みて、管理費用の一部の負担を申請者に求めるもの。 土地管理費相当額は粗放的な管理(定期的な巡回)に係る費用を原則として、一部の土地については例外的 に、その土地の性質に応じて現在の国有地の管理に要している費用等を参考に、土地の面積に応じて負担金 の額を算定。

帰属時 (0年目) 10年目



(原則) 粗放的な管理に要する費用: 定期的な巡回による管理が予定される土地については20万円 (土地の種別によらず積算)

10年目以降 の管理費用 については 負担金に含

(例外) 一部の土地の性質に応じて必要となる管理費用: 草刈りや看板設置等が必要な一部の土地※については、 土地面積に応じて必要な管理費用を算定



※下記が該当

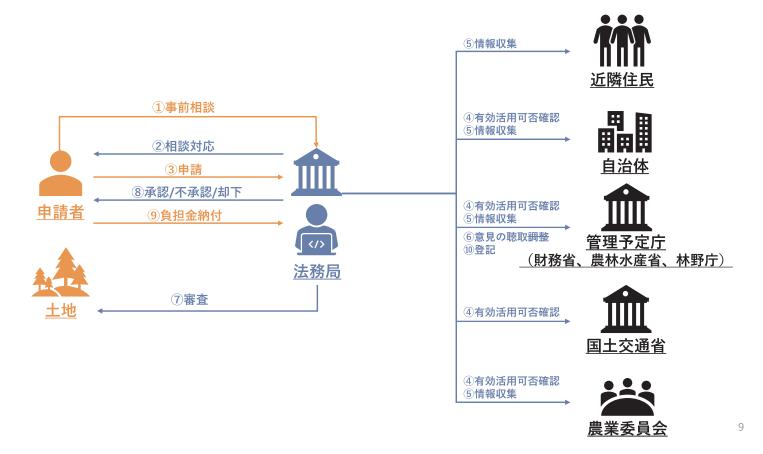
- 一部の市街地(都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域)の<mark>宅地</mark>
- ・一部の市街地(都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域)、農用 地区域などの<u>農地</u>
- ・<u>森林</u>

めない

一 相続土地国庫帰属制度の背景・概要

相続土地国庫帰属制度の業務プロセスは以下のとおり。

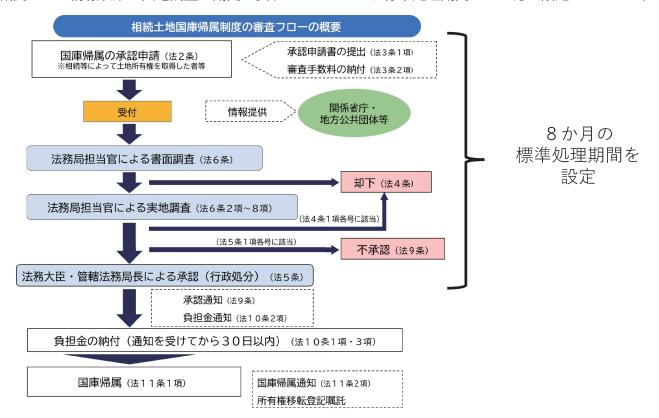
制度運用に当たり、さまざまな関係者とのやり取り・調整が必要となる。



- 相続土地国庫帰属制度の背景・概要

審査のフローは以下のとおり。

関係機関からの情報収集や実地調査に期間を要することもあり、標準処理期間は8か月と設定されている。



法・・・相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

(参考) 相続時に土地を手放す方法として考えられる各種手続との比較

土地を手放す方法として他の仕組みとの比較は以下のとおり。

相続土地国庫帰属制度においては、過度な管理コストが国に転嫁されることやモラルハザードを防止するために、その対象となる土地を相続等により取得した土地のうち一定の要件を充たすものに限定している。

		①相続土地国庫帰属制 度	②相続放棄	③国や地方公共団体等 への寄附	④民間売買
メリット	・1筆の土地単位で申 請(処分)することが できる	・裁判所の手続費用が安い	・負担金のような金銭を支払う必要がない	・売買代金を得ることができる	
	・国が引き取るための 基準が明確である	・相続人1人で手続 が可能	・身近な自治体等に土地を任せることができる	・共有者がいる場合で も、自分の持分のみ売 却可能	
	デメリット	・相当額の負担金を支 払うことが必要	・全ての相続財産を 放棄することになる	・寄附を受けてもらえ る相手(国や地方公共 団体等)を探すのが困 難なことがある	・購入してもらえる相 手を探すのが困難なこ とがある
	・共有者がいる場合は 全員が共同して申請す る必要がある	・相続放棄できる申 述期間に制限がある	・寄附を受ける基準が 地方公共団体によって 異なる	・売買のための条件等 を交渉する必要がある	

※ 危険な崖がある土地や土砂災害の危険がある土地も本制度において引き取るべきという声もあるが、そのような特別な知見に基づいた対応が必要な土地については、公的機関の砂防部局などにおいて、個別に災害対策のための施策を実施することが望まれる土地と考えられる。

ー 取組の全体像と目的

相続土地国庫帰属制度の円滑な運用に向けた取組の全体像と目的は以下のとおり。 制度の認知度・関心を高めるとともに、スムーズな制度運用の実現を目指す。

国民への周知・広報

・ 相続土地国庫帰属制度を広く 国民に周知し、制度の認知 度・関心を高めるとともに、 ニーズを有する国民の申請に 繋げる

・ 現在土地を所有している、 あるいは今後相続する可能性 のある方を主なターゲットに、 さまざまな媒体を通じた 周知・広報を行う

- 各種広報紙(申請の手引、 リーフレット、フライヤー、 ポスター、マンガ等)を法務 局や自治体、資格者代理人団 体等に配布
- YouTubeやX等のインターネット広報の実施、報道の活用

内

関連団体への講演・説明会の 実施

関係各所との連携

・ 相続土地国庫帰属制度の運用 に当たり、関係各所との スムーズな連携により円滑・ 迅速な審査を実現する

- ・ 管理予定庁や自治体等の関係 機関への制度説明を行うとと もに、日々のやり取りを通じ て連携強化を図る
- 管理庁との協議を踏まえた運用方針の決定
- 地方公共団体への制度開始前 からの協力依頼
- 運用していく中で発生するイレギュラーケースへの対応
- 法務局単位での協議・周知

土地の有効活用促進

- 相続土地国庫帰属制度の運用 を通じて、農業委員会や自治 体等による有効活用の機会を 確保し、これを促進する
- ・ 制度の周知・広報の中で、 申請を通じて各所での有効 活用の可否を確認できること を紹介する
- 申請時に関係機関への情報提供について申請人に説明・ 理解を求める
- ・ 土地の有効活用の申出は審査 の判断がされるまで幅広に 許容

11

12

3

国民への周知・広報の状況

13

一 国民への周知・広報の目的と取組

帰属制度は利用のニーズがある人に必要な情報が届くことが最も重要だが、全体的な認知度の向上も潜在的なニーズを有する人に情報が届く契機となることから有効と考えられる。

目的

・ 相続土地国庫帰属制度を広く国民に周知し、制度の認知度・関心を高める。

活動

さまざまな媒体を通じた周知・広報を行う

活動 目標

幅広い国民一般の認知度を高める

関心のある方の理解を深める

- 各種広報紙(申請の手引、リーフレット、フライヤー、ポスター、マンガ等)を法務局や自治体、資格者代理 人団体等に配布
- YouTubeやX、法務省ホームページ等のインターネット広報を実施するほか、報道や雑誌等も活用
- 弁護士会、司法書士会、JA、全国市長会、全国知事会などへの講演・説明会を実施

期間 中の 取組







(出典) NHK NEWS WEB (https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231003/k10014214131000.html)

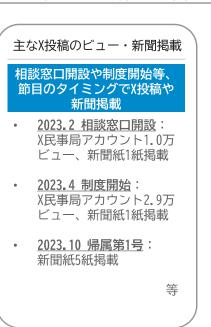
一 国民への周知・広報の取組状況

各種広報紙の配布、インターネット広報等の周知・広報活動、関係団体への講演・説明会の実施などを通じて、相続土地国庫帰属制度の認知度・関心向上に加え、制度に関する理解の促進を企図。

狙い

゙幅広く国民一般を対象とした周知・広報と、関心のある方向けの詳細の周知・広報を 両輪で行い、制度の認知度・関心を高め、理解促進を図る。







15

(参考)土地帰属事例の公開

実際に国庫に帰属した土地の事例については、現在具体的に情報を公表していないが、今後は国民に対して イメージをつかんでもらいやすくするため、法務省ホームページなどにおける紹介を検討している。 土地の事例の紹介に当たっては、申請者の個人情報に配慮した形での実施が必要となる。

(1) 宅地の事例

- ・住宅街にある公道に接した宅地(630㎡ほど)。
- ・実地調査において、申請土地には握りこぶしより 大きな石が複数存在することが確認されたが、管理・処分を阻害する有体物とは認められず承認に 至る。
- ・20万円の負担金が納付され国庫に帰属した。
- ・結果が出るまでに要した期間は約5か月。

(2)農用地の事例

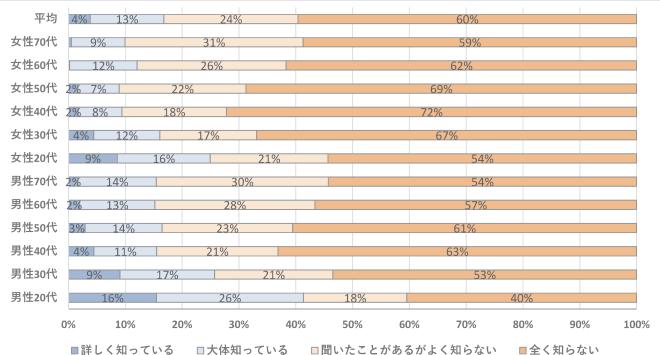
- ・農用地区域内にある畑(440㎡ほど)。
- ・実地調査において、背丈より高い草木が存在すること が判明したが、管理・処分を阻害する有体物には当た らないと判断。
- ・実地調査において、公道に通じるには他人の土地を通行する必要がある土地であることが判明したが、通行が現に妨げられていないものと判断。
- ・約67万円の負担金が納付され国庫に帰属した。
- ・結果が出るまでに要した期間は約7か月。





一 国民への周知・広報のアウトカム:希望者への周知はある程度進んだが、更なる向上の余地有本人や家族等が不動産を所有している成人男女においては、一定の認知・関心を得られている状況。 今後は「全く知らない」層を「聞いたことはあるがよく知らない」層へ、「聞いたことはあるがよく知らない」層を「大体知っている」層へ移していくことが、制度の更なる活用に当たって必要。

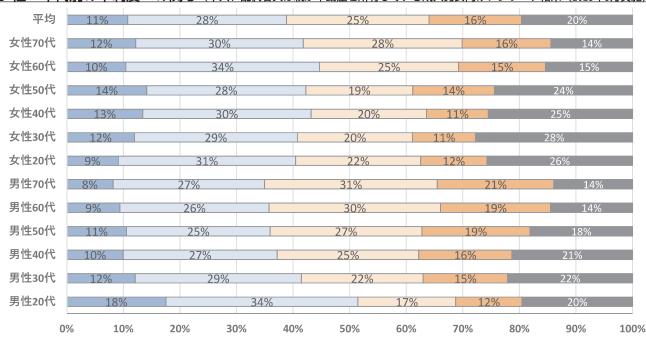




※右記設問を集計:令和5年4月から、相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させる(国に引き取ってもらう)ことができる制度が始まったことを知っていますか。

一 国民への周知・広報のアウトカム:希望者への周知はある程度進んだが、更なる向上の余地有本人や家族等が不動産を所有している成人男女においては、一定の認知・関心を得られている状況。特に、全体に占める約4割の関心を有する者に対して、制度に関する必要な情報の提示と情報を入手しやすい環境を用意することが重要。

■ 性・年代別の本制度への関心(本人、配偶者又は親が不動産を所有している成人男女向けアンケート結果(2023年8月実施))



■大いに関心がある □少しは関心がある □あまり関心がない ■全く関心がない ■分からない

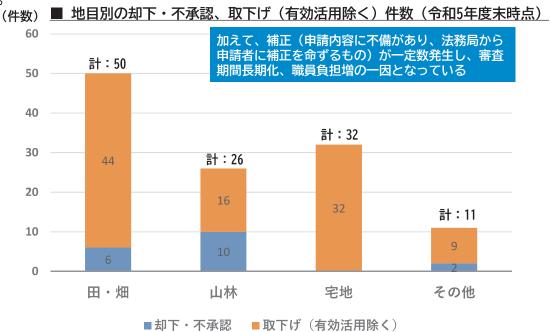
- 45 -

(参考)本人、配偶者又は親が不動産を所有している成人男女向けアンケート(2023年8月実施)概要本人、配偶者又は親が不動産を所有している成人男女向けアンケート(2023年8月実施)の概要は以下のとおり。

項目	内容
調査の目的	✓ 相続土地国庫帰属制度の認知度、関心の多寡を明らかにするため ※本調査自体は相続登記義務化に係る調査が主目的であり、併せて相続土地国庫 帰属制度についても調査を行った形
調査対象	✓ 本人、配偶者又は親が不動産を所有している20代以上の成人男女✓ 居住都道府県ごとに各300人(計14,100人)から回答を得た (集計時は人口構成比に合わせ、ウェイトバック集計を実施)
調査方法	✓ モニター登録を用いたwebアンケートにより実施
調査実施時期	✓ 2023年8月16日~2023年8月25日
調査項目	✓ フェイス項目(年代、性別、居住都道府県、職業)✓ 不動産所有について(不動産所有者、所有不動産の種別)✓ 相続土地国庫帰属制度について(制度の認知、関心)※その他、相続登記義務化や不動産登記手続全般についても各種設問を設定

一 国民への周知・広報のアウトカム:希望者への周知はある程度進んだが、更なる向上の余地有制度利用を希望する者への周知はある程度達成しつつあるが、内容の理解の増進は道半ばであり、 承認できない土地と知らずに申請を行う事案や申請内容の不備も存在。

相続した土地の管理・処分をどうするかという問題は、将来起こり得るものも含めて多くの国民が直面するテーマであり、その際の選択肢となるよう、帰属制度の国民一般への幅広な広報も継続していく必要。



19



関係各所との連携の状況

関係各所との連携の目的と取組

管理予定庁や自治体等の関係各所と、制度運用に関する認識の共通化を図るとともに、スムーズな 運用に向けた協力体制の構築を推進。

目的

相続土地国庫帰属制度の運用に当たり、関係各所とのスムーズな連携により迅速な 審査を実現する。

活動

管理予定庁や自治体等の関係各所への制度説明・意見交換を行うとともに、 日々のやり取りを通じて連携強化を図る

制度運用に関する認識の共通化

- ・制度開始に向けた管理庁との運用方針の協議 (4省庁間協議)
- ・制度開始後のイレギュラーケースを受けた対応の
- ・全国統一的な運用を可能とするための本省レベルで の調整・法務局のフォロー
- ・法務局による実務レベルでの打合せの実施

野庁と意見交換を実施

(令和4年7月)

期間 中の 取組



自治体との協力体制の構築

- ・法務省から自治体へ事務連絡発出 (令和4年度1回、令和5年度2回)
- ・国交省の協力を得て所有者不明土地連携対策協議会 を通じた自治体への周知の実施
- ・法務局による全国の都道府県・市町村への個別説明
- ・自治体側の窓口一本化
- ・各情報を有する部署の業務を所管する省庁への協力 を要請(厚労省、環境省、文化庁など)



土地の有効活用の機会の確保のため、法務局から地方公共団体に対して、承認申請があった土地に関する情報提供を行う。 審査に必要な資料 (法務局が保有する資料以外) について、法務局から地方公共団体に対して、資料提供依頼を行う

ー 関係機関との連携の取組状況

制度趣旨や運用スキームの理解が得られず地方自治体からの情報取得に時間を要したり、法務局と 管理予定庁との間で意見が相違するケースも少なからず存在することから、これらの解消に向けた 諸取組を実施。

狙い

法務局・管理庁・自治体内における認識の共通化とこれに伴う審査の円滑化・迅速化

指標

自治体への説明実績

情報提供依頼や寄附受けの 確認などについて 協力を求める自治体の制度 理解は不可欠

- 制度開始前に法務省から全国の 都道府県担当者に3回事務連絡 を発出し、確認・協力を求める 事項などについて周知を実施。
- 全国の都道府県に各法務局から 直接説明を実施。
- 複数の法務局において、初回の 申請があった市町村に直接説明 に出向き、資料提供依頼及び情 報提供の内容の説明及び情報交 換を実施。

自治体の協力が得られたケース

法務局と自治体双方にとって 負担が少ない形での運用の 模索

- 法務局からの依頼を受け、帰属 制度に関する担当窓口を設ける こととした自治体が複数存在。
- 自治体に回答を求める項目について、自治体が回答に苦慮する場合は、法務局から照会の趣旨の説明や回答案の提示をしたり、回答様式を変更するなどしたことにより、スムーズに回答を得られたケースが複数存在。

管理予定庁と協議の上で 決定した運用

意見が分かれるポイントは 土地の種目・却下不承認 要件など

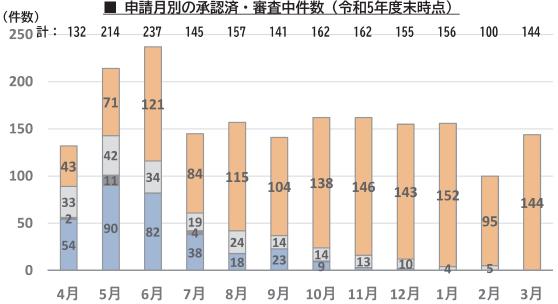
- 帰属する土地の種目(宅地・農用 地・森林・その他)の判断方法。
- 申請者に土地の認識について報告 を求める項目。
- 却下・不承認要件に該当する土地の類型の整理。
- 違反転用された農地の申請が あった場合の対応(イレギュラー ケースへの対応)。
- 実地調査に同行する際の対応。

3

関係各所との連携のアウトカム:継続的な連携強化の取組が必要

地方自治体については、実際の申請事件を取り扱うことにより、徐々に協力体制の構築が進んでいるため、年度が変わるタイミング(担当者の変更等)によりこれがリセットされないよう継続的な関係構築が必要。

管理予定庁については、省庁間の立場の違いに起因する意見相違もあるものの、円滑なやりとりにより短期間で審査が完了している事案も存在。



※補正(有体物の撤去等)、補正後の再度の実地調査、実施調査不能の期間(積雪期)等の事情により、標準処理期間を超える事案も存在する
■承認済 ■却下・不承認 ■取下げ ■審査中

土地の有効活用促進の状況

土地の有効活用促進の目的と取組

申請土地が有効活用されれば、承認申請者にとっては負担金を納付することなく土地を処分、関係 機関にとっては施策の実施に必要な土地を取得でき、法務局にとっては承認申請を適切に処理した ことになるため、関係者全体にとって有益。

目的

相続土地国庫帰属制度の運用を通じて、自治体による寄附受けや農業委員会による 農地あっせん等による有効活用を促進する。

活動

制度の周知・広報の中で、 申請を通じて各所での有効活用の可否を確認できることを紹介する

活動

周知広報媒体への盛り込み

・法務省ホームページなどへの掲載 (今後は申請の手引などにも盛り込んだPRが可能か)

期間 中の 取組





適切な情報提供先の検討

- ・有効活用の回答は審査完了時まで可能
- ・申請者の希望に添った形での有効活用を実現
- ・令和5年11月には農水省と協議の上農地バンクを 情報提供先に追加







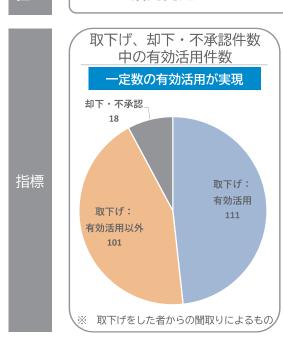
一 土地の有効活用促進の取組状況

当初の想定よりも多くの有効活用事例が存在しており、関係機関に確認を行う運用が有効に機能 していると考えられる。

今後も取組を継続するとともに、他の選択肢も存在することについて対外的に事例を周知すること も重要と考える。

狙い

活用見込みのある土地の情報を活用希望主体に適切に流す運用の定着化



現在の情報提供先一覧

地方自治体(都道府県・市町村)、管理予定庁、地方整備局、農業 委員会、農地バンク、中央省庁(、隣接地所有者)

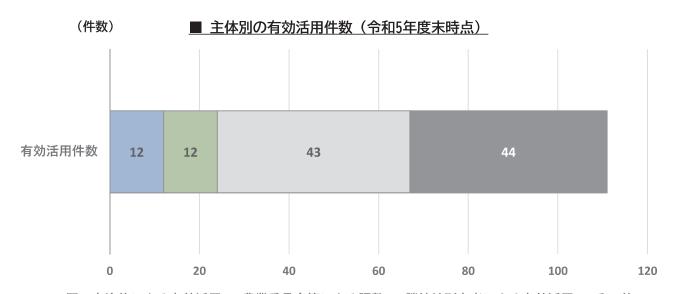
- 自治体における寄附受けは47都道府県に加えて申請土地の所在する市区町村に確認を実施し、実際に地域での有効活用に至った事例も存在。
- 農業委員会から就農者への農地あっせんが実現した事例は農地が活用されるモデルケースとなりつつある。
- 隣接地所有者からは、申請土地との境界確認のための連絡をした際に引受けの申出がされることが多く、従前の所有土地と一体利用をする希望が相当数存在。
- そのほか、審査期間中に個人間での無償譲渡や売却の目処が立ったケースも相当数見受けられる。
- 申請後の情報提供のみならず、申請前の法務局における事前相談に おいても、地方自治体の寄附受け等の仕組みや、所有権を手放す制 度ではないものの土地の管理を第三者に委託できる制度(森林経営 管理制度など)について周知する取組を実施。

7

- 土地の有効活用促進のアウトカム:引き続き有効活用促進に向けた取組が求められる

国・地方公共団体による有効活用、農業委員会等による農地あっせん等の調整に加え、隣接地所有者による有効活用も一定数見られる状況。

本制度スキームについて、申請希望者にとってもプラスとなる情報として事前に周知を行うとともに、土地の受け手における制度スキームの理解を促す取組も必要になってくると考えられる。



■国・自治体による有効活用 ■農業委員会等による調整 □隣接地所有者による有効活用 ■その他

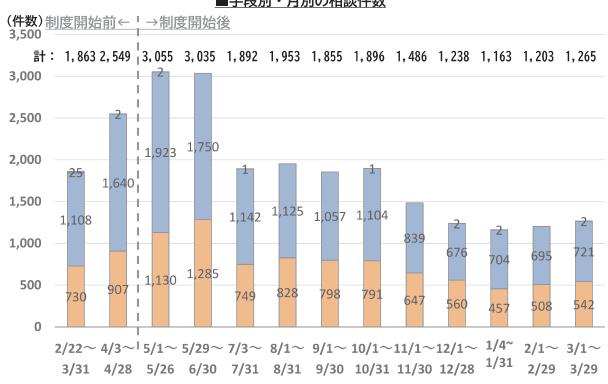
※ 取下げをした者からの聞取りによるもの



全体の状況・今後の方向性

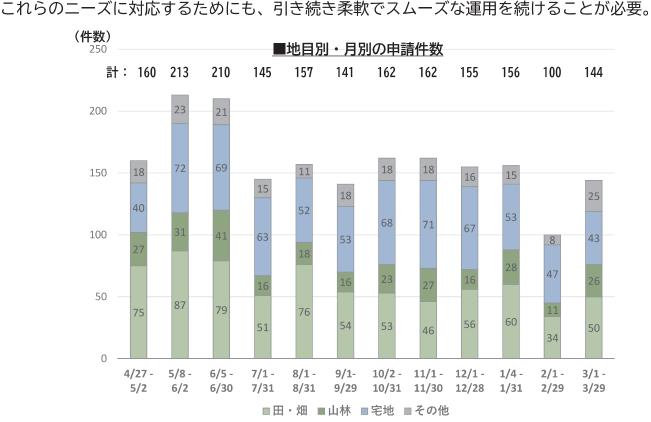
29

- 全体アウトカム:周知・広報と円滑運用を継続し、帰属制度を社会に定着化させる必要対面・電話による相談件数は制度開始直後をピークとして、制度開始後2か月経った7月以降は毎月1,500件前後の水準で推移。制度利用ニーズが一定存在しており、継続的な周知・広報が求められる。 ■手段別・月別の相談件数

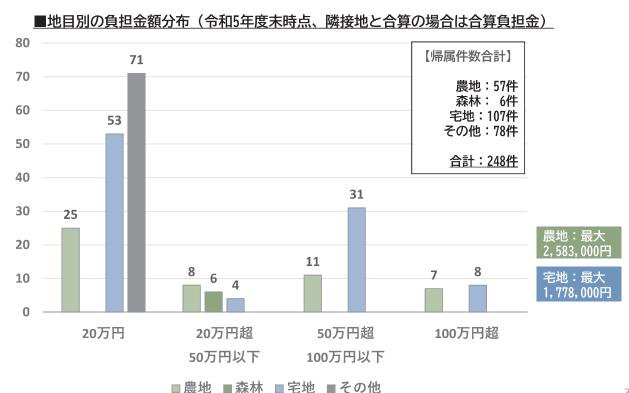


■対面 ■電話 ■その他※その他: メールなど

一 全体アウトカム:周知・広報と円滑運用を継続し、帰属制度を社会に定着化させる必要 田・畑や宅地を中心に、幅広い地目の土地について毎月150件前後の申請が堅調になされており、 不要な相続土地を手放したいという国民のニーズは継続的に存在するといえる。



一 全体アウトカム:周知・広報と円滑運用を継続し、帰属制度を社会に定着化させる必要帰属した土地の負担金の多くは最低金額の20万円だが、宅地や農地等は、50万円や100万円を超える申請も一定数存在し、高い費用を負担しても土地を手放したいという制度利用ニーズの高さが存在することがうかがえる。



31

一 今後の方向性

制度の社会への定着に当たっては、①国民に制度を知ってもらうこと、②国民にとって使いやすい制度であること、③国民の負担を減らす(メリットとなる)スキームを用意することが不可欠。

<国民への周知・広報>

制度の存在、ひいては具体的内容について国民に認知をしてもらうため、制度の利用希望者へのスポット的・重点的周知(狭く・深く)と、国民全体(将来相続で土地を相続し得る国民全員に関わる制度であるため)へのおおまかな周知(広く・浅く)を並行して行う。国民が相続に関する関心を有する機会を捉え、広報紙等の新たな配布先を検討する。他制度と比較した際のメリットの見せ方や、その情報の拡散性を高める方法を検討する。

利用要件についての実績を蓄積するとともに、利用者から寄せられる意見や現場の声を収集し、長期的な制度見直しに向けた検討を行う。

<関係各所との連携>

制度の円滑な運用を実現し、結果として迅速な審査を可能とするため、会議体での説明などを始めとする地方公共団体との協力体制の構築(継続的なもの)と、管理庁との継続的協議(本省レベルを含む)を草の根的に実施。

財務省や農林水産省における管理の態様について省庁間で共有し、今後の制度の運用の在り方について検討を行う。

<土地の有効活用促進>

有効活用に至っているケースが相当程度あること自体を知ってもらうことを第一に、土地の所有者及び 有効活用しうる主体双方への働きかけを引き続き実施。

法務行政における国際協力の推進

令和6年度法務省政策評価書

~令和2年度から5年度までの活動状況と今後の方向性~

令和6年度政策評価(総合評価方式)

政策所管部局:法務省法務総合研究所

評価担当部局:法務省大臣官房秘書課

- 1 評価の概要
- 2 法務行政における国際協力の推進
 - 一 法務行政における国際協力の推進に向けた 取組の背景
 - 法務行政における国際協力の推進の全体像と目的
- 3 開発途上国の法制度整備支援の状況
- 4 法制度整備支援の基盤強化の状況
- 5 国際研修の実施の状況
- 6 国連等との連携・協力の状況
- 7 全体の状況・今後の方向性

目次

1

評価の概要

3

法務行政における国際協力の推進に関して、次のような成果の兆しが見られる。

- 支援国に寄り添った内容・方法の支援を実施し、継続的な依頼を受けている。
- 国際研修の満足度は100%に近づきつつあり、日本に対する高い信頼関係の構築 につながっている。

一方、我が国における**法務行政における国際協力の推進に関して次のような課題**が明らかになりつつある。

法整備支援に おける体制構 築・強化

- ・支援対象国(国際協力活動の相手国)からのニーズが多様化。
- ・先端的な分野への依頼もあり、今後も増加が見込まれる。
- → 支援対象国のニーズに応えられる体制構築が課題となる。

国際研修参加 者とのネット ワークの強化

- ・国際研修の満足度は高い水準に達している。
- ・今後は、アラムナイ(研修卒業生)ネットワークをより強化し、 研修後も我が国との友好な関係性を継続することが望まれる。



法務行政における国際協力の推進

.

ー 法務行政における国際協力の推進に向けた取組の背景

法務行政における国際協力の必要性

- ・国際社会の平和と安全のためには、各国での法の支配の確立と良い 統治(グッドガバナンス)の実現が欠かせない。法の支配の対極が 「人による支配」であり、独裁政権における他国への軍事侵攻など、 国際社会の平和を脅かす事例が後を絶たない。
- ・アジア諸国では法整備や運用を支える人材・体制が不十分な国が あり、先進諸国の支援を必要としている。

我が国に支援が 求められる背景

- ・我が国では、明治期に欧州、戦後にアメリカの法制度を我が国の実態 に沿う形で導入している。こうした経験から、押しつけではない、各 国の事情に応じた法制度・運用の導入支援が期待されている。
- ・我が国は「法の支配」が社会に定着しており、治安も良い。

アジア等の開発途上国では、法令や制度運用の不備、法 律実務家の人材育成の遅れなどにより、社会・経済の円 滑な発展が阻害されている。

- ・カンボジアはボルポト政権下の粛正により法律実務家が枯渇した歴史の影響を受け、今なお裁判官・検察官に 代表される法律実務家の人材育成に大きな課題。
- ・ラオスは未だ基本法令や制度整備の途上にあり、法理論も未発展である上、法律実務家の育成にも大きな課題。

アジア等の開発途上国において、捜査・裁判・犯罪者処 遇等に係る法令や実務的な運用の不備により、犯罪防止 対策が不十分になっている。

- ・南スーダンでは、汚職犯罪を捜査する汚職対策機関が 全く機能しておらず、また、国境を越える犯罪で国外に 移転した財産の回復に関する国内法も存在しない。
- ・東ティモールでは、刑務所内で犯罪者の特性に応じた 体系的な処遇プログラムが存在しない。

各国の現状や問題点を把握し、適切に法制度整備支援を推進していく必要がある。

ー 国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)の取組の背景

国連アジア極東犯罪防止研修所の設立の背景

- ・国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)は、「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」(昭和36年条約第四号)に基づき、1962年に設置された。
- ・1970年の交換公文により、UNAFEI運営のための予算と職員は以後日本政府が負担。
- ・法分野の専門的機関であるため、外務省との協議により、法務省が当初から所管。

国連アジア極東犯罪防止研修所の役割・目的

- ・刑事司法分野につき、アジア・アフリカ諸国等開発途上国の刑事司法実務家に対し、犯罪防止や犯罪者処遇等に関する各国の取組への支援、人材育成等の多国間の国際研修を行っている。
 ・また、ウィーンの国連薬物・犯罪事務所(INODC)と緊密な連携を取りながら、国連の目指
- ・また、ウィーンの国連薬物・犯罪事務所(UNODC)と緊密な連携を取りながら、国連の目指すグローバルな犯罪防止や犯罪者処遇に関する政策の立案・実施に協力し、持続可能な開発目標(SDGs)の推進に努めている。

近年の刑事司法分野における諸課題

- ・近年の刑事司法分野は、人身取引、テロリズム、組織犯罪、腐敗防止などの多数の方向にさらに細分化。
- ・ITの発達により、サイバー犯罪でなくても、SNS等のインターネット上のコミュニケーションツールや暗号資産などの新しい技術に対応した捜査・公判活動が必要。
- ・すなわち、研修を提供するに際して、幅広い分野につき、高度な専門性が要求される。

国際連合を始めとした国際機関等と連携して、刑事司法分野の課題に対応する必要がある。

- 法務行政における国際協力の推進の全体像と目的

法務行政における国際協力の推進の全体像と目的は以下の通り。

法務行政における国際協力の推進の全体像と目的は以下の通り。					
	法務総合研究所国際	協力部(ICD)が実施	国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)が実施		
開発途上国の 法制度整備支援		法制度整備支援の 基盤強化	国際研修の実施	国連等との連携・協力	
的	・ 支援対象国の法の支配 の確立、社会経済の発 展や犯罪防止等が進展 する ・ 法制度整備支援を継続 的に行えるようになる する ・ 刑事司法分野における各国の創 ともに、国際的なネットワーク 結果、各国の刑事司法制度の多 する		・ワークが構築・維持される		
取組の方向性	各国の実情に応じ、法 令の整備や制度の運用 改善・人材育成を支援 する	法制度整備支援や国際 法務に関心のある国際 法務人材を確保・育成多様なニーズに応える 法制度整備支援の基盤 を作る	各国の実務家を対象に、 国際連合の重要施策や 刑事司法分野における 課題について、国際研 修を実施する	国連等の国際機関との 関係を構築する会議等を通じ、最新の 国際動向の収集や我が 国の知見や経験を発信	
取組内容	裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣各種研修、現地セミナーの実施共同調査研究の実施	・ 人材発掘・育成研修の実施・ 専門家会議の開催・ 法制度整備支援に関する情報の共有・広報	・ 捜査・検察・裁判・矯正・保護分野の研修・セミナーの実施を通じて、各国の知見・経験を共有するとともに、国際的な課題及びその対策について討議する	国際機関等との協力覚書の締結等を通じた関係構築国連等が主催する会議への参加、共催、ワークショップの企画運営	

3

開発途上国の法制度整備支援の 状況

Ŝ

開発途上国の法制度整備支援の目的と取組

専門家(裁判官、検事、弁護士等)の派遣、研修の実施、共同調査研究の実施を通じて、各国の実 情に応じた法整備の支援を実施している。

目的

支援対象国の法の支配の確立、社会経済の発展や犯罪防止等の進展

活動

相手国の要請等に応じた支援の実施

活動 目標 支援対象国において、基本法令と運用 する関係機関の制度が整備される 支援対象国において、 法曹実務家等の人材が育成される

- ・裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・各種研修、現地セミナーの実施
- ・現地調査、共同研究の実施

期間 中の 取組



本邦研修の様子(インドネシア)



現地セミナーの様子 (スリランカ)



共同研究の様子 (韓国)

一 開発途上国の法制度整備支援の取組状況

長期専門家の派遣は継続的に7名を派遣できている。

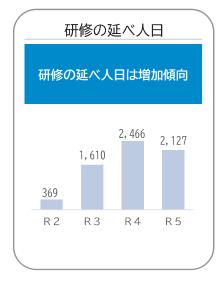
研修の規模は増加傾向にあり、対面研修に戻したR4年からは満足度も上昇傾向が見られた。

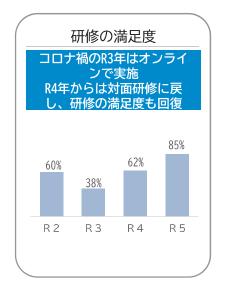
狙い

派遣した専門家等により、 法令の整備、法執行機関の強化を含む法制度の運用改善、法律実務家の人材育成、 など、各国の実情に応じた支援を行う。

指標







11

- 開発途上国の法制度整備支援の取組状況(R5の実施状況)

令和5年度では、11カ国で以下のようなプロジェクトを実施している

	プロジェクトの目的	長期専門家 の派遣	WG・セミナー の実施回数	法令起草	法令等の 解説書等の 作成状況
スリランカ	刑事司法実務の改善、特に刑事訴訟の遅延解消	0	3	0	1
バングラデシュ	司法関係機関職員の実務能力の改善	0	0	0	0
ベトナム	法規範文書制度の質と効果的な執行の向上	2	6	0	6
カンボジア	裁判官・司法関係者の民事法に関する解釈・適 用能力を向上するため、教育体制の強化	2	6	2	1
ラオス	法・司法分野の中核人材が、 ①基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく法の運用・失効、法令および実務の改善の各能力を習得 ②研究成果を関係者と共有し持続的な活動支援 実施体制を具体化 質の高い法律実務家を養成できる国内体制構築	1	19	1	9
モンゴル	商法起草支援、協力覚書に基づく支援(刑事司法制度や犯罪白書に関する知見の共有)	0	3	1	0
インドネシア	ドラフター (法案起草・法案審査担当者) の能力向上、知財事件等ビジネス関連事件における 裁判官の能力向上	2	11	0	4
ウズベキスタン	ウズベキスタンの司法・行政改革の流れに合わ せた支援を実施	0	13	1	1
東ティモール	法案起草能力を上位目標とする支援を実施、個 別法の起草を題材とした支援等	0	1	0	0
ネパール	民法・刑事関連法の運用、民事訴訟実務の改善	0	2	0	2
ミヤンマー ※2021年2月のクーデター後活動停止、2023年5月末に期間満了に伴い終了	市場経済化・外国投資の促進に資する司法インフラの改善、法務・司法関係機関の能力向上、 迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築	0	0	0	0

ー アウトカム:支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備 法曹実務家等の人材の能力が向上

起草支援を通じて、法制度の成立に寄与している。セミナーやマニュアル作成を通じて、職員の 能力が向上したという声も聞かれる。

今後は支援国からの要望が先端化・多様化しつつあることを踏まえ、持続的な体制整備が課題となる。

法制度の成立事例(近時の例)

セミナー・マニュアルによる成果(支援国の声)

ラオス

2018年 民法典

東ティモール

2022年 不動産登記法、地籍情報法

スリランカ

2022年 刑事訴訟法改正(公判前手続の導入)

インドネシア

「法制執務Q&A中央編・条例編、知財分野の 判決集が実務で非常に役立っている」

スリランカ

「セミナーで法曹三者が一同に会し新制度の実施 方法を協議できたのは史上初であり大きな成 果」

支援国からの要望例

先端的な要望例

- ・司法手続のIT化支援
- ・知的財産分野に関する支援
- ・国際分野(国際私法、国際取引法等)に関する支援

多様な要望例

- ・行政手続の効率化支援(IT化を含む)
- · A D R (裁判外紛争解決制度) 支援
- ・ビジネスと人権に関する支援(司法アクセスを含む)

今後は、先端・多様化する支援依頼に応えられる体制や支援方法への検討が必要

13

4

法制度整備支援の基盤強化の状況

ー 法制度整備支援の基盤強化の状況

広報活動や情報共有の場の構築、育成研修を通じて、継続的な法制度整備支援の体制構築を目指している。

目的

法制度整備支援を持続的に行える体制を構築する

活動

国際法務人材の育成と関係機関との連携強化

活動 目標 法制度整備支援に対する 理解・関心を高める 高度化・多様化する支援ニーズに対応するため国内 支援体制の強化、新たな国際法務人材の育成・拡充 等が図られる(オール・ジャパン体制構築)

- 人材発掘、育成研修の実施
- 専門家会議の開催
- 法制度整備支援に関する情報の共有・広報

期間 中の 取組



国際人材育成研修の様子



法整備支援連絡会の様子



機関誌「ICDニュース」

15

- 法制度整備支援の基盤強化の取組状況

人材育成研修の育成は継続的に実施しており、広報活動は中学生から法曹関係者まで幅広く実施している。

狙い

法制度整備支援や国際法務に関心のある国際人材を確保、育成する 多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る

指標

7 (1313/3/6/1/5 (3 47) (86		
	開催 回数	対象数
人材育成研修	1回	7名
法整備支援へのい ざない	1回	142名
司法修習の選択型 プログラム	10	8名
インターンシップ	2回	9名

人材育成研修等の実施

関係機関との会議の開催件数		
法整備支援への いざない	142名 現地参加:10名 オンライン参加:132名	
	R5年度	
法整備支援 連絡会	76 名 現地参加:60名 オンライン参加:16名	
	R5年度	
	,	

広報活動の実施件数 件数対象数 中学生職場体験 1件 3名 大学生見学 2件 34名 司法修習生見学 2件 115名 その他見学 5件 180名 外部講義 13件 約310名 4件 新聞等取材 4機関 広報誌 4件 2,558部

一 アウトカム:法制度整備支援に対する理解・関心が広まる

高度化・多様化する支援ニーズに対応するため国内支援体制の強化、新たな国際法務人材の育成・拡充等が 図られる(オール・ジャパン体制構築)

広報活動を通じ、法制度整備支援への理解・関心は増加傾向が示唆される。 今後の法制度整備支援への対応等については、課題が見られた。

人材育成研修の参加者の声

- ・現に活動している長期専門家から直接話を聞いたり、現地の裁判を傍聴する中で、日本との制度の違い、支援を進めていくことの難しさなどを知ることができた。
- ・法制度整備支援の内容を詳しく知ることが でき、現場を自分の目で見ることができたこと が良かった。

法整備支援へのいざない

- ・現地で働いている方や、働いた経験がある方 から、やりがいや経験の活かし方など、リアル な話を伺うことができ、理解が深まった。
- ・「法整備支援ってなに?」という状態で参加したが、わかりやすく法整備支援について具体例を踏まえて学ぶことができたので、非常に有益だった。

今後の法制度整備支援への対応等に関する声(組織内職員、派遣経験者等)

組織内職員の感じている課題

- ・個人の知識や経験を組織の知見として蓄積する システムが十分に構築されていない。
- ・国際協力業務を複数回経験できるようにし、経験者による指導等を充実させるべき。

派遣経験者等の声

- ・支援ニーズの高度化・多様化に伴い、国内支援体制の一層の強化が必要。
- ・経験者等の活用と共に、次代を担う新たな国際 法務人材の育成・拡充が必要。

今後は、国際化・IT化に伴い高度化・多様化する法制度整備支援に対応するため、国内支援体制の強化、新たな国際法務人材の育成・拡充等についての検討が必要。

17

5

国際研修の実施の状況

- 国際研修の実施の状況

国連アジア極東犯罪防止研修所を通じ、各国の能力向上を図っている。

日本のおもてなしを尽くした受け入れを行っており、参加者との良好な関係を構築している。

目的

刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成とともに、国際的なネットワークが 構築・維持される結果、各国の刑事司法制度の発展と相互協力が実現する。

活動

国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修

活動 目標 各国の知見・経験が共有されるとともに、国際的な 課題及び対策について認識が共有される 研修に参加した各国の刑事司法実務家 相互及び日本と良好な関係構築

各国の捜査・検察・裁判・矯正・保護の実務家を対象とした、刑事司法分野の研修・セミナーを実施

期間 中の 取組



国際研修の様子



国際研修における グループワークショップの様子

19

- 国際研修の実施の取組状況

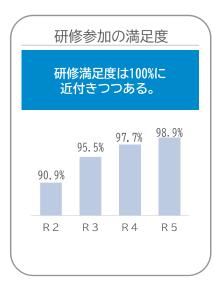
コロナ期間の研修実施は困難であったが、現在は通常どおりの対面による集合研修を実施できている。 研修では高い満足度を更新し続けている。

狙い

各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、 国際研修を実施する

指標







ー アウトカム:刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成がなされ、 国際的なネットワークが構築・維持

国際研修の満足度は高い水準で増加傾向にあり、国連アジア極東犯罪防止研修所の持つノウハウの 磨き上げが見られ、今後も維持が望まれる。

一方、今後は満足度向上の次の段階を進めていく必要があり、研修卒業生のネットワーク (アラムナイ・ネットワーク) の活用・発展が望まれる。

各国の研修参加者が高い満足度を得る

帰国後、研修参加者が研修で得た知識を活用 し、各国の実務や制度の改善に貢献

研修参加者のネットワークにおいて、研修の知見活用や制度改革についての経験が共有され、ネットワークに所属する研修員の更なる能力向上

継続的なネットワークを運営し、参加者の継続的な関係 □ 性を維持するとともに、継続的に能力向上につながる情報 □ を共有 □ □ □ □ □ □ □ □



第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コングレス)における、研修卒業生のネットワーク強化のサイドイベントの様子

21

6

国連等との連携・協力の状況

国連等との連携・協力の状況

国連等の会議に参加し、最新の国際動向を収集するとともに、我が国の知見を共有している。 国連や国際機関等と会議等を共催し、国際機関との関係を構築している。

目的

刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成とともに、国際的なネットワークが 構築・維持される結果、各国の刑事司法制度の発展と相互協力が実現する。

活動

国際連合等との連携

国連や国際機関等と知見・経験が共有され、 UNAFEIの刑事司法分野での専門性が向上

国際機関との良好な協力関係構築

- 国連等主催の会議の参加を通じての情報収集及び発信
- 国際機関等との会議やワークショップの共同企画運営
- 国際機関との協力覚書締結

期間 中の 取組





第32回会期国連犯罪防止·

刑事司法委員会

日ASEAN特別法務大臣会合特別イベント 「法遵守の文化の比較と検討」

R5年度参加会議(一部)

第32回会期国連犯罪防止・刑事司法委員会

日ASEAN特別法務大臣会合特別イベント「法遵守の文化の比較 と検討」

再犯防止国連準則政府間専門家会合

国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関間調整会議

第41回アジア太平洋矯正局長等会議

ウクライナ汚職対策タスクフォース第一回専門家会合

国連地域間犯罪司法研究所及び国連アジア極東犯罪防止研修所 による共同研究「単独犯による無差別殺傷事案に関する研究」 に係る専門家会合

第1回ASEAN地域矯正会議

23

国連等との連携・協力の取組状況

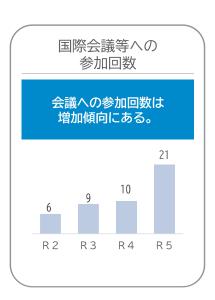
国際連合主体の会議への参加を通じて、連携・協力を行っている。

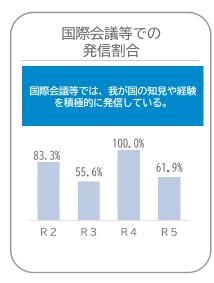
国際会議における積極的な発信により、我が国知見の共有と国際協力の基盤の醸成を図っている。

狙い

国連等の国際機関との協力覚書の締結等による関係構築 会議等を通じた国際的動向の収集、我が国の知見や経験を他国に伝える。

指標







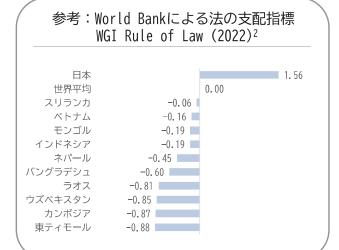
7

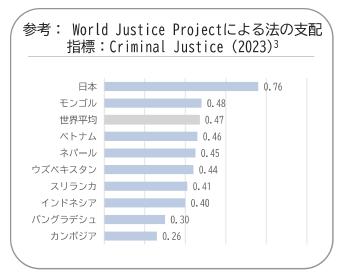
全体の状況・今後の方向性

25

ー 全体アウトカム:支援対象国の法の支配の確立、経済・社会の発展や犯罪防止対策等が進展する

法の支配に関する各国データを収集している国際団体の調査によると、2023年時点で法制度整備支援の対象であるアジア諸国の指標¹は低い傾向が見られる。 引き続き、継続的な支援が必要と考えられる。

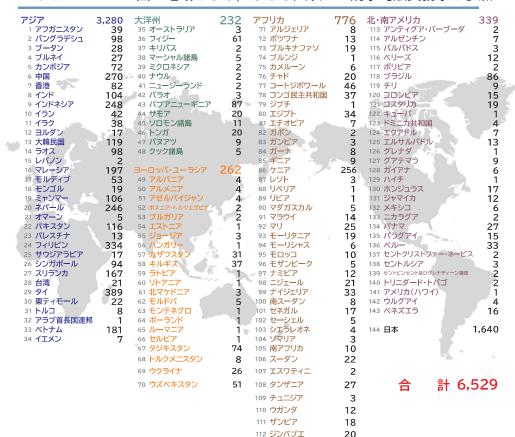




- 1. これらの指標は参考指標であり、本政策における目標指標には設定していない。各国事情に応じた支援を行っており、当該指標の改善自体を目的とはしていない。また、各指標の出典には国際比較や、より長期での推移を見るためのものと記載があり、各国の成果指標とする際には各国の実情に応じた指標やデータ作成が求められる。
- 2. Daniel Kaufmann and Aart Kraay(2023) "Worldwide Governance Indicator, 2023 Update" (www.govindicators.org), 2024/1/29. 指標は-2.5から2.5の範囲を推定しており、誤差も含む。多国間比較の際には相対的な順位で表示されることもある。
- 3. World Justice Projectでは、0から1の範囲をとる指標を作成している。なお、ラオスと東ティモールは調査対象外となっている。 http://www.worldjusticeproject.org/rule-of-law-index/ より作成。

一 全体アウトカム:刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成がされ、 国際的なネットワークが構築・維持される

・これまで144の国・地域から6,500人以上の刑事司法実務家が参加



UNAFEIの支援対象国

- ・アジア地域のみならず、大洋州、アフリカ、南米地域など世界の開発途上国(ODA対象国)が対象
- ・左数字は1962年からの 累計

研修参加者が 高位高官に昇進した例

- ・法務大臣(タイ)
- ・国際刑事裁判所判事(ペルー)
- ・最高裁判所長官 (スリランカ)
- ・国際連合人権理事会議 長(フィジー)
- ・首相(ネパール)

27

一 今後の方向性

<法制度整備支援の基盤強化>

支援国に寄り添った支援内容・方法を行っている。

今後は多様・先進化する要望にどのように対応するのかが課題。



継続的な支援体制の構築を具体的に検討するとともに、国際協力部として長期的なビジョンを策定することを 検討。

投資環境整備の視点も踏まえて支援内容を行うとともに、成果についての見える化を図ることを検討。 組織としてノウハウをいかに蓄積・共有していくのか具体的に検討。

<国際研修の実施>

国際研修は高い満足度を達成している。

研修後のネットワークの維持・強化が課題。



研修卒業生のネットワーク(アラムナイ・ネットワーク)を通じて、卒業生たちが自国の制度改革等にどのように貢献したのか等について、フォローアップするなど、卒業生に対する継続的な働き掛け方を検討。

28

【令和6年度事後評価実施結果報告書】

事業評価方式

令和6年度政策評価書要旨

評価実施時期: 令和6年9月 担当部局名: 法務総合研究所総務企画部企画課

施 **名**社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と 政策体系上の位置付け 提言(犯罪者(犯罪・非行をした者)の意識調査) 法務に関する調査研究 (I - 3 - (1))

事業の概要内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と 必要な刑事政策上の提言を行う。

価 式事業評価方式

政策評価の

本研究は、犯罪・非行をした者の生活意識及び犯罪・非行に関する意識等を明らかにし **結 果 の 概 要**▼犯罪・非行をした者に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供すること を目的として実施したものであるところ、本研究の成果や上記目的の達成度合いを把握す るため、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。

> 評価の結果の概要は、以下のとおり、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも 高く評価することができ、評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究の有効 性は「大いに効果があった」と評価された。

1 必要性

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」に基づき、犯罪者等の特性による価値観や 意識の違いについて分析を行ったものであり、法務省の重要な施策と密接に関連し、実 施する必要性が極めて高かった。また、本研究では、検察・矯正・更生保護にまたがる 広範囲な動向調査や、幅広い年齢層かつ施設内処遇及び社会内処遇を受けている犯罪者 等を対象とした大規模な質問紙調査を実施しており、法務総合研究所以外の研究機関等 で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。

2 効率性

本研究では、過去の調査との継続性を保つべく、少年鑑別所入所者を調査対象とした 上で、年齢による比較が可能となるよう全年齢層の受刑者を加えたほか、社会内処遇を 受けている保護観察対象者も調査対象とした。かかる対象者の設定により、年齢層別、 犯罪・非行類型別、犯罪・非行進度別といった対象者の特性に応じた調査分析が可能と なり、そうした特性による価値観や意識の違いを詳細に検討できたことから、調査対象 の設定は適切なものであった。ただし、少年鑑別所入所者については、調査対象者が 184 人と、過去の調査における少年鑑別所入所者の調査対象者数よりも少なかったところ、 この点については、調査期間を延長するなどして人数を増やすことを検討する余地もあ った。

本研究は、犯罪者等の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチーム が各自の知見を生かして実施に当たった。また、研究で用いるデータは、調査対象者が 質問紙に任意に回答した内容に基づくものであったところ、同データを年齢層別、犯罪 ・非行類型別、犯罪・非行進度別に分類し、それぞれの特性が明らかになるよう分析し ており、適切な実施体制・手法であった。もっとも、分析の手法については、収集した データを、先行する他の研究と比較したり、他の文献と照らし合わせるなどして、犯罪 類型別の処遇プログラムの改善に活かせるような、もう一歩進んだ提言ができると良か った。

本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものであ る上、その分析方法も、研究官が専門的知見を持って既存の設備・備品等を活用して行 うものであって、当初の予算よりも研究費を抑えられたことを踏まえると、研究手法は、 費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。

有効性

本研究の研究成果は、研究部報告 63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」及び令和4年版犯罪白書「特集~犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても実務家以外の研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。

また、本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」及び「再犯防止推進計画」に沿ったものであり、矯正・更生保護領域にわたって幅広く調査を実施し、犯罪者等の特性に応じた意識・価値観の違いを明らかにしたものであった。本研究は、法務省の再犯防止施策のほか、大学等の研究機関における犯罪者等の研究に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。

	714 C 4 - 0 - 0 11 7 E1 C 0 11	- 90	
関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	再犯防止に向けた総合対	平成 24 年 7 月 20	第3-3-(1) 再犯の実態や対策の有効性
の重要政策(主な	策	日犯罪対策閣僚会	等に関する総合的な調査研究の実施
もの)		議決定	
	再犯防止推進計画	平成 29 年 12 月 15	第5-1-(2)-②特性に応じた指導等の
		日閣議決定	充実
			第5-1-(2)-④再犯の実態把握や指導
			等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等
			に関する調査研究

令和6年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省)

施 策 名		斉情勢を踏まえた □罪・非行をした		の計画的実施	返と提言(犯		
政策体系上の位置付け		法務に関する調査研究 (I-3-(1))					
施策の概要		内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・	区分		2年度	3年度	4年度	5年度	
執 行 額 等	予算の	当初予算(a)	4, 783	1,897	_	_	
	状 況	補正予算(b)	_	_	_	_	
	(千	繰越し等(c)	_	_	_		
	円)	合計(a+b+c)	4, 783	1,897	_		
	執行	額(千円)	2, 658	909	_		
政策評価実施時期	令和6年	F9月		担当部局名	法務総合研	究所総務企	
					画部企画課		
評 価 方 式	事業評価	西 方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

「再犯防止に向けた総合対策」(平成 24 年 7 月犯罪対策閣僚会議決定)では、再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行することが、重点施策として掲げられている。また、再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)11 条 1 項において、「国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。」とされている。さらに、「再犯防止推進計画」(平成 29 年 12 月閣議決定)では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等の取組として、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進することとされている。

ところで、犯罪・非行をした者の特性に応じた効果的な処遇のためには、その者の特徴を、客観的な指標だけでなく、本人の価値観や意識を含めて多角的に捉えることが必要である。特に、本人が、犯罪・非行の要因や自身の受けた処分についてどのように受け止めているかは、改善更生の意欲と関連し、予後にも影響を与えると考えられる。

法務総合研究所研究部では、平成2年以降、10年、17年及び23年に少年鑑別所入所者及び若年受刑者等を対象とした意識調査を行っているが(各年版犯罪白書に掲載)、前回調査から一定期間が経過している上、同調査は少年及び若年を対象としたもので、他の年齢層を含めた犯罪・非行をした者の意識調査はいまだ実施されていない。

そこで、本研究では、犯罪や非行に関する意識を中心として、少年・若年層に限定せず、犯罪・非行をした者の意識調査を行うこととする。これにより、有効な指導・支援の内容や方法の検討に資する資料を提供することが可能である。また、本研究は5年ないし10年の周期で定期的に行うことを想定しており、犯罪・非行をした者の意識における経年変化を捉えることで、時代に即した新たな施策を打ち出すことにもつながり得る。なお、当部において過去に実施した少年・若年を対象とする意識調査の質問項目を一部用いることで、各調査結果との比較も可能である。

(2)目的・目標

犯罪・非行をした者の生活意識及び犯罪・非行に関する意識等を明らかにし、犯罪・ 非行をした者に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供する。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

令和2年度から3年度までの2か年

イ 研究内容

(ア)調査対象者

調査期間内に刑務所に入所した受刑者、保護観察所で保護観察を開始した者、少年院に入院した者(又は少年鑑別所に入所した者)

(イ)調査項目

調査内容は、生活意識や、自身が犯罪や非行に至った要因や処分に対する受け止めを中心とした意識調査とする。なお、過去に当部において行った少年・若年者を対象とする意識調査においては、家庭関係、交友関係、周囲の人々との関係、学校生活に対する意識、就労に対する意識、地域社会に対する意識、社会に対する意識、態度・価値観、対人感情、非行・犯罪に対する意見、非行・犯罪等をする者に対する意見、心のブレーキ、これからの生活で大切なこと、自分の生き方に対する満足度、非行・犯罪要因についての認識、処分の重さに対する意識と処分後の態度、処分を受けて役に立ったことに関する認識、再非行・再犯に及んだ要因に関する認識、今後の生活や立ち直りに必要なこと等を質問しており、これらを参考とするほか、犯罪・非行をした者の特性に関する国内外の研究を参考とする。

(ウ)調査方法

調査に係る費用の予算措置が適切になされることを前提に、上記調査項目を記載 した質問票を用いて任意で回答を求め、別途、調査対象者の非行名・罪名等の基本 的情報を調査対象者の在所施設からの回答により確認して行う。

(エ) 分析方法

分析においては、①全体の結果から、犯罪・非行をした者に共通する特徴を見いだすこと、②属性別に結果を比較することで、それぞれの特徴を見いだすこと、③ 過去の意識調査と結果を比較することで、最近の若年受刑者(及び少年鑑別所入所者)の特徴を見いだすことなどが考えられる。

(オ) 成果物の取りまとめ

調査・分析の結果を取りまとめて、犯罪白書等として発刊する。

ウ 検証を行う時期

本研究を終了した時点から、2年経過後に実施する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成31年4月24日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、 評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究となるところ、犯罪・非行をした者の特性に応じた効果的な処遇のためには、その者の特徴を、客観的な指標だけでなく、本人の価値観や意識を含めて多角的に捉えることが必要であり、特に、本人が、犯罪・非行の要因や自身の受けた処分についてどのように受け止めているかは、改善更生の意欲と関連し、予後にも影響を与えると考えられる。そのような観点から、再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。

代替性の有無という観点からは、調査期間内に刑務所に入所した受刑者、保護観察所

で保護観察を開始した者、少年院に入院した者(又は少年鑑別所に入所した者)らを対象として、調査票を用いた調査を実施し、分析する予定であるため、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難である。したがって、他の研究機関では代替する研究を実施することは著しく困難である。

早期実施が求められるテーマであるかとの観点からは、法務総合研究所研究部では、平成2年以降、10年、17年及び23年に少年鑑別所入所者及び若年受刑者等を対象とした意識調査を行っているが、前回調査から一定期間が経過している上、同調査は少年及び若年を対象としたもので、他の年齢層を含めた犯罪・非行をした者の意識調査はいまだ実施されていないことから、再犯防止施策を進める上でも、実施が急務である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目については、30点中30点であった。

(2) 効率性

調査の対象は、一定期間において、刑務所に入所した受刑者、保護観察所で保護観察 を開始した者、少年院に入院した者(又は少年鑑別所に入所した者)とし、調査内容は、 生活意識や、自身が犯罪や非行に至った要因や処分に対する受け止めを中心とした意識 調査とする。また、十分な対象者数を確保する予定である。したがって、いまだ具体的 でない部分もあるものの、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし適切なものと なる見込みである。

本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、犯罪者等の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施したものであり、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、適切な実施体制、手法であると見込まれる。

研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであることを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも合理的と見込まれる。研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目については、30点中27点であった。

(3)有効性

本研究は、犯罪・非行をした者の生活意識及び犯罪・非行に関する意識等を明らかにし、犯罪・非行をした者に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供するものとして、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、多様な検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目については、10点中10点であった。

(4)総合的評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70 点中 67 点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和6年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会(学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成)において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階(AからD)で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、令和6年5月15日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、 次のとおり事後評価を行った。

(1) 研究の成果について

本研究においては、犯罪・非行をした者の特性として、年齢、犯罪・非行類型及び犯罪・非行進度の三つの特性に着目し、公的統計を使用して犯罪者・非行少年に関する動向を概観するとともに、犯罪者・非行少年を対象とした実態調査を行い、犯罪・非行をした者の生活意識及び犯罪・非行に関する意識等を多角的に検討するなどして、以下の知見を得た。

ア 犯罪者・非行少年に関する動向

- (ア) 我が国の刑法犯の検挙人員について、その総数は、平成 13 年から増加し続け、平成 16 年に 38 万 9,027 人を記録した後、その翌年から減少に転じ、平成 25 年から令和 3 年に至るまで毎年戦後最少を更新しているところ、犯罪・非行類型別に見ると、平成 14 年以降、検挙人員が最も多い窃盗事犯類型は、平成 16 年をピークとして、その後は減少傾向にあり、殺人等の重大事犯類型も同様の傾向にあるが、傷害等の粗暴犯類型、詐欺事犯類型及び性犯類型は、増減を繰り返して推移している。年齢層別の人口比を見ると、非行少年は、重大事犯類型、粗暴犯類型及び窃盗事犯類型において、いずれも顕著に低下しているのに対し、65 歳以上の高齢者では、横ばいないし上昇傾向にある。なお、詐欺事犯類型において、年長少年及び 20 歳代の構成比の顕著な上昇が特徴的である。
- (イ)起訴・起訴猶予別構成比について、年齢層別に見ると、年長少年から64歳までの各年齢層で大差がないが、年少・中間少年及び高齢者において、起訴猶予の構成比が高い。また、起訴の構成比について、犯罪類型別に見ると、薬物事犯類型と重大事犯類型が高く、粗暴犯類型が低いのが目立つ。地方裁判所における有期刑(懲役・禁錮)の科刑状況に関して、実刑(一部執行猶予を含む。)の構成比を犯罪類型別に見ると、重大事犯類型及び窃盗事犯類型が50%を超える一方、交通犯罪類型は12.0%と低い。

少年保護事件の終局処理区分について、年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、保護観察処分の構成比が3割程度であり、少年院送致の構成比は1割を下回る。非行類型別に見ると、保護観察処分の構成比は、薬物事犯類型では6割を超え、他の非行類型と比べて顕著に高く、また、少年院送致の構成比は、重大事犯類型では約5割を占める一方、窃盗事犯類型では1割を下回る。他方、少年鑑別所入所者について、非行類型別構成比の推移(平成14年から令和3年まで)を見ると、中間少年及び年長少年は、詐欺事犯類型の構成比が特に大きく上昇したほか、年少少年は、性犯類型の構成比が特に大きく上昇した。

(ウ)入所受刑者について、年齢層別構成比の推移(平成14年から令和3年まで)を見ると、50歳以上の各年齢層の構成比が上昇しており、特に高齢者の構成比の上昇が顕著である。犯罪類型別構成比の推移(平成14年から令和3年まで)を見ると、窃盗事犯類型の構成比が一貫して最も高く、次いで、薬物事犯類型の順であった。

出所受刑者について、帰住先別構成比を年齢層別に見ると、年齢層が上がるにつれて、「社会福祉施設」及び「更生保護施設等」の構成比が高くなる傾向があり、少年院出院者について、出院時引受人別構成比を年齢層別に見ると、少年の7割以上が父母(父又は母のいずれかのみを含む。また、義父・義母を含む。)となっている。

イ 犯罪者及び非行少年を対象とした実態調査の概要

本研究においては、令和3年1月1日から同月29日までの間に、①全国の拘置所(一部の拘置支所を含む。)において刑が確定し、新たに刑執行開始時調査を実施した者(処遇施設を確定するに足りる処遇指標を仮に判定するために必要な調査を行い、処遇施設へ移送する対象となった者を含む。)のうち、調査協力に同意した者595人、②全国の保護観察所において、新たに保護観察を開始した者

(1号観察(交通短期保護観察を含む。)、2号観察、3号観察及び4号観察) のうち、調査協力に同意した者640人、③全国の少年鑑別所に観護措置により入 所した少年(観護令状により入所し、同期間に事件が家庭裁判所に受理された者 を含む。)のうち、調査協力に同意した者184人を対象として、質問紙調査を実 施した。

ウ 調査・分析結果及び考察・提言

調査・分析の結果、年齢層の違い、犯罪・非行類型の違い及び犯罪・非行の進度によって、犯罪や非行の動向のほか生活意識や価値観にも違いがあることが明らかとなったことから、これらの特性を踏まえた指導及び支援の必要性、重要性について論じた。

(ア) 年齢層別

年齢層別に見ると、家庭生活及び友人関係に対する満足度では、少年(年少少年、中間少年及び年長少年をいう。以下同じ。)は、いずれについても7割以上が「満足」と回答し、満足度が高い傾向が見られたが、年齢層が上がるにつれて、「満足」の構成比が低くなる傾向にあり、高齢者は、いずれについても5割を下回っている。悩みを打ち明けられる人については、「誰もいない」の該当率が、年齢層が上がるにつれて高くなっている。就労に対する意識は、30歳代以下では、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」と考える者の構成比が約5割を占め、若年層の就労に対する安逸的な傾向がうかがえる。犯罪・非行に対する意識では、人々が犯罪・非行に走る原因、及び自らの再犯・再非行の原因について、少年は、「父母のこと」の構成比が顕著に高く、年齢層が上がるにつれて、「社会からの信用を失うこと」の構成比が高くなる傾向にあり、高齢者(19.3%)は、総数(10.4%)を大きく上回る。

なお、平成2年の初回の調査から一貫して調査対象としている少年鑑別所入所者について、今回の調査を含め5回の調査を比較すると、家庭生活に対する満足度は上昇傾向にある。また、犯罪・非行に対する意識では、心のブレーキについて、「父母のこと」とする者の構成比が、今回の調査(46.8%)では、平成10年調査(21.3%)の2倍以上になっているという特徴が見られた。

これを踏まえると、年齢層別では、非行少年や若年層の犯罪者は、家族の存在が重要な社会資源であり、家族による監督・監護の重要性、必要性が大きくなっており、これを補完する支援の必要性も一層高まっていると考えられる。特に若年層の犯罪者の場合は、できる限り早期に勤労意識を養わせつつ、就労を確保・維持することが必要である。加えて、非行少年や若年層の犯罪者の場合、不良な交友関係の影響も大きいことから、不良交友からの離脱に向けた指導・支援をより一層充実させることも必要である。一方、高齢者では、身近にサポートしてくれる存在が得られにくいことがうかがえることなどから、社会において孤立させることのないよう、福祉との連携や、地域における支援により一層配意することが有用と考えられる。

(イ)犯罪・非行類型別

犯罪・非行類型別に見ると、重大事犯類型では、家庭生活に対する満足度について「不満」の構成比が最も高く(20.3%)、友人関係に対する満足度について、「満足」の構成比が他の犯罪類型に比べて低い傾向にある(38.7%)。また、悩みを打ち明けられる人として、同性・異性の友達を挙げた者の該当率が低く(それぞれ25.0%、3.1%)、交友関係において、安定した交流を図りにくいことも考えられる。自らの再犯・再非行の原因については、自己統制の問題を挙げていた者が5割以上に及んでいたことに加え、学業や仕事の継続や就労の失敗にあるとする者の該当率

も 24.2%と他の類型と比べて高いという特徴が見られる。これを踏まえると、重大 犯罪類型については、安定した就労の確保及び維持のために、職場における対人関 係の築き方にも配慮しながら、指導・支援をしていくことが重要と考えられる。

粗暴犯類型では、家庭生活や友人関係に対する満足度は他の犯罪類型よりも高い傾向にある。「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」について、「反対」の構成比が低い(27.7%)など、暴力を許容する態度・価値観を有している特徴が見受けられる。また、人々が犯罪・非行に走る原因について、「自分自身」以外と捉える者の構成比が 31.1%と他の類型より高く、自らの再犯・再非行の原因について、「まじめな友達が少なかった・いなかったこと」とする該当率が他の類型より高い(24.3%)など、他責的な傾向も見られる。加えて、憤怒等の動機によって犯行に至る者が多いという特徴も見受けられるため、粗暴犯類型では、暴力防止プログラム等により、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得に努めさせることなどが有用と考えられる。

窃盗事犯類型では、家庭生活や友人関係に対する満足度について、「満足」は、それぞれ4割程度と他の類型に比べて低い傾向にあり、自らの再犯・再非行の原因について、「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」を挙げる者の該当率が高い(30.2%)。また、学業や仕事の継続や就労の失敗、被害者への謝罪等の対応が十分できなかったことの該当率が、いずれも他の類型と比べて高い傾向にある(それぞれ22.8%、14.9%)という特徴も見られる。これを踏まえると、窃盗事犯類型では、就労支援等により安定した就労につなげることが重要であるとともに、場合によっては、相談・支援機関につなげることも必要であると考えられる。また、保護観察官や保護司等の適切な指導監督・補導援護の下、社会復帰後の就労により得た賃金等を原資とする被害弁償等の誠意をもった対応に取り組ませることも有用と考えられる。

詐欺事犯類型では、態度・価値観に関しては、自分の欲望のためには、ルールを破るのも仕方ないとする者の構成比が高い(18.4%)など、自分本位な特徴が見られる。また、自らの再犯・再非行の原因について、問題にぶつかると諦めたりしたことや処分を軽く考えていたこと等の該当率が高い(いずれも33.3%)など、安易な態度・価値観もうかがえる。これを踏まえると、詐欺事犯類型では、不安定な生活に起因する者には、生活安定に向けた指導・支援が必要であり、若年者の関与が社会問題となっている特殊詐欺事犯者については、保護観察対象者に対する類型別処遇等を通じて、自分本位な態度等を改めさせるための処遇を実施することが望まれる。

性犯類型では、家庭生活に対する満足度について、「満足」の構成比は6割以上と高く、悩みを打ち明けられる人では母親や父親を挙げる者の該当率がそれぞれ5割程度、3割程度と顕著に高い。一方、友人関係に対する満足度について、「不満」の構成比が高い(16.2%)ことから、家族など身近な存在とは良好な関係を築きながら、特定の他者との関係においては不満を抱きやすい面もうかがえる。また、自らの再犯・再非行の原因について、原因が分からなかったとする者の該当率が他の類型に比べて高く(20.0%)、落ち着いて生活できる場所を見いだせないことを挙げる者の該当率も他の類型に比べて顕著に高い(30.0%)という特徴が見られる。これを踏まえると、性犯類型では、対人スキルの向上を念頭に置いた処遇を実施するとともに、刑事施設における特別改善指導としての性犯罪再犯防止指導、保護観察中における性犯罪者処遇プログラム等により、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力不足等の問題点を認識させるための処遇が有効であると考えられ、こうした指導・支援のより一層の充実が期待される。

薬物事犯類型では、自分に対する意識について、「自分は意志が弱い」と回答した者の構成比が高く(80.6%)、自らの再犯・再非行の原因について、不良交友関

係の継続を挙げる者の該当率が他の類型と比べて顕著に高い(38.7%)という特徴が見られる。これを踏まえると、薬物事犯類型では、刑事施設における薬物依存離脱指導の重要性や、更生保護の段階において薬物事犯の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること等を特別遵守事項として定めることなどの重要性が確認できる。

交通事犯類型では、家庭生活、友人関係、社会及び自分の生き方に対する満足度について、「満足」の構成比が、いずれも他の類型と比べて高く(それぞれ 68.1%、66.7%、38.3%、41.7%)、社会生活に対して肯定的な回答をしている者の割合が高い。自らの再犯・再非行の原因については、処分を軽く考えていたことを挙げる者の該当率が高い(36.1%)という特徴が見られる。これを踏まえると、交通事犯類型では、刑事施設における交通安全指導等を通じて、運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させることなどが必要であり、処分を真摯に受け止めるよう働き掛けることが重要と考えられる。

(ウ) 犯罪・非行進度別

犯罪・非行進度別に見ると、家庭生活、友人関係及び自分の生き方に対する満足度について、「満足」の構成比は、いずれも初入者が再入者を上回り、「不満」の構成比は、いずれも再入者が初入者を上回っている。また、悩みを打ち明けられる人について、「誰もいない」の該当率は、再入者が初入者を上回っている。自らの再犯・再非行の原因について、初入者は、「処分を軽く考えていたこと」の該当率が高く(35.7%)、再入者は、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(43.7%)のほか、「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」(24.5%)及び「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」(22.1%)の該当率が高い。心のブレーキについては、初入者は、再入者と比べて、「父母のこと」、「子のこと」、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」の構成比が高い一方、「社会からの信用を失うこと」の構成比が低い。これからの生活で大切なものについては、初入者は、再入者と比べて、「被害者のために何かお詫びをする」の該当率が顕著に高く、「家族と仲良くやっていく」、「知識を身につけ心を豊かにする」、「保護観察官・保護司とよく相談する」及び「親の言うことを聞く」の該当率も高い。

これを踏まえると、初入者に対しては、他人からの助言・指導に応じようとする姿勢を支持し、保護観察官・保護司等の監督の下、家庭生活や社会生活を通じて、犯罪・非行が被害者だけでなく自らに対しても重大な結果をもたらすことを認識させることなどが重要と考えられる。他方、再入者に対しては、支援機関につなげて不良交友からの離脱支援を含めた環境の調整を行うことに加え、被害者への慰謝の措置を講じる意識が低いという特徴も見受けられることから、被害者の視点を考慮した指導・支援を行うことが重要である。

工 成果物

本研究の成果は、令和4年10月に研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」、令和4年12月に令和4年版犯罪白書(特集—犯罪者・非行少年の生活意識と価値観)として公刊され、法務省関係部局や大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。今後、本研究の結果は、法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討等に利用されていく見込みである。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別添のとおりである。

(必要性の評価項目)

「再犯防止に向けた総合対策」では、犯罪をした者等に対する指導及び支援について、

犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うこととされている。本研究は、犯罪者等の特性による価値観や意識の違いについて分析を行ったものであり、法務省の重要な施策と密接に関連し、実施する必要性が極めて高かった。

また、本研究では、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、幅広い年齢層かつ施設内処遇及び社会内処遇を受けている犯罪者等を対象とした大規模な質問紙調査を実施しており、法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。

このように、本研究の必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高かったと認められる。

(効率性の評価項目)

特別調査では、過去の調査との継続性を保つべく、少年鑑別所入所者を調査対象とした上で、年齢による比較が可能となるよう全年齢層の受刑者を加えたほか、社会内処遇を受けている保護観察対象者も調査対象とした。かかる対象者の設定により、年齢層別、犯罪・非行類型別、犯罪・非行進度別といった対象者の特性に応じた調査分析が可能となり、そうした特性による価値観や意識の違いを詳細に検討できたことから、調査対象の設定は適切なものであった。ただし、少年鑑別所入所者については、調査対象者が184人と、過去の調査における少年鑑別所入所者の調査対象者数よりも少なかったところ、この点については、調査期間を延長するなどして人数を増やすことを検討する余地もあった。

本研究は、犯罪者等の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームが各自の知見を生かして実施に当たった。また、研究で用いるデータは、調査対象者が質問紙に任意に回答した内容に基づくものであったところ、同データを年齢層別、犯罪・非行類型別、犯罪・非行進度別に分類し、それぞれの特性が明らかになるよう分析しており、適切な実施体制・手法であった。もっとも、分析の手法については、収集したデータを、先行する他の研究と比較したり、他の文献と照らし合わせるなどして、犯罪類型別の処遇プログラムの改善に活かせるような、もう一歩進んだ提言ができると良かった。

本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見を持って既存の設備・備品等を活用して行うものであって、当初の予算よりも研究費を抑えられたことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。

このように、本研究の効率性を評価する3項目の評点は、30点中24点であったことから、本研究の効率性は、高かったと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、研究部報告 63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」及び令和 4 年版犯罪白書「特集~犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても実務家以外の研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。

また、本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」及び「再犯防止推進計画」に沿ったものであり、矯正・更生保護領域にわたって幅広く調査を実施し、犯罪者等の特性に応じた意識・価値観の違いを明らかにしたものであった。本研究は、法務省の再犯防止施策のほか、大学等の研究機関における犯罪者等の研究に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。

このように、本研究の有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の有効性は、高かったと認められる。

(3) 総合評価

したがって、総合評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は 70 点中 64 点であったことから、本研究の有効性は「大いに効果があった」と評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和6年7月30日~8月21日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

別添「令和6年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び 回答」番号1ないし5のとおり。

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

- 「再犯防止に向けた総合対策」(平成 24 年 7 月 20 日犯罪対策閣僚会議決定)*1 第 3 再犯防止のための重点施策
 - 3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
- 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)*2
 - 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
 - ④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究
- 「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)*3
 - 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
 - i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等
 - iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等
 - vii 各種指導プログラムの充実

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ○評価の過程で使用したデータや文献等
- ○評価の過程で使用した公的統計
- ○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

- ○平成23年版犯罪白書「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」
- ○平成17年版犯罪白書「少年非行」
- ○平成10年版犯罪白書「少年非行の動向と非行少年の処遇」
- ○平成2年版犯罪白書「少年非行と非行少年の処遇」
- ○研究部報告46「青少年の生活意識と価値観に関する研究」
- ○研究部報告 32「最近の非行少年の特質に関する研究 非行少年の生活意識と価値観

(第3報告)」

- ○研究部紀要 35「非行少年の生活・価値観に関する研究(第2報告)」
- ○研究部紀要34「非行少年の生活・価値観に関する研究(第1報告)」
- *1 「再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)」
 - 第3 再犯防止のための重点施策
 - 1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する
 - (1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止める ために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を 的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

- 3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する。
- (1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

- *2 「再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)」
 - 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する 調査研究

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。

- *3 「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)
 - 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
 - i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等
 - ア 性犯罪者等に対する効果的な指導等の実施

法務省は、厚生労働省の協力を得て、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設における性犯罪再犯防止指導や少年院における性非行防止指導、保護観察所における性犯罪再犯防止プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、指導者育成を進めるなどして、一層の充実を図るとともに、地域の医療・福祉関係機関等との連携を強化し、性犯罪者等に対する矯正施設在所中から出所後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図る。

iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実

少年鑑別所において、在所中の少年に対し、その自主性を尊重しつつ、 健全育成に向けた支援等を適切に実施するほか、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力も得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成を考慮した処遇の充実を図る。また、刑事施設においても、おおむね 26 歳未満の若年受刑者に対し、少年院における矯正教育の手法やノウハウ、その建物・設備等を活用しながら、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等の充実を図る。

エ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実

法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、保護者との適切な関係に関する指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。

vii 各種指導プログラムの充実

DV を含む対人暴力の問題を抱える者等に対し、その特性に応じた柔軟な指導が可能となるよう改善指導プログラムの充実を図る。また、少年院において、特定少年に対する成年としての自覚・責任を喚起する指導や社会人として必要な知識の付与に加え、特殊詐欺等近年の犯罪態様に対応した指導等の充実を図る。

事後評価結果表

【犯罪者(犯罪・非行をした者)の意識調査】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して 必要なものか。	А	10点	「再犯防止に向けた総合対策」では、犯罪をした者等に対する指導及び支援について、犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うこととされている。本研究は、犯罪者等の特性による価値観や意識の違いについて分析を行ったものであり、法務省の重要な施策と密接に関連し、実施する必要性が極めて高かった。
性	代替性のない研究である 2 か。	А	10点	本研究では、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、幅広い年齢層かつ施設内処遇及び社会内処遇を受けている犯罪者等を対象とした大規模な質問紙調査を実施しており、法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。
	3 研究における調査対象の 設定が適切であるか。	В	7 点	特別調査では、過去の調査との継続性を保つべく、少年鑑別所入所者を調査対象とした上で、年齢による比較が可能となるよう全年齢層の受刑者を加えたほか、社会内処遇を受けている保護観察対象者も調査対象とした。かかる対象者の設定により、年齢層別、犯罪・非行類型別、犯罪・非行進度別といった対象者の特性に応じた調査分析が可能となり、そうした特性による価値観や意識の違いを詳細に検討できたことから、調査対象の設定は適切なものであった。ただし、少年鑑別所入所者については、調査対象者が184人と、過去の調査における調査対象者よりも少なかったととろ、調査期間を延長するなどして人数を増やすことを検討する余地もあった。
効率性	4 研究の実施体制・手法が 適切であるか。	В	7 点	本研究は、犯罪者等の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームが各自の知見を生かして実施に当たった。また、研究で用いるデータは、調査対象者が質問紙に任意に回答した内容に基づくものであったところ、同データを年齢層別、犯罪・非行類型別、犯罪・非行進度別に分類し、それぞれの特制・手法であった。もっとも、分析の手法については、収集したデータを、先行する他の研究と比較したり、他の文献と照らし合わせるなどして、犯罪類型別の処遇プログラムの改善に活かせるような、もう一歩進んだ提言ができると良かった。
	研究手法が費用対効果の 5 観点から合理的である か。	А	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、当初の予算よりも研究費を抑えられたことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりや すいものであるか。	А	10点	本研究の研究成果は、研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」及び令和4年版犯罪白書「特集〜犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊額に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても実務家以外の研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。
ΙT	法令・施策の立案、事務 運用の改善等の検討や、 大学の研究等に利用され たか。	Α	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」及び「再犯防止推進計画」に沿ったものであり、矯正・更生保護領域にわたって幅広く調査を実施し、犯罪者等の特性に応じた意識・価値観の違いを明らかにしたものであった。本研究は、法務省の再犯防止施策のほか、大学等の研究機関における犯罪者等の研究に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。

評点合計: 64点 / 70点

令和6年度政策評価書要旨

評価実施時期: 令和6年9月 担当部局名:大臣官房施設課

施		策		名	施設の整備(国際法務総合	政策体系上の位置付け					
								法務行政全般の円滑かつ			
								効率的な運営			
								(VII - 15 - (2))			
事	業	の	概	要				「政需要等を踏まえ、十分			
					な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の 使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。						
			,	To.		投等について所要の	怪備、防災・减災対	策を行う。			
評					事業評価方式						
	政 策 評 価 の 1 事業の基本情報の変化 結 果 の 概 要 事業は総額約 662 億円で平成 20 年度から平成 30 年度にかけて実施し、平成 3										
結	果	の									
					完成した。 2 事業の効果の発現状況						
							= 33 100 EDIT. (10	1 上)云土 10 甘土 164 土			
					* 乗物を打りために必		3か100 忠以上(16	1点)であり、基本機能を			
						, =	胃管促全性 防災地	性、保安性及び耐用・保全			
								官署施設については、地			
								いて特に充実した取組(各			
								と満たしていることが確認			
					できる。						
					3 総合的評価						
					以上、1及び2より、	老朽及び面積不足が	が解消され、十分な	な行政機能を果たすことが			
					できた。また、施設・記	設備の合理化・効率化	と、人的資源の有効	が活用、国有財産の有効活			
					用及び都市計画と連動	した一体的な整備を関	図ることができたこ	ことから、事業の目的を果			
					たしていると判断できる	5.					
BB	 	L 7	+/-	ᄑ	++- T- + A Y========	7.0 0	=- ±+:	表 元王 (- / - / - / - / - / - / - / - / - / -			
	係る針演				施政方針演説等	年月日	記載者	事項(抜粋)			
	ョッ 重要										
	≖女 の)	以外	· (- '&							
	0										

令和6年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省)

施		策		名	施設の	整備(国際法	務総合`	センター	整備事業)		
政	策	体	系	上	法務行	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営						
の	位	置	付	け	(VII -	(VII - 15 - (2))						
施	策	の	概	要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができ が不足している施設や、長期間の使用により老 所要の整備、防災・減災対策を行う。				きるよう、	執務室	等の面積	
施	策の)予	算額	湏·	区分		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
執	行	r a	額	等	予 算	当初予算(a)	23, 802	213	130, 282	598, 528	314, 265	314, 304
					の状	補正予算(b)	0	0	0	0	0	0
					況 (千	繰越し等(c)	0	1,001,642	0	0	300, 971	702, 265
					円)	合計(a+b+c)	23, 802	1,001,855	130, 282	598, 523	615, 236	1, 016, 569
					執行額	額(千円)	23, 802	18, 897	126, 522	522, 627	525, 078	792, 671
					区分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
					予 算	当初予算(a)	9, 162, 045	11, 416, 347	15, 175, 533	2, 516, 355	4, 350, 355	
						補正予算(b)	0	7, 391, 827	730, 632	149, 636	0	
					況(千	繰越し等(c)	0	278, 083	2, 257, 012	7, 623, 132	3, 162, 673	
					円)	合計(a+b+c)	9, 162, 045	19, 086, 257	18, 163, 177	10, 289, 123	7, 513, 028	
					執行額	額(千円)	9, 162, 045	19, 085, 210	18, 161, 199	10, 289, 117	7, 513, 006	
政员	ŧ評	価実	施田	期	令和6	年9月		担当部	局名大	五官房施設	注課	
評	佃	5	方	式	事業評	価方式						

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

東京都内等に分散立地する矯正医療施設、研修施設等について、面積不足や老朽化により、施設としての機能不足の状態となっていることから、十分な行政機能を果たすことができなくなっている。

特に、矯正医療施設については、近年、医療措置を必要とする受刑者等が増加しているところ、既存施設の老朽・面積不足が著しく対象者を受け入れることが困難な状況にある。

(2)目的・目標

東京都内等に分散立地する矯正医療施設、研修施設等を集約整備することにより、施設・設備の合理化・効率化、人的資源の有効活用、国有財産の有効活用及び都市計画と連動した一体的な整備を図るとともに、国民の安全確保、治安の維持及び円滑な施設運営に寄与し、矯正医療の水準を維持・向上させることを目的とする。

特に、医療刑務所及び医療少年院においては、医療機能を統合して規模拡大を図った上で「矯正医療センター」として整備し、医療諸室、医療関係職員及び医療機器を共有することによって、施設・設備の合理化と人的資源の有効活用を図っている。

なお、矯正医療施設の整備に当たっては、医療スタッフの確保及び外部医療機関との協力体制が不可欠なため、人的資源が確保しやすい都市部に設置する必要がある。

(3) 具体的内容

事業場所:米軍立川基地跡地

事業時期:平成23年度から(平成30年度から供用開始)

延べ面積:127,107 m²

入居庁 : 国連アジア極東犯罪防止研修所

矯正研修所

矯正研修所東京支所

公安調查庁研修所惠比寿寮

八王子医療刑務所 関東医療少年院 神奈川医療少年院

八王子少年鑑別所(含東京婦人補導院)

法務総合研究所国際協力部 (在大阪)

3. 事前評価の概要

平成23年9月、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性 : 106点

・既存施設は面積が不十分な上、建物の老朽化が著しい。

(2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性 : 100 点

・他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。

※「他の案」とは、既存施設の敷地に新営整備を行うものである。

一つの施設を除く全ての施設が既存敷地にそれぞれ新営整備を行うことができないこと、集約整備による施設・設備の合理化・効率化、人的資源の有効活用、国有財産の有効活用及び都市計画と連動した一体的な整備を図ることができないことから、他の案では、事業案と同等の性能を確保することができない。

(3)有効性

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果 (B1):146点

・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路・鉄道等が整備されアクセスの確保ができ 好立地条件である。

事業計画の効果(B2): A評価9、B評価0、C評価5

- ・ 地域性(2項目) (懇談会等の地域住民との連携、敷地境界部分のセットバックと緑地の確保、希少動植物への配慮*1)、人権(2項目)(被収容者等に対して外部からの視線が届きにくいようにするなどの対策)、環境保全性(2項目)(LED照明、屋上緑化、太陽光発電)、防災性(2項目)(落雷対策、大規模災害時に対しての電力確保、書庫等の防火性能の確保)、保安性(護送用車両専用車庫、作業門の二重化、監視カメラ対応)に対して特に充実した取組が計画されている。
- ユニバーサルデザイン(2項目)、保安性、耐用・保全性(2項目)に対して、

*1 「希少動植物への配慮」

国内希少野生動植物種に指定されている猛禽類(オオタカ)の営巣が確認されたことから、オオタカとの共生を図るため、希少猛禽類保護区域を整備したり、工事前や工事期間中に営巣への影響がないように配慮している。

また、ヤナギ科コゴメヤナギ、ガガイモ科コイケマ等の希少植物については、工事の影響が少ない場所に移植するなど保存に配慮する予定である。

一般的な取組が計画されている。

(4) 総合的評価

以上、(1)、(2)及び(3)から、新規採択事業としての要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と、「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て 掛け合わせ、100 倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点以上ある ことを確認する。

また、B2については、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2)により各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の基本情報(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化

事業は総額約 662 億円で平成 20 年度から平成 30 年度にかけて実施し、平成 30 年度 に完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- 業務を行うための基本機能(B1評価):161点(別紙1参照)
- ・ 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2評価)【収容施設】:地域性、人権、環境保全性、防災性、保安性及び耐用・保全性(以上評価A)(別紙2及び3参照)。
- ・ 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2評価)【官署施設】:地域性、環境保全性、防災性、保安性及び耐用・保全性(以上評価A)(別紙2及び3参照)。

(3) 総合的評価

以上(1)(2)より、老朽及び面積不足が解消され、十分な行政機能を果たすことができた。また、施設・設備の合理化・効率化、人的資源の有効活用、国有財産の有効活用及び都市計画と連動した一体的な整備を図ることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和6年7月30日~8月21日

(2)実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

別添「令和6年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び 回答」番号6及び7のとおり。

- 7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
- 8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ○評価の過程で使用したデータや文献等
- ○評価の過程で使用した公的統計
- ○評価の過程で使用したアンケート調査等
- 9. 備考

5 事業計画の効果(B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(国際法務総合センター)

1.0 1.0 1.0 1.0 1.1 Ξ. Ξ Ξ. Ξ. 161 計計 標準的な構造が確保できないお それがある。又は、特殊な施設 で必要な機能等が満足されない おそれがある 自然条件に災害防止、環境保全 上著しい支障がある 総合庁舎又は合同庁舎計画とし ての整備が必要 総合庁舎としての整備条件が 整っていない 都市計画等と整合しない 0.5 整備の見込なし 敷地未定 規模未定 0.7 建設までの用地取得計画が不 明確 安全・円滑に出入りできる構造 の道路等に接していない 総合庁舎又は合同庁舎計画と の調整が必要 評点(各係数の積×100倍) 自然条件に災害防止・環境保全 上やや支障がある 敷地が有効に利用できる形状で はない 規模と業務内容等との関連が不 明確 適切な構造、機能として計画されていない 0.8 条件整備により都市計画等との 整合が可能 駐車場等の確保に支障がある 0.9 国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの 標準的な構造として計画されて いる。又は、特殊な施設で必要 な機能等が満足される計画であ る 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に接している 建築物の規模に応じ適切な規模 となっている 業務内容等に応じ、適切な規模、業務内容等に応じ、適切な規模 が設定され、敷地の高度利用に が設定されている ついて配慮している 自然条件の不備を技術的に解 消できる 単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が 整っている 都市計画等と整合 整備の見込あり 駐車場、緑地等に必要な面積が 確保されている 自然条件が災害防止·環境保全 上良好 引辺に道路・鉄道等が整備済み 都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献 適切な構造、機能として計画されている 条数 総合庁舎の場合 単独庁舎の場合 都市計画・土地利用計画等との整合性 西酒 災害防止·環境保全 用地取得の見込 アクセスの確保 建築物の規模 敷地の規模 単独庁舎、 整備条件 敷地形状 機能性等 総合庁舎 としての 位置 構造 型 規模 尔

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標 【収容施設】

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		C	一般的な取組がされている
TE		А	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標 【官署施設】

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		C	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

事業計画の3	事業計画の効果(B2)に関する評価指標	【収容施設】			
分類	評価項目	取組内容	実例など	申 潚	
		・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携	防災協定	A:3つ以上該当	
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B:2つ以上該当	
		・跡地の有効活用	用途廃止の上担当財務局へ引継ぎ	C:1つ以下	
	地域性	・地域性のある材料の採用			∢
	!	・地域住民との連携	地域イベント会場の提供		
社会性		・オープンスペースの設置	開放緑地		
		·景観性	周辺都市環境への配慮(周辺環境との色彩質感の調和、周辺緑地 との調和		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	内部からの視線制御	A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫)、 外部からの視線制御(ガラスブロックなど)	B:1つ該当	∢
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	面会人、外来相談等と一般来庁者との動線分離(相談室)	C:該当なし	
		・特別な省エネ機器の導入	氷蓄熱、照明制御(人感センサー、明るさセンサー)、LED照明	A:4つ以上該当	
		・緑化のための特別な対策	屋上緑化	B:2つ以上該当	
環境保全性	環境保全性	・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電 クールヒート・トレンチ (地中熱)	0:1つ以下	∢
		・水資源の有効活用のための特別な対策	雨水利用設備、中水利用設備、ボイラーブロー水利用		
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(複層ガラス)		
		·木材利用促進	内装等の木質化		
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの 配慮を達成している。	_	日本 田	
	ユーバーサ ル ボナイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		B幹值	O
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適 用対象外施設である。	多目的駐車場、多目的便所、EV、点字ブロック、手すり	C評価	
		・火災への特別な対策		A:2つ以上該当	
		・浸水への特別な対策	電気室を2階以上に設置	B:10製当	
		・強風への特別な対策		C:該当なし	
機能性	瓦然本	・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		٥
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			(
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策	自家発電設備、防災センター		
		・災害時の対策	防災倉庫		
		・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火ダンパー(FD)、準耐火間仕切		
	;	・保安性の確保	護送用車両専用車庫(シャッター付)、搬入口の二重化 生体認証装置	A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ	B:10 数当	∢
		・保管室の防犯性能の確保	鉄格子	C:該当なし	
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A:2つ以上該当	
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保	リプレイスゾーン	B:1つ該当	
松	村田, 保分柱	・可動間仕切等の活用	移動間仕切	C:該当なし	٥
H K		・清掃を容易にするための取組			ζ
		・メンテナンスを容易にする工夫	共同溝		
		・増築可能な建物配置			

事業計画の3	事業計画の効果(B2)に関する評価指標	【官署施設】			
分類	計學學	取組内容	実例など	即址	
		・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携	地域防災へ貢献する取組	A:3つ以上該当	
		・既存建造物 (歴史的建築物)の有効利用		B:2つ以上該当	
		・跡地の有効活用	用途廃止の上担当財務局へ引継ぎ	C:1つ以下	
	地域性	・地域性のある材料の採用			∢
:		・地域住民との連携			
社会性		・オープンスペースの設置	開放緑地		
		・景観性	周辺都市環境への配慮(周辺環境との色彩質感の調和、周辺緑地 との調和		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画		A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者,被収容者,保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画		B:10 数当	O
		・来庁者の人権に配慮した建物計画		C:該当なし	
		・特別な省エネ機器の導入	照明制御(人感センサー、明るさセンサー)、LED照明	A:4つ以上該当	
		・緑化のための特別な対策	緑化システム	B:2つ以上該当	
はなって	李子子	・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電、クールヒート・トレンチ(地中熱)	0:12以下	<
垛堤 床土	. 宋·児·木土 '土	・水資源の有効活用のための特別な対策			(
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(複層ガラス)		
		・木材利用促進	内装等の木質化		
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。		型は、	
	ユーバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		単温の	O
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	多目的駐車場、多目的便所、EV、点字ブロック、手すり	こ許価	
		・火災への特別な対策		A:2つ以上該当	
		・浸水への特別な対策	電気室を2階以上に設置	B:10該当	
		・強風への特別な対策		C:該当なし	
機能性	在然本	・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		4
	ナンス	・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策	自家発電設備		
		・災害時の対策	防災倉庫		
		・保管室の防火性能の確保	防災倉庫、防火建具		
		・保安性の確保	監視カメラ	A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にするエ夫		B:1つ該当	∢
		・保管室の防犯性能の確保	カード認証装置	C:該当なし	
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A:2つ以上該当	
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保	リプレイスゾーン	B:10 数当	
松林	計 多分	・可動間仕切等の活用	移動間仕切	C: 該当なし	۵
1		・清掃を容易にするための取組			
		・メンテナンスを容易にする工夫	共同議		
		・増築可能な建物配置			

令和6年度政策評価書要旨

評価実施時期: 令和6年9月 担当部局名:大臣官房施設課

施		策		名	施設の整備(沖縄少年院	• 沖縄女子学園新営團	整備事業)	政策体系上の位置付け				
								法務行政全般の円滑かつ				
								効率的な運営				
								(VII - 15 - (2))				
事	業	の	概	要	司法制度改革の推進や済	台安情勢の変化に伴	って生じる新たな行					
					な行政機能を果たすことが	ができるよう、執務	室等の面積が不足し	ている施設や、長期間の				
					使用により老朽化した施設	没等について所要の	整備、防災・減災対	策を行う。				
評	価	i -	方	式	事業評価方式							
政	策	評	価	の								
結	果	の	概	要	事業は総額約84億円で平成24年度から平成30年度にかけて実施し、平成30年度に							
					完成した。							
					元成した。 2 事業の効果の発現状況							
				・ 業務を行うために必要な基本機能の評点が 100 点以上 (133 点) であり、基本機								
					満たしていることが研	雀認できる。						
					 地域性、人権、環境 	竟保全性、防災性、f	保安性及び耐用・伊	R全性について特に充実し				
								く付加機能を満たしている				
					ことが確認できる。		, , , , , , , ,	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
					3 総合的評価							
						施設の老朽、面積	不足の解消及び立均	也条件不良の解消をすると				
								また、本事業により少年				
					矯正を考える有識者会認							
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		と果たしていると判断でき				
関	係す	<u></u> ナる	施	政	を実践できる施設とする	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	から、事業の目的を					
	 係 す 針演				を実践できる施設とする。	ることができたこと	から、事業の目的を	と果たしていると判断でき				
方		説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと	から、事業の目的を	と果たしていると判断でき				
方	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと	から、事業の目的を	と果たしていると判断でき				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと	から、事業の目的を	と果たしていると判断でき				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと	から、事業の目的を	と果たしていると判断でき				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと	から、事業の目的を	と果たしていると判断でき				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと	から、事業の目的を	と果たしていると判断でき				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を記載	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を記載	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を記載	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を記載	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を記載	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を記載	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を記載	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を記載	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				
方の	針演重要記	説等	等内	閣	を実践できる施設とする。	ることができたこと; 年月日	から、事業の目的を記載	と果たしていると判断でき 事項(抜粋)				

令和6年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省)

施		策		名	施設の	整備 (沖縄少年)	院・沖縄女子	一学園新営整	備事業)	
政	策	体	系	上	法務行政	女全般の円滑かっ	つ効率的な運			
の	位	置	付	け	(VII-1	5-(2))				
施	策	の	概	要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要					
					等を踏る	まえ、十分な行	攻機能を果た	すことがで	きるよう、勢	(務室等の面
					積が不足	足している施設。	や、長期間の	使用により	老朽化した施	設等につい
					て所要の	D整備、防災・液	咸災対策を行	すう。		
施	策 σ.)予	算額	頂・	区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
執	行	- 1	額	等	予算の	当初予算(a)	57, 735	122, 248	174, 720	938, 758
					状 況	補正予算(b)	0	0	0	844, 965
					(千	繰越し等(c)	0	8, 792	0	881, 280
					円)	合計(a+b+c)	57, 735	131, 040	174, 720	2, 665, 003
										2, 664, 780
					執行	額(千円)	56, 385	131, 040	174, 719	
					区分		28 年度	29 年度	30 年度	
					予算の	当初予算(a)	0	2, 739, 458	2, 625, 641	
					状 況	補正予算(b)	0	0	0	
					(千	繰越し等(c)	0	0	0	
					円)	合計(a+b+c)	0	2, 739, 458	2, 625, 641	
					41.7-	# (/ P)				
						額(千円)	0		2, 625, 641	
	ŧ評				令和6年] :	担当部局名	大臣官房施設	課
評	佃	į į	方	式	事業評価	西方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は昭和 42 年に建設された建物であり、面積不足や経年による老朽化が著しい。また、敷地内において陥没事故が絶えず、一部庁舎が機能不全に陥るなど施設運営に支障を来している。加えて、現在地は借地であり早期の返還が望ましい。

(2)目的・目標

陥没事故が続いている現在地から別敷地への移転・統合により、現状施設の老朽、面積不足の解消と同時に、2庁を統合することで事務の合理化及び施設の集約化を図る。また、少年矯正を考える有識者会議提言*1を踏まえた必要諸室の整備や機能改善により、適正な処遇を実践できる施設とする。

(3) 具体的内容

事業場所:沖縄県糸満市字真栄平出口原 1281 他

事業時期:平成26年度から(平成30年度から供用開始)

延べ面積:12,000 m²(沖縄少年院)、4,952 m²(沖縄女子学園)

入居庁 : 沖縄少年院、沖縄女子学園

*1 「少年矯正を考える有識者会議提言」

[http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003.html] を参照。

3. 事前評価の概要

平成25年8月、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性:128点

- ・既存庁舎は面積が不十分な上、現存率が低く耐震強度が不足している。
- ・敷地内で陥没事故が発生するなど立地条件が不良であり、一部庁舎が機能不全に陥るなど施設運営に支障を来している。

(2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性:100点

・他の案では、現在地で頻発している敷地内の陥没事故を防止することは事実上難しいことから、事業案と同等の性能を確保できない。

※「他の案」とは、2庁それぞれの現在地建替えを想定したものである。

(3)有効性

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果(B1):133点

- ・ 現予定地での新営整備は、現在地で懸念される陥没事故のおそれがなく、自然条件が災害防止上良好である。
- ・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。事業計画の効果(B2):A評価5、B評価0、C評価2
- ・ 地域性(地域性のある材料の採用、地域に開放された施設の設置、景観への配慮)、 人権(地域住民の人権に配慮した建物計画、被収容者の人権に配慮した建物計画、 来庁舎の人権に配慮した建物計画)、環境保全性(省エネ機器・システムの導入、 自然エネルギーの活用、グリーン購入法の全面的な対応)、防災性(非常用飲料水 の確保、停電対策、保管室の防火性能の確保)及び保安性(保安性の確保、被収容 者の監視を容易にする工夫)に対して特に充実した取組が計画されている。
- ・ ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

(4)総合的評価

以上、(1)、(2)及び(3)から、新規採択事業としての要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と、「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果 (B1) に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て 掛け合わせ、100 倍した数値を事業計画の効果 (B1) とし、評点が 100 点以上ある ことを確認する。

また、B2については、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2)により各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の基本情報(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化

事業は総額約84億円で平成24年度から平成30年度にかけて実施し、平成30年度に 完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- 業務を行うための基本機能(B1評価):133点(別紙1参照)
- ・ 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2評価):地域性、人権、環境保全性、防 災性、保安性及び耐用・保全性(以上評価A)(別紙2及び3参照)。

(3)総合的評価

以上(1)(2)より、施設の老朽、面積不足の解消及び立地条件不良の解消をするとともに、事務の合理化及び施設の集約化を図ることができた。また、本事業により少年矯正を考える有識者会議提言を踏まえた必要諸室の整備や機能改善により、適正な処遇を実践できる施設とすることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和6年7月30日~8月21日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

別添「令和6年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び 回答」番号8とおり。

- 7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
- 8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 〇評価の過程で使用したデータや文献等
 - ○評価の過程で使用した公的統計
 - ○評価の過程で使用したアンケート調査等
- 9. 備考

33

5 事業計画の効果(B1)

Ξ

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(沖縄少年院・沖縄女子学園)

1.0

Ξ.

1.0

1.0

1.0

1.0

1.0

計計 標準的な構造が確保できないお それがある。又は、特殊な施設 で必要な機能等が満足されない おそれがある 自然条件に災害防止、環境保全 上著しい支障がある 総合庁舎又は合同庁舎計画とし ての整備が必要 総合庁舎としての整備条件が 整っていない 都市計画等と整合しない 整備の見込なし 敷地未定 規模未定 0.7 建設までの用地取得計画が不 明確 安全・円滑に出入りできる構造 の道路等に接していない 総合庁舎又は合同庁舎計画と の調整が必要 評点(各係数の積×100倍) 自然条件に災害防止・環境保全 上やや支障がある 敷地が有効に利用できる形状で はない 規模と業務内容等との関連が不 明確 適切な構造、機能として計画されていない 0.8 条件整備により都市計画等との 整合が可能 駐車場等の確保に支障がある 0.9 国有地の所管替予定、公有地等 の借用予定、建設までに用地取 得の計画あり、又は民有地を長 期間借用可能なもの 標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である 建築物の規模に応じ適切な規模 となっている 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に接している 業務内容等に応じ、適切な規模 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定され、敷地の高度利用に が設定されている ついて配慮している 自然条件の不備を技術的に解 消できる 単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が 整っている 都市計画等と整合 引辺に道路・鉄道等が整備済み | 整備の見込あり 自然条件が災害防止·環境保全 上良好 都市計画・土地利用計画シビッソファ地区整備計画等に積極的に貢献 駐車場、緑地等に必要な面積が 確保されている 適切な構造、機能として計画されている 条数 総合庁舎の場合 単独庁舎の場合 都市計画・土地利用計画等との整合性 西酒 災害防止·環境保全 用地取得の見込 アクセスの確保 建築物の規模 敷地の規模 単独庁舎、 整備条件 敷地形状 機能性等 総合庁舎 としての 位置 構造 型 規模 尔

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
		А	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		O	一般的な取組がされている
TE		Α	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

事業計画の	事業計画の効果(B2)に関する評価指標(沖縄少年院・沖縄女子宇園)	少年院•沖縄女子宇園)			Ī
分類	評価項目	取組内容	実例など	申 闆	
		・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携	避難場所の提供	A:3つ以上該当	
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B:2つ以上該当	
		・跡地の有効活用	用途廃止の上担当財務局へ引継ぎ	C:1つ以下	
	世對民	・地域性のある材料の採用	赤瓦、花ブロック		<
:		・地域住民との連携			
な が 世		・オープンスペースの設置			
		-景観性	歴史・文化及び風土への配慮及び周辺都市環境への配慮(周辺環 境との色彩質感の調和、周辺緑地との調和)		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画		A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離	B:1つ該当	∢
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	来庁者同士の動線分離	C: 該当なし	
		・特別な省エネ機器の導入	照明制御(人感センサー、明るさセンサー)、LED照明	A:4つ以上該当	
		・緑化のための特別な対策		B:2つ以上該当	
聖帝日今時	14 中型	・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電	C:1つ以下	4
H H H H H		・水資源の有効活用のための特別な対策	中水利用設備		(
		・断熱性向上のための特別な対策	屋根高断熱(断熱ブロック、瓦)		
		・木材利用促進	内装等の木質化		
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの 西庸を達成 1, ア 1, ろ		₩ 並言 ▽	
	コニバーサルデザイン	- 建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		D 計画 B 計画	O
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	多目的駐車場、多目的便所、EV、点字ブロック	C評価	
		一・火災への特別な対策		A:2つ以上該当	
		・浸水への特別な対策		B:10 数当	
		・強風への特別な対策	台風対策(花ブロック、庇(アマハジ))	C: 該当なし	
機能性	50000000000000000000000000000000000000	・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		4
	± X	・構造体に係る業務継続のための特別な対策			(
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策	自家発電設備		
		・災害時の対策	防災倉庫		
		・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火ダンパー(FD)、準耐火間仕切		
		・保安性の確保	生体認証装置	A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ	B:10該当	∢
		・保管室の防犯性能の確保	鉄格子	C: 該当なし	
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A:2つ以上該当	
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保	リプレイスゾーン	B:10骸当	
公公存	斯田• 年分本	・可動間仕切等の活用	移動間仕切	C: 該当なし	⊲
1 5	± + + € = 55 = -	・清掃を容易にするための取組	倉庫のカビ対策(空調設備設置、壁面調湿仕上)		(
		・メンテナンスを容易にする工夫			
		-增築可能な建物配置			

令和6年度政策評価書要旨

評価実施時期: 令和6年9月 担当部局名:大臣官房施設課

施 策 名					施設の整備(名寄法務総合	政策体系上の位置付け							
								法務行政全般の円滑かつ					
								効率的な運営					
								(VII - 15 - (2))					
事	業	の	概	要									
					な行政機能を果たすことが	な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の							
					使用により老朽化した施記	没等について所要の	整備、防災・減災対	策を行う。					
評	価	İ	方	式	事業評価方式								
政	策	評	価	の	1 事業の基本情報の変化	Ľ.							
	果					_ で平成 24 年度から ³	平成 30 年度にかけ	て実施し、平成30年度に					
714	×1<		1-20	^	完成した。	1 1 /// = 1 /// =	1790 == 1 200 00 00	13425, 1770					
					2 事業の効果の発現状況	₽.							
							まが 100 点以上 (12	1点)であり、基本機能を					
					満たしていることが		(12	1 my Copy Carrygha C					
						, , , = = = = 0	ハて特に充宝した間	文組(各評価A)、環境保					
								なされていることから、政					
					策に基づく付加機能を								
					3 総合的評価								
						老朽及び面積不足(の解消をするととも	こに、業務効率の改善及び					
								ことから、事業の目的を果					
							79 C C N C C IC C	ことがり、事業の自由を不					
					たしていると判断できる	\mathfrak{D}_{\circ}							
関	係っ	する	 · 施	政		年月日	記載	事項(抜粋)					
	 係 す 針演						記載	事項(抜粋)					
方		説	等内	閣			記載:	事項(抜粋)					
方	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					
方の	針演重要	説	等内	閣			記載	事項(抜粋)					

令和6年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省)

施		策		名	施設の	è 備(名寄法務	総合庁舎新営	営整備事業)		
政	文策体系上法務行政全般の円滑かっ					女全般の円滑かっ				
の	位	置	付	け	(VII-1	5-(2))	<i></i>			
施	策	の	概	要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等に					
按:	<u>—</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	当	酒.	区分	の整備、防災・済	成及対象を1. 23 年度	19。 24 年度	25 年度	26 年度
 執	來 0. 行		开印 額	等	予算の	当初予算(a)	23 平反	0 24 平反	23 平及 21, 690	20 平及 65, 070
77.0	, ,		1,7,	٠,	大 況		0	0	0	0
					(手	1113 4 21 (-7	0	4, 032	0	0
					円)	合計(a+b+c)	0	4, 032	21, 690	65, 070 44, 408
					執行	額(千円)	0	2, 625	17, 955	
					区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
					予算の	当初予算(a)	0	0	0	1, 605, 761
					状 況	補正予算(b)	0	339, 190	0	0
					(千	繰越し等(c)	0	56, 700	159, 290	0
					円)	合計(a+b+c)	0	395, 890	159, 290	1, 605, 761 1, 605, 761
					執行	額(千円)	0	198, 213	159, 290	
政策	政策評価実施時期 令和6年9月					F9月	担当部局名 大臣官房施設課			
評	佃	5	方	式	事業評価	五 方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

旭川地方検察庁名寄支部と旭川刑務所名寄拘置支所は、それぞれ昭和 48 年、46 年に建設された建物であり、経年による劣化に加えて、寒冷地という過酷な環境による建物各部の傷みが顕著な状況になっている。

また、必要な諸室を整備するには面積不足であるうえに、機能不備により来庁者への 対応や行政事務の円滑な遂行に支障を来している状態にあり、その解消が求められてい るところ、これに加えて、国有財産(国有地)の効率的活用のため、これらの官署を1 か所に集約整備することも求められている。

(2)目的・目標

旭川刑務所名寄拘置支所敷地に、2つの施設を併せて法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善及び合理化を図るとともに、機能不備を解消することで利用者へのサービス向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所:北海道名寄市西4条南9丁目

事業時期:平成27年度から(平成30年度から供用開始)

延べ面積: 3,672 m²

入居庁 : 旭川地方検察庁名寄支部・名寄区検察庁、旭川刑務所名寄拘置支所

3. 事前評価の概要

平成26年8月、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のと おり評価を行った。

(1) 必要性

事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性:133点

- ・既存庁舎は面積が不十分な上、耐震基準を満たしていない。
- ・2つの官署が別地にあるため、国有財産(国有地)の効率的活用ができていない。

(2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性:100点

・同等の性能が確保できる他の案との経済比較(コスト比較)を行った際に、事業案の方が経済的である。

事業案の総費用:約24億円他の案の総費用:約25億円

※「他の案」とは、名寄拘置支所の敷地に、既存庁舎に不足している面積分及び旭川 地方検察庁名寄支部の必要面積分を増築し、既存庁舎を耐震改修して維持修繕しな がら使い続ける案であり、既存庁舎の耐震改修費用、維持修繕費用、増築費用及び 光熱水費等のコストを積み上げたものである。

(3)有効性

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果(B1):109点

・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

事業計画の効果(B2):A評価4、B評価0、C評価3

- ・ 人権(地域住民の人権に配慮した建物計画、被疑者・被収容者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画)、環境保全性(省エネ機器・システムの導入、自然エネルギーの活用、グリーン購入法の全面的な対応)、防災性(非常用飲料水の確保、停電対策、保管室の防火性能の確保)及び保安性(保安性の確保、被疑者・被収容者等の監視を容易にする工夫)に対して特に充実した取組が計画されている。
- ・ 地域性、ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

(4)総合的評価

以上、(1)、(2)及び(3)から、新規採択事業としての要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と、「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)の各項目について効果の有無を確認する。

※「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2)により各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の基本情報(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化

事業は総額約20億円で平成24年度から平成30年度にかけて実施し、平成30年度に 完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- 業務を行うための基本機能(B1評価):121点(別紙1参照)
- ・ 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2評価):地域性、人権、防災性及び保安性(以上評価A)、環境保全性、耐用・保全性(以上評価B)(別紙2及び3参照)。

(3)総合的評価

以上(1)(2)より、老朽及び面積不足の解消をするとともに、業務効率の改善及 び合理化並びに利用者へのサービスの向上を図ることができたことから、事業の目的を 果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和6年7月30日~8月21日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

別添「令和6年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び 回答」番号9及び10のとおり。

- 7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
- 8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
 - ○評価の過程で使用したデータや文献等
 - ○評価の過程で使用した公的統計
 - ○評価の過程で使用したアンケート調査等
- 9. 備考

5 事業計画の効果(B1)

Ξ.

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(名寄法務総合庁舎)

1.0

Ξ.

1.0

1.0

1.0

1.0

1.0

121 計計 標準的な構造が確保できないお それがある。又は、特殊な施設 で必要な機能等が満足されない おそれがある 自然条件に災害防止、環境保全 上著しい支障がある 総合庁舎又は合同庁舎計画とし ての整備が必要 総合庁舎としての整備条件が 整っていない 都市計画等と整合しない 整備の見込なし 敷地未定 規模未定 0.7 建設までの用地取得計画が不 明確 安全・円滑に出入りできる構造 の道路等に接していない 総合庁舎又は合同庁舎計画と の調整が必要 評点(各係数の積×100倍) 自然条件に災害防止・環境保全 上やや支障がある 敷地が有効に利用できる形状で はない 規模と業務内容等との関連が不 明確 適切な構造、機能として計画されていない 0.8 条件整備により都市計画等との 整合が可能 駐車場等の確保に支障がある 0.9 国有地の所管替予定、公有地等 の借用予定、建設までに用地取 得の計画あり、又は民有地を長 期間借用可能なもの 標準的な構造として計画されて いる。又は、特殊な施設で必要 な機能等が満足される計画であ る 建築物の規模に応じ適切な規模 となっている 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に接している 業務内容等に応じ、適切な規模、業務内容等に応じ、適切な規模 が設定され、敷地の高度利用に が設定されている ついて配慮している 自然条件の不備を技術的に解 消できる 単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が 整っている 都市計画等と整合 整備の見込あり 自然条件が災害防止·環境保全 上良好 引辺に道路·鉄道等が整備済み 都市計画・土地利用計画シビッ ソコア地区整備計画等に積極的 に貢献 駐車場、緑地等に必要な面積が 確保されている 適切な構造、機能として計画されている 条数 総合庁舎の場合 単独庁舎の場合 都市計画・土地利用計画等との整合性 西酒 災害防止·環境保全 用地取得の見込 アクセスの確保 建築物の規模 敷地の規模 単独庁舎、 整備条件 敷地形状 機能性等 総合庁舎 としての 位置 構造 型 規模 尔

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		С	一般的な取組がされている
111五江		А	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

事業計画の	事業計画の効果(B2)に関する評価指標[名寄法務総合庁舎]	法務総合庁舎】			
分類	評価項目	取組内容	実例など	即世	
		・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A:3つ以上該当	
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B:2つ以上該当	
		・跡地の有効活用	用途廃止の上担当財務局へ引継ぎ	C:1つ以下	
	地域 在	・地域性のある材料の採用			∢
		・地域住民との連携			
社 社		・オープンスペースの設置	近隣住民との共用の堆雪場の設置		
		·景観性	周辺都市環境への配慮、地域に調和した都市型収容施設		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	北側道路からセットバックした位置に配置	A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫)	B:10製当	∢
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室)	C: 該当なし	
		・特別な省エネ機器の導入	照明制御(人感センサー、明るさセンサー)、LED照明	A:4つ以上該当	
		・緑化のための特別な対策		B:2つ以上該当	
唱音印字柱	暗谱母仝姓	・自然エネルギー利用のための特別な対策		0:1つ以下	α
H H H H H H H H H H H H H H H H H H H		・水資源の有効活用のための特別な対策)
		・断熱性向上のための特別な対策	外断熱、高性能ガラス(Low-Eガラス、ペアガラス)		
		·木材利用促進	木造化、内装等の木質化		
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの 配慮を達成している。		世間で	
	リーバーサ ファ ア	では変物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		B評価	O
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適 用対象外施設である。	多目的駐車場、多目的便所、点字ブロック	C評価	
		・火災への特別な対策		A:2つ以上該当	
		・浸水への特別な対策	受変電室及び自家発電気室を塔屋に設置	B:1つ該当	
		・強風への特別な対策		C: 該当なし	
機能性	吊绘车	・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		<
	H X KI	・構造体に係る業務継続のための特別な対策			(
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策	自家発電設備		
		・災害時の対策			
		・保管室の防火性能の確保			
		・保安性の確保	護送用車両専用車庫(シャッター付)、生体認証装置	A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ	B:10該当	∢
		・保管室の防犯性能の確保	無窓	C: 該当なし	
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A:2つ以上該当	
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保		B:1つ該当	
松林	中, 中,	・可動間仕切等の活用	移動間仕切	C: 該当なし	α
H 17 H	1	・清掃を容易にするための取組			נ
		・メンテナンスを容易にする工夫			
		・増築可能な建物配置			

(参考1)

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課における事業評価システム

平成28年12月改定 法務省大臣官房施設課

目次

1	政策評価とは・・・・・・・・1
2	法務省における政策評価 ・・・・・・・2
3	法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価)・・3
4	事業評価システムの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・4
5	法務省大臣官房施設課における評価体制 ・・・・・・・ 5
6	事業評価 (事前・再・事後評価)システム
(1) 事前評価システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2	2) 再評価システム ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(;	3) 事後評価システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

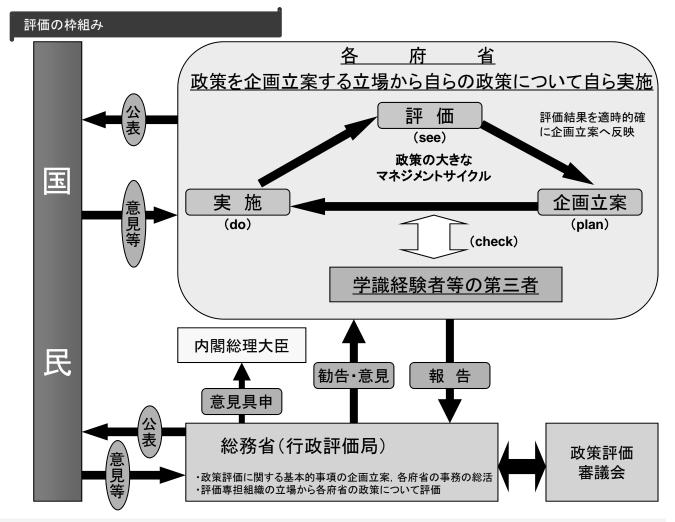
- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

③評価の実施主体

- ・各府省は, 政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- 総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって,必要に応じ学識経験者,民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。



2 法務省における政策評価(法務省政策評価に関する基本計画

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

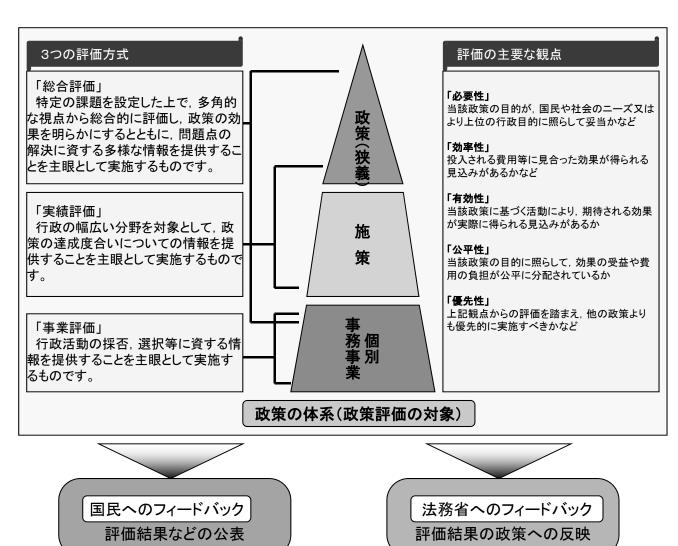
又, 政策評価は, 政策の性質等に応じ, 対象となる 政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを 構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(http://www.moj.go.jp)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価)

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

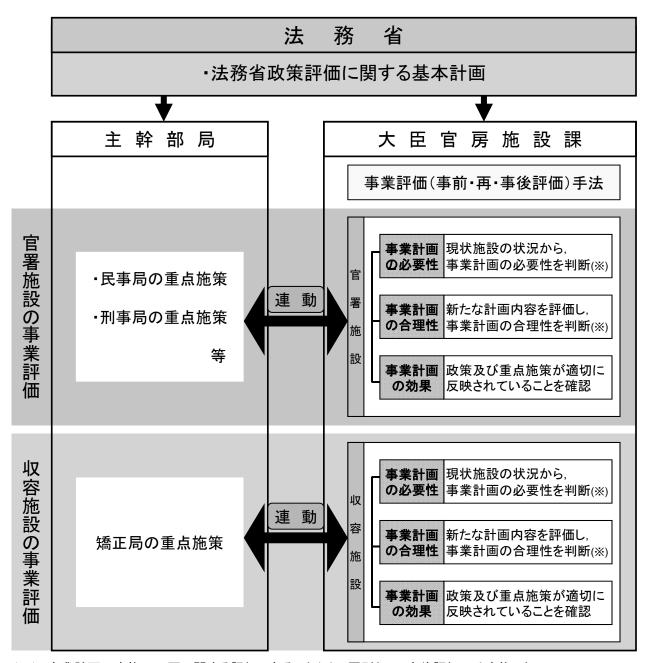
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

〇施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。 (「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。) (「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。)

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

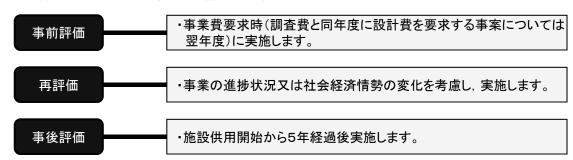


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

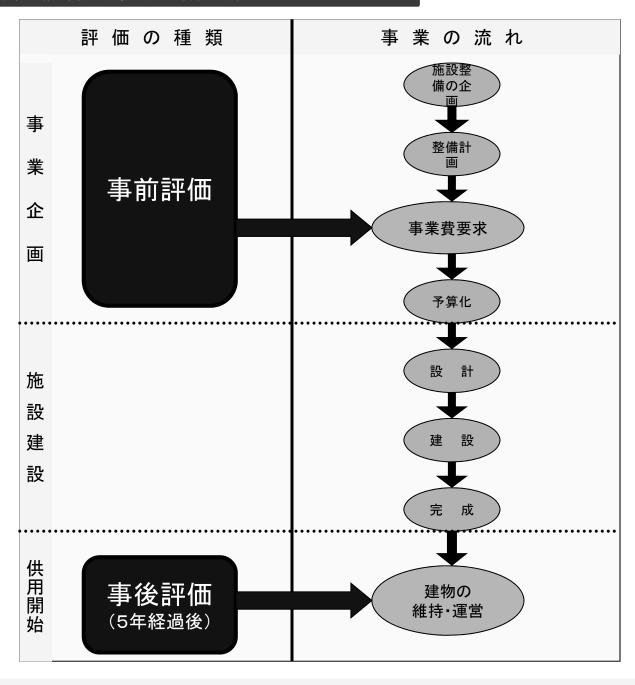
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



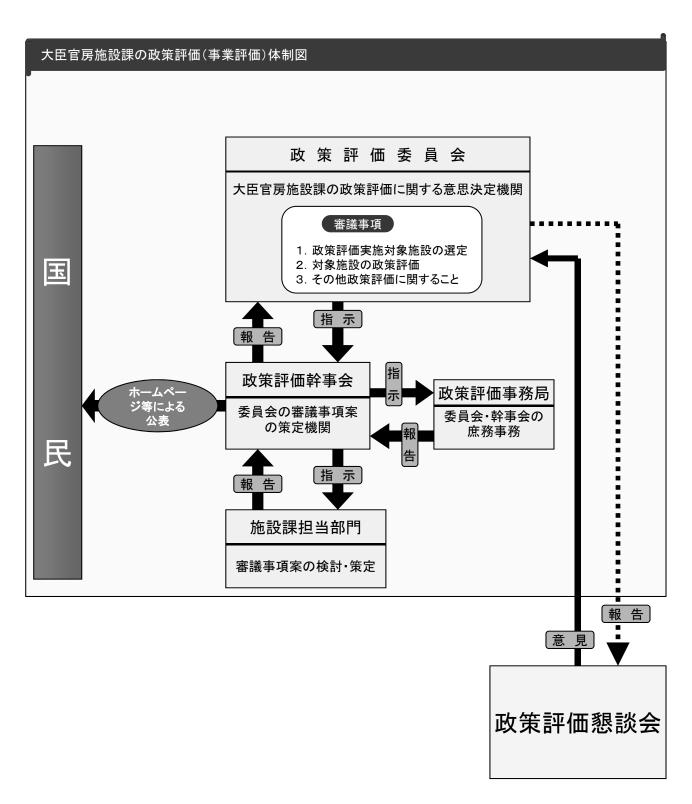
施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ



5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

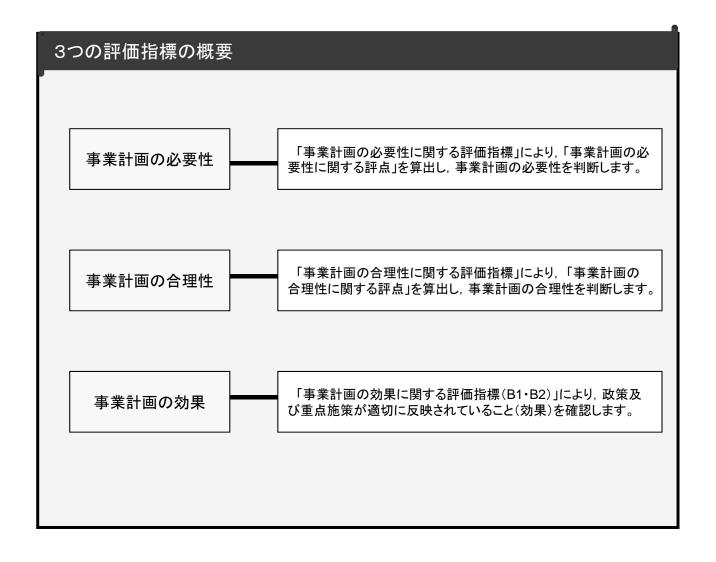
大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として,以下のような評価体制を定めています。



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。



ア 事業計画の必要性

〇評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①~③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには, ②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造,設備等の劣化の度合いや立地条件に関する

指標です。

建設時点を約9000とします。

現存率: 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。

建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(㎡)/新営施設の延床面積(㎡)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	
老朽	非木造	現存率50%以下又は軽年、被 災等により構造耐力が著しく低 下し、非常に危険な状態にある もの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同 左				災害危険地域又は気象条件 の極めて過酷な場所にある 場合、10点加算する。
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0. 55以下	0. 60以下	0.65以下	0. 70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
	立退要求がある場合		借用期限が切れ即 刻立退が必要なも の		期限付き立退要求 のもの		なるべく速やかに 返還すべきもの		
借用返還	返還すべき場合、関係 団体より借り上げの場 合又は借料が高額の場			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに 返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離 が1km以上で(同一敷地外)、 業務上者しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離 が300m以上で(同一敷地外)、 業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支 障があるもの	相互距離は、通常利用する 道路の延長とする。
		周囲が区画整理等施行済みで 当該施行分だけが残っている もの			区回整理等が事業 決定済であるもの (年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であ るもの	シビックコア計画に基づくも ののうち、シビックコア内の 当該施行分を除く施設、関 連都市整備事業等全てが整 備済のものは7点、全てが整 備済または建設中のものは 4点を加算する。
都市計画の関係	地域制上の不道			都市計画的にみて、地域性上 著しい障害のあるもの又は防 火地区若しくは準防火地区に ある木造建築で防火度50点以 下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上 障害のあるもの、又は防火地 区若しくは準防火地区にある 木造建物で防火度70点以下の もの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上 好ましくないもの又は防火地区 若しくは準防火地区にある木 造建物で防火度100点未満の もの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な 支障を来しているもの又は公 衆に非常に不便を及ぼしてい るもの		位置が不適当で業務上支障を 来しているもの又は公衆に不 便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環 境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理が不可能に近 いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理が著しく困難 なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理上好ましくない もの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行 が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行 が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行 に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ま しくないもの又は来庁者の利用 上著しく支障があるもの	
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに 低いもの		法令による基準より相当低いも の		法令による基準以下であるも の	新設新営の主理由として取 り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び 機構統廃合等に適用する。 ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点	評点							
		100	90	80	70	60	50	40		
法令等		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの								
		当該行政需要への対応が特に 緊急を要する		当該行政需要への対応を至急 すべき		当該行政需要への対応の必要 性は認められるが急がなくてよ い				
機構新設		整備を行わない場合、業務の 遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の 遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の 遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上 好ましくないもの		

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

〇評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

〇評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点 施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類		項目	係数					
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	λ		国有地の所管替予定、公有 地等の借用予定、建設までに 用地取得の計画あり、又は民 有地を長期間借用可能なも の			建設までの用地取得計画が 不明確	敷地未定
	災害防止・環境		自然条件が災害防止・環境保 全上良好	自然条件の不備を技術的に 解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止、環境 保全上著しい支陣がある
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済 み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画·土地	利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シ ビックコア地区整備計画等に 積極的に貢献		条件整備により都市計画等と の整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入り できる構造の道路等に接している			安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	蓮築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している			規模と業務内容等との関連が 不明確		規模未定
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積 が確保されている	建築物の規模に応じ適切な 規模となっている	駐車場等の確保に支障があ る			
構造	単独庁舎、 総合庁舎	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当 -				総合庁舎又は合同庁舎計画 としての整備が必要
	としての	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が 整っている				総合庁舎としての整備条件が 整っていない
	整備条件							
	機能性等			標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で 必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できない おそれがある。又は、特殊な 施設で必要な機能等が満足 されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
		А	特に充実した取り組みが計画されている
	地域性	В	充実した取り組みが計画されている
社会性		С	一般的な取り組みが計画されている
TIXII		А	特に充実した取り組みが計画されている
	人権	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている
		А	特に充実した取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている
		А	特に充実した取り組みが計画されている
	ユニバーサルデザイン (建物内)	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている
		А	特に充実した取り組みが計画されている
機能性	防災性	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている
		А	特に充実した取り組みが計画されている
	保安性	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている
		А	特に充実した取り組みが計画されている
経済性	耐用·保全性	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等,事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり, 再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

〇評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類		項目	係数					
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置				国有地の所管替予定、公有 地等の借用予定、建設までに 用地取得の計画あり、又は民 有地を長期間借用可能なも の			建設までの用地取得計画が 不明確	敷地未定
	災害防止・環境	责 保全	自然条件が災害防止・環境保 全上良好	自然条件の不備を技術的に 解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止、環境 保全上著しい支陣がある
	アクセスの確保	굮	周辺に道路・鉄道等が整備済 み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地	他利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シ ビックコア地区整備計画等に 積極的に貢献		条件整備により都市計画等と の整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形 状であり、安全・円滑に出入り できる構造の道路等に接して いる		敷地が有効に利用できる形 状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している			規模と業務内容等との関連が 不明確		規模未定
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積 が確保されている	建築物の規模に応じ適切な 規模となっている	駐車場等の確保に支障があ る			
構造	単独庁舎、 総合庁舎	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画 との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画 としての整備が必要
	としての	総合庁舎の場合	I	総合庁舎としての整備条件が 整っている				総合庁舎としての整備条件が 整っていない
	整備条件							
	機能性等			標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で 必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できない おそれがある。又は、特殊な 施設で必要な機能等が満足 されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
	地域性	特に充実した取り組みがなされている	
	地域性	В	充実した取り組みがなされている
 社会性		С	一般的な取り組みがなされている
ITAII 		А	特に充実した取り組みがなされている
	人権	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている
		А	特に充実した取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取り組みがなされている
環境保全性		С	一般的な取り組みがなされている
	^	А	特に充実した取り組みがなされている
		В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている
		А	特に充実した取り組みがなされている
機能性	防災性	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている
		А	特に充実した取り組みがなされている
	保安性	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている
		А	特に充実した取り組みがなされている
経済性	耐用·保全性	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 LL:03-3580-4111(代表) Fax:03-5511-7203

URL:http://www.moj.go.jp

(参考2)

令和6年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する 質問・意見及び回答

令和6年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問·意見	回答
研究の計画的第	を踏まえた法務に関する調査 施と提言 非行をした者)の意識調査)	朝日委員	ほか、大学等の研究機関における犯 罪者等の研究に必要な基礎資料とし	られた具体的な事例はありますでしょうか。 「基礎資料として大いに利用されることが見込まれる」との記載自体 には異論はありませんが、P73の評価手法に記載されているとお り、事業終了から研究成果を確認する期間を全間討いてからの事 後評価であるため、何らかの施策のロジックモデルの根拠として用 いられる等、活用の場面や実績を例示することは、評価の説明とし て可能かつ望ましいかと思います。	永井智、廣井いずみ(2023). 「少年院入所男性における出院後の法務教官への援助要請意図」
研究の計画的第	を踏まえた法務に関する調査 施と提言 非行をした者) の意識調査)	石谷委員	P82:有効性の記載について 「6 研究の成果物は分かりやすいも のであるか。」	PDFで公開されているだけでは不十分ではないか。導線まで含めて 評価する必要があると思える。	本研究の研究成果をまとめた研究部報告及び犯罪自書については、各発刊後、それぞれ関係各部署に配布しているほか、法律の ひるば」、「物情」、「罪と罰」等の雑誌において、その研究成果の耐要を紹介する記事を掲載させていただいております。また、犯罪自書 については、ソの山口ゆやX(旧Twitter)等を利用してインターネット 上でもその研究成果の概要を紹介しております。そして、これらの研 穷成果の概要紹介の機要を紹介しております。そして、これらの研 穷成果の概要紹介の機会に、研究成果の詳細な内容については、 法務省ホームページにおいて公開している旨告知するなどの広報は 行っております。実施とた研究の成果については、今後も引き続き、 実務家、研究者、大学等の研究機関等により広く、かつ、より一層者 用していただくためにも、その公表に当たっては、より積極的に広報 等を行い、周知して参りたいと思います。
研究の計画的乳	を踏まえた法務に関する調査 関施と提言 非行をした者)の意識調査)	井上委員	P82	事後評価結果表においてBのものについては、今後の改善につな げていただきたい。	御指摘いただいたとおり、評価がBであったものについては、今後の 調査研究の際に留意し、改善につなげて参ります。
研究の計画的第	を踏まえた法務に関する調査施と提言 施と提言 非行をした者)の意識調査)	小川委員		罪者層にアプローチでき、刑事政策のため極めて有用な調査であ り、高、評価にたい。 なお、あえて申し上げると、家族生活や友人関係に対する満足度、 態度・価値観、自分に対する意識などに関する資間の回答につい では、犯罪・非行をした者とそうでない者の回答との間で有意な差	
研究の計画的第	を踏まえた法務に関する調査 施と提言 非行をした者)の意識調査)	横田委員	とした実態調査の概要 ②P82:有効性について ③P71:執行率	場合、調査への影響有無は考慮しているのでしょうか。 ②研究結果は、非常に興味深いものであり、調査の成果はHP掲載や白書反映に加え、有効に活用されているのかが極めて重要だと考えます。他部署への連携を通し、例えば保護司向けか乗り資料への活用、新たな施策検討の基礎資料となるなど、活用されることが有効性に資すると考えます。調査終了後間もない状況ですが、過去調査事例でも構いませんのでその後の活用という観点での成果把握状況を御教示ください。 ③執行率が2か年ともかなり低い状況ですが、理由があれば御教示ください。	①大変申し訳ございませんが、各類型の調査同意割合については 把握できておりません。 なお、今回の特別調査の調査対象者は、刑事施設入所者(R3.1.9 なお、今回の特別調査の調査対象者は、刑事施設入所者(R3.1.9 83.1.29までの間に、全国の拘置所で刑が確定して新たに刑執行関 始時調査を実施した者857人のうち調査協力に同意した者595人 (回収率60499)、保護観察対象者(R3.11~R3.1.29までの間に、全 国の保護観察所において新たに保護観察を開始した者1.437人の万 5調査協力に同意した者1640人(回収率4.45%)、及び少年鑑別前 により入所した少年219人のうち調査協力に同意した者184人(回収 24本研究の活用の一例として、以下の論文における引用がございます。 永井智、廣井しずみ(2023)、「少年院入所男性における出院後の法 務教官への援助要請意図」教育心理学研究、71-4、305-318 また、実務における活用の一例として、神戸市東選区保護司会で は、本研究に基づく以下の考飲分表されております。 和田道夫(2022)、「非行少年の心に迫名」 1はな、本研究に基づく以下の考験が発表されております。 和田道夫(2022)、「非行少年の心に迫名」 1は、本研究に基づく以下の考験が発表されております。 和田道夫(2022)、「非行少年の心に迫名」 1は、本研究に基づく以下の考験が表されております。 和田道夫(2022)、「非行少年の心に迫名」 1は、本研究に基づく以下の考験が表されております。 1に、本研究に基づく以下の考験が表されております。 1に、本研究に基づく以下の考験が表されております。 2に、本研究に基づく以下の考験が表されております。 1に、本研究に基づく取下の事態であるたけ、 2に、大・新業者に委託したとこる、入れ全額が想定契約価格を下 回ったことと、当初、全国の矯正施設等に往訪して実地調査を行う 予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期であったため往訪を差し控えざるを得なくなり、出張旅費等の費用を支出しなかったなどの事情等から、予算額に比して執行額が抑えられることとなりました。
6 施設の整備 (国際法務総合	センター整備事業)	井上委員	P90	官署施設の人権評価がCとなっているので、今後の改善につなげていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、施設整備の参考とさせていただきます。
7 施設の整備 (国際法務総合	センター整備事業)	小川委員	全体	老朽化等による施設更新につき、集約することによりコストを削減 し、アクセスのよい場所に設置することにより人員の確保等が実現 されることが期待されるので、事業目的を達成していると認められる と思います。なお、収容者には固額や文化の異なる者も多数含まれ ているところ、ユニバーサルデザインの評価項目が高齢者や障が い者の移動等についてのみになっている点が気になりました。	
8 施設の整備 (沖縄少年院・沖	中縄女子学園新営工事)	小川委員	全体	老朽化等による施設更新につき、集約することによりコストを削減 し、アクセスのよい場所に設置することにより人員の確保等が実現 されることが期待されるので、事業目的を達成していると認められる と思います。なお、収容者には国籍や文化の異なる者も多数含まれ ているところ、ユニパーサルデザインの評価項目が高齢者や障が い者の移動等についてのみになっている点が気になりました。	
9 施設の整備 (名寄法務総合	庁舎新営工事)	小川委員	全体	老朽化等による施設更新につき、集約することによりコストを削減 し、アクセスのよい場所に設置することにより人員の確保等が実現 されることが期待されるので、事業目的を達成していると認められる と思います。なお、収容者には国籍や文化の異なる者も多数含まれ ているところ、ユニバーサルデザインの評価項目が高齢者や障が い者の移動等についてのみになっている点が気になりました。	
10 施設の整備 (名寄法務総合	庁舎新営工事)	小川委員	全体	広い北海道で拘置支所は僅か2か所であり、他都府県と比較しても 総望的に少なく、その条件下で、被告人の裁判準備のための収容 施設という目的を達成できるのかという親点で評価しなければなら ないと考えています。旭川から名寄まで70キロ余り、稚内から名寄まで70キロであり、公共交通機関の不便さもあいまって、時間的に 弁護人との授足という公理機関に最も重要な被告人の程としいう公理機関に最も重要な被告人の規定という公理が 程度制約されている現状にあります。とはいえ、拘置支所の増設も 予算的に困難が予想されますので、低額の予算で実施できるオン ライン接見可能な設備設置を是非検討いただきたいと思います。	

(参考3)

モニタリングのために 作成した資料

	ľ	対策名	自由かつ公	正な社会の実現に向けた耳	[[[]]								
	目指	すべき姿		貫徹された自由かつ公正な が多数輩出される環境を整		現に向け、「法的なものの	考え方」が広く国民に浸	浸透するとともに、	国民の多様なこ	ニーズに応える			
施策	詳1		学校現場等	学校現場等への支援									
			法教育に関]する教員の負担の軽減									
活	動目標(アウトプット)		する教員の知識・スキルの	 句 ト								
指棋	票の種類	指標の名		指標の定義	-,	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
	1 定性 教員向け法教育セミナー等の実施状況		ナー等の実施	教員向け法教育セミナーの多	美施状況								
1	1 定量 法教育推進協議会等の活動状況		法教育推進協議会及び部分 数	会の開催回	6回	10回							
				出前授業の実施回数及び	実施回数	3,532回	5,319回						
1	1 定量 出前授業の実施状況		2	出前授業に参加した人数	参加人数	209,927人	235,987人						
成果目標(アウトカム) 学校現場			学校現場に	おけるより効果的な法教育	の実践								
指標	指標の種類 指標の名称			指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
5	5 定性 法教育実践状况調査結果			各学校現場における法教育の実践状況 に関する調査結果									
5	5 定量 法教育関連コンテンツへのアクセス		ハの	法務省で管理しているホーム SNSにおいて公表している法 ンテンツへのアクセス件数		35,006回							
施策	詳2		法教育に関	する情報発信等									
活	動目標()	アウトプット)	国民が法教	対育に触れる機会の増加									
指標	票の種類	指標の名称	练	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
2	定性	法教育教材及び法教 の提供状況	育関連情報	法教育教材及び法教育関連 供状況や提供に際しての工具									
		(-10)		出前授業の実施回数及び	実施回数	3,532回	5,319回						
2	定量	(再掲) 出前授業の)美施状況	出前授業に参加した人数	参加人数	209,927人	235,987人						
成	果目標(アウトカム)	法に関する国民の興味・関心の向上										
指標	指標の種類 指標の名称			指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
6	6 定量 (再掲)法教育関連コンテンツへのアクセス		法務省で管理しているホーム SNSにおいて公表している法 ンテンツへのアクセス件数		35,006回								
6	호무	(再掲) 出前授業の	1年を作っ	出前授業の実施回数及び	実施回数	3,532回	5,319回						
٥	定量	(丹恂) 山削坟美()) 未肥仏流	出前授業に参加した人数	参加人数	209,927人	235,987人						
6	定性	法教育実践状況調査	資結果	各学校現場における法教育 に関する調査中、法に対する の向上に関する調査結果									

【所管局部課等:司法法制部】

施策	群3・4		有為な法曹	曹人材の確保に向けた取組/活動領域の拡大に向けた環境整備								
) T	4.□ # /-		法曹という職	機業の魅力や活動領域に関	する国民の	の理解の深まり						
	動目標()	アウトブット)	法曹の活動	領域の拡大								
指	標の種類	指標の名	尓	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
3	定性	法曹のキャリアパスや流する情報発信の内容	5動領域に関	法曹のキャリアパスや活動領はホームページや会議体等で発報の内容								
3	定性	法曹人口の在り方に!! の集積及び分析結果		法曹人口の在り方に関して、 分析したデータ	集積及び							
4	. 定量	は は は は に は に に に に に に に に に に に に に		法曹養成制度改革連絡協 議会の開催件数及び参加 機関数	開催件数参加機関数	3回	2回					
成	果目標①	【アウトカム】	法曹志望者	1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	l		<u> </u>					
指	標の種類	指標の名称	尓	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
7	7 定量 法科大学院志願者数等		女等	法科大学院志願者数及び	志願者数	10,564人	12,174人					
	~=	AT IVE PURING IX	^()	入学者数	入学者数	1,968人	1,971人					
7	定量	法学部生の法曹志望 ケート調査結果	に関するアン	法学部生の法曹志望に関するアンケート 調査結果の内容		法曹等を志望する学生の割 合:14% 選択肢の1つとして考えてい る学生の割合:約20%	法曹等を志望する学生の 割合:16% 選択肢の1つとして考えてい る学生の割合:約19%					
成	果目標②	(アウトカム)	法曹の活動	領域の更なる拡大								
指	標の種類	指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
8	定性	法曹養成制度改革選 実施状況	軽協議会の	法曹養成制度改革連絡協議 題、意見交換等の概要	議会の議							
8	定量	各活動領域における流者の推移等	法曹有資格	各活動領域における法曹有! 移及びその増減	資格者の推	企業内弁護士数 :2,965人 任期付公務員数 :246人	企業内弁護士数 :3,184人 任期付公務員数 :243人					
政策等 組み	等の現場(所管各庁)の意見を	把握する仕	(把握する方法がある場合、その	の内容を記載)						
		関係者(機関・団体) (利用者)の意見を把		(把握する方法がある場合、その	の内容を記載)						
				(関係する施策群)								
次年	度以降の政	策等実施に当たり対処		(関係する施策群)								
				(関係する施策群)								
その他	也総合評価	実施時に参考とする事	項	法教育、法曹養成に係る予算客	Į							

		B	策名	裁判外紛争	₱解決手続の拡充・活性化								
		目指	すべき姿		判外紛争解決手続(ADR)の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民 身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。								
施	策群	1		ODRの推進	<u>É</u>								
	·			事業者がO	DRに参入しやすい環境(愉	青報基盤、	手続、認知度)を整備	する					
	活動	月標(ア	ウトプット)	データ連携や	ゥA I 、最先端技術を活用	したODRの)導入に係る課題等を調	調査し、整理する					
	指標の	の種類	指標の名称	练	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
		定量			ODRについて国民や相談機	周知広報件数 周知広報先	15						
	1	定性	ODRの周知・広報の影	実施状況	関等に周知・広報した件数 や周知・広報先の数(及び その内容)	内容	62,900 研修会等への参加、パンフレット配布、インターネット広告等	フォーラム開催、研修会等への参加、インターネッ					
-	2 定性 実証実験の実施状況、海外調査 研究結果				ODRの環境整備をはじめとす 験や海外調査研究の現況や		海外調査研究を実施し、結果の公表等に向けて準備を進めた。						
				認知度が向]上する		•						
	成果	日標①	(アウトカム)	ODRを実	施、新規参入する認証事業	業者が増加	する						
	指標の種類 指標の名						令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	5 定量 ODR実施、新規参入			事業者数	ODRを実施・新規参入した	事業者の数	16	10					
	d; III	I D to To	(アウトカム)	最先端技術を活用したODRの社会実装に必要な条件等が明らかになる									
	/JX / *		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	最先端技術	所の活用、手続の整備等に。	tり、O D R	の利便性が向上する						
	指標の	の種類	指標の名		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	6	定性	ODRの社会実装に	必要な条件	大祖夫談・両直明元の相来、明うがに かった理題・久性		海外調査研究を実施し、結果の公表等に向けて準備を進 めた。						
	成果	目標③	(アウトカム)	O D Rによ	り解決される紛争が増加する	3							
	指標の	の種類	指標の名称	床	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	7	定量	ODRの利用件数		ODRの利用件数(※) ※()内には不応諾を除いり 数を参考記載	を全既済件	110 (806) ※R4に集計したR3実績	244 (809) ※R5に集計したR4実 績					
施	策群	2		認証ADR制度の適正運用									
				ADR認証	E申請の迅速な処理								
	活動	目標(ア	ウトプット)	認証事業者	ばに対する監督の実施								
					報活動の実施								
Н	指標の	の種類	指標の名	练	指標の定義	ı	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	3	定量	認証申請の受理・処理・処理・処理・処理・処理・	里件数	ADRの認証申請の受理及 び処理の件数	受理件数 処理件数	6						
-	3	定量	 認証申請の受理からぬ 理期間	処分までの処	ADRの認証申請を受理してた 分を行うまでの平均処理期間	L から行政処	101日						
-	4 定量 相談機関		相談機関・国民向けの	広報活動の	相談機関や国民に向けた広 報活動の実施件数や広報	実施件数	15	24					
	実施状況			先の数	広報先数	62,900	134,586						
	成果目標① (アウトカム)			認証事業者	認証事業者の質が担保され、ADRによる紛争解決に的確に対応する								
	A			A D R の認	知度が向上する								
	指標の種類 指標の名称 措			指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
	8 定量 ADR(ODR)の認知原			F.	国民に対するアンケートやイン ADR(ODR)を「知っている」と の割合		ADR:31.3% ODR:18.3%	評価書のとおり					

【所管局部課等:司法法制部】

成果目標②(アウトカム)			認証事業者	まや受理件数が増加する					
指標の種類 指標の名称		练	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
9	9 定量 認証事業者数			認証事業者数	168	170			
9	定量	認証紛争解決事業者 件数	が受理した	認証紛争解決事業者が受理した件数	897 ※R4に集計したR3実績	1,225 ※R5に集計したR4 実績			

政策等の現場(所管各庁)の意見を把握する仕組 み	(把握する方法がある場合、その	D内容を記載)					
政策等実施上の関係者(機関・団体)や政策等の 対象となる者(利用者)の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その	D内容を記載)ODR推進会議					
	(関係する施策群)	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)					
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	経済財政運営と改革の基本方針2023(骨太の方針2023)(令和5年6月16日閣議決定)						
	(関係する施策群)						

その他総合評価実施時に参考とする事項	ODRの推進、ADR認証制度運用に係る予算額
--------------------	------------------------

		践	次 第名	国際仲裁の	活性化に向けた基盤整備								
		目指	すべき姿	国際商取引をめぐる紛争解決手続のグローバル・スタンダードである国際仲裁を活性化させることにより、法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させると共に、我が国の経済成長に貢献する。									
施策	群1			仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成									
活	動目	目標 (ア	'ウトプット)	国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材の育成を実施する									
指	標の種	種類	指標の名	称 指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
	1 定量 人材育成研修の実施回		恒数	国際仲裁に関する人材育成研修の実 施回数	評価書のとおり	7							
	1	定量	人材育成研修の参加 ライン視聴者を含む。		国際仲裁に関する人材育成研修の参加人数	評価書のとおり	442						
成	果目	目標 (ア	プラトカム)	国際仲裁に	精通した人材の育成								
指	標の種	種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
	3	定性	人材育成研修の受調 アンケートの結果	場者に対する	人材育成研修の受講者に対して実施し たアンケート結果	評価書のとおり							
	3	定量	国際仲裁資格認定	当の数	英国仲裁人協会(CIArb)の資格認 定コース(初級・中級)の合格者数	評価書のとおり	※確認中						
施策	群 2	2		国内外の企業・法律実務家等に対する広報・意識啓発									
活	動目	目標(ア	'ウトプット)	国内外の企業・法律実務家等に対し、効果的な広報・意識啓発施策を実施する									
指	標の種	種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
	2	定量	国内の企業等を対象ナー・シンポジウムの事		国内企業等を対象とした国際仲裁に関するセミナーの実施回数	評価書のとおり	8						
	2	定量	国内の企業等を対象 ナー・シンポジウムの参 ンライン視聴者を含む	別者数(オ	国内企業等を対象とした国際仲裁に関するセミナーの参加人数	評価書のとおり	532						
	2	定量			ASEAN地域を含む海外企業等を対象 とした国際仲裁に関する海外向けイベントの実施・参加回数	評価書のとおり	4						
	を対象とした海外向		ASEAN地域を含む液を対象とした海外向に加者数(オンライン視む。)	ナイベントの参	ASEAN地域を含む海外企業等を対象 とした国際仲裁に関する海外向けイベントの参加人数	評価書のとおり	303						
成	成果目標(アウトカム)		プウトカム)		における国際仲裁の意義・有用性等(成の我が国での実施が活性化する	に関する理解が進	む						
指	指標の種類 指標の			指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
	4 定性 セミナー・シンボジウムの参加者に対するアンケートの結果		の参加者に	セミナー・シンポジウム参加者に対して実施したアンケート結果	評価書のとおり								
	4	定性	企業等に対するアンク	の結果	企業等に対して実施した国際仲裁に関するアンケート結果	評価書のとおり							
			ı		ı								

【所管局部課等:国際課】

				日本における	る国際仲裁取扱件数が増加する						
成	果目	標(長期)	アウトカム)	民商事分野	における国際的な法の支配の促進、法	法務・司法分野に	おける我が国の	国際的なプレゼ	ンスの向上		
				日本企業の	本企業の海外進出及び対日投資を呼び込むための基盤整備に貢献						
	指標	の種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	5	5 定性 国際仲裁活性化推進事業を通じて明らかになった課題・成果		国際仲裁活性化推進事業を通じて明らかになった日本における国際仲裁の活性 化のための課題・成果							

政策等の現場(所管各庁)の意見を把握する仕 組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)
政策等実施上の関係者(機関・団体)や政策等の 対象となる者(利用者)の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)
	(関係する施策群)
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)
	(関係する施策群)
その他総合評価実施時に参考とする事項	国際仲裁活性化の整備に係る予算額

	I	效策名	検察権行例	を支える事務の適正な運営	 営							
	目指	まずべき姿		を支える事務を適正に運営 安心な社会を実現する。	営することに。	より、検察活動か	が社会情勢の変	化に即応して有	効適切に行われ	1、ひいては、国		
施策郡	¥1		捜査・公判	要査・公判能力の向上								
活動	動目標 (アウトプット)	社会情勢に	応じて複雑化・多様化する	るための知識や技	支能を習得する						
指標	の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	定量	デジタルフォレンジックで 状況	肝修の実施	デジタルフォレンジック研修を 実施した回数及び参加人数	実施回数参加人数	4 87	105					
1	1 定量 研修員に対する確認テストの結果		基礎的なデジタルフォレンジッ 講した研修員に対して実施し トの平均点	ク研修を受	71 (100点満点)	81						
大端犯! 大端犯!				対処するための捜査・公判	能力が向上	する	!		!	!		
放身	末日 標()	アプトガム)	迅速、適正	な捜査処理が行われる								
指標	の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
4	デジタルフォレンジック研				デジタルフォレンジック研修に参加した研修員等からの先端犯罪の捜査手法に関するアンケート調査等							
施策郡	¥ 2		犯罪被害者	2.罪被害者等の保護・支援								
活動	助日煙 (アウトプット)	犯罪被害者	犯罪被害者等の保護・支援等に関する知識や心情等に配慮した対応を習得する 犯罪被害者等の保護・支援に関する制度等をまとめたパンフェット等を作成。配布する								
				P罪被害者等の保護・支援に関する制度等をまとめたパンフレット等を作成、配布する 指標の定義 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度								
指標	原の種類	指標の名		指標の定義 被害者支援担当者中央研	1 N/4	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
2	定量	被害者支援担当者中施状況	中央研修の実	修を実施した回数及び参加人数	実施回数参加人数	65	65					
2	定性	犯罪被害者等向けパ 作成状況	³ ンフレットの	パンフレットの作成状況								
成身	果目標(アウトカム)	捜査・公判	過程において、犯罪被害者	等の心情や	置かれた状況に	こ配慮した柔軟な	対応がなされる	5			
指標	原の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
5	定性	被害者支援担当者で加した研修員の声	中央研修に参	被害者支援担当者中央研修 た研修員等からの犯罪被害 関するアンケート調査等								
施策郡	¥ 3		広報活動の	実施								
活動	動目標(アウトプット)	出前教室や	移動教室等による検察庁の	の業務説明	や法教育に関す	する広報を行う					
指標	の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
3			——— 通件数	出前教室や移動教室等によ 動の件数	 る広報活	745	1057					
3	3 定性 検察広報用パンフレット等の状況		小等の作成	パンフレットの作成状況								
成身	果目標 (アウトカム)	検察活動の)意義や役割を理解する人力	が増え、捜査	・公判過程にお	いて、犯罪被害	音者等や事件関	係者から必要な	は協力を得やすく		
指標	の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
-				-		-	-	-	-	-		

【所管局部課等:刑事局】

政策等の現場(所管各庁)の意見を把握する仕 組み	毎年、各種会同等において、現下	Fの情勢を踏まえた検察の課題、考慮すべき事情などを把握し、共有している。				
政策等実施上の関係者(機関・団体)や政策等 の対象となる者(利用者)の意見を把握する仕組 み		門的知識を組織的に集積・活用するため、分野別専門委員会(金融証券、法科学・特殊過失、国際及び組 政策など)を設置しており、各専門委員会では、外部有識者である参与等との意見交換が行われている。				
	(関係する施策群)					
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)					
	(関係する施策群)					
	・施策の予算額					
	・検察組織の定員 (検事・事務)	言)				
その他総合評価実施時に参考とする事項	·新規採用者数と性別割合(検事·事務官)					
	・職員の平均年次休暇取得日数	Į.				
	・職員の育児休業取得率					

	政策名														
政策名			び策名	矯正処遇の	適正な実施										
		目	指す姿		:収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な :用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。										
施	策郡	1.2		改善更生・	円滑な社会復帰に向けた短	か社会復帰に向けた矯正処遇の実施/多機関連携による社会復帰支援の実施									
				受刑者等-	受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する。										
				処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う。											
	活動	加目標(フ	7 h	円滑な社会復帰に必要な支援(就労・住居・福祉等)に応じて、 関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築す											
				口海は仁云俊帰に必要な又抜(汎力・仕店・価値寺)に応じて、 関係機関・凹体寺Cの調発を行い、必要な又抜体制を構築する。											
	指標の種類 指標の名			専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する。											
					指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
				新受刑者の男女別人数	男	12,906(年次)	12,599(年次)								
					1471×113 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	女	1,554(年次)	1,486(年次)							
	2	定量	新受刑者等の特性(別人数、高齢化率、料数)		新受刑者の罪名別。	人数	別紙のとおり	公務執行妨害 58 犯人嚴重 延拠順級 8 犯人嚴重 延拠順級 8 化 信息及 215 通貨協造 2 文書協造等 3 均延 86 住居侵入 215 通貨協造 9 2 文書協造等 42 2 支書協造等 62 42 強制わいせつ 同致死傷 238 不同意性交等 同致死傷 7 8年 85 過失運転致死傷 56 過失運転致死傷 166 高貴 54 30 強盗 54 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30							
			新受刑者の高齢化率(新する高齢受刑者の割合)》 65歳以上の者をいう。以下		高齢とは、	14.0%	14.3%								
		新受刑者の精神に		新受刑者の精神障害者数		2,435(年次)	2,877(年次)								
	2	定量			専門職(福祉専門官、社会 精神保健福祉士)の職員数		福祉専門官 70 社会福祉士 121 精神保健福祉士 10	福祉専門官 81 社会福祉士 125 精神保健福祉士10							
	2	定量	刑務作業における一日 人員	日平均就業	刑務作業における一日平均!	就業人員	34,514	33,734							

【所管局部課等:矯正局】

			出所者(出院者)に占める	受講者数 (年次)	職業訓練 3,137 職業指導 1,354	職業訓練 2,833 職業指導 1,319			
2	定量	職業訓練等の実施状況(受講者 数、受講率、資格等取得者数)	職業訓練及び職業指導の 受講者数、受講率(職業 訓練のみ)、資格等取得者	受講率	職業訓練 18.3% (職業指導 99.3%)	職業訓練 17.5%			
			数(主な科目別)	資格等取得 者数 (年次)	職業訓練 2,017 職業指導 2,780	職業訓練 1,800 職業指導 2,816			
Г				薬物依存離 脱	7,418	6,869			
				暴力団離脱	374	408			
2	定量	特別改善指導の受講開始人員	特別改善指導の受講を新た に開始した受刑者の人数	性犯罪再犯 防止	553	526			
	龙 星		(指導内容別)	被害者の視 点	530	481			
				交通安全	1,621	1,607			
				就労支援	2,868	2,791			
				被害者視点	41	45			
				薬物非行防 止	303	334			
			特定生活指導の受講を修	性非行防止	122	132			
2	2 定量 特定生活指導の受講修了人員		了した在院者の人数(指導内容別)	暴力防止	254	305			
			(נימ 台とい	家族関係	279	264			
				交友関係	610	684			
L				成年社会参 画	470	868			
2	定量	教科指導の受講開始受刑者の人 数	教科指導(補習教科指導、 指導別)の受講を新たに開始 者の人数		1,083	1,028			
2	定量	チーム処遇対象者の数	チーム処遇対象者の数						
2	定量	拘禁刑を見据えた集団編成のモデ ル庁の数	拘禁刑を見据えた集団編成の数	のモデル庁					
3	定量	就労支援対象者の数	就労支援対象者の数		3,848(年次)	3,957(年次)			
3	定量	就労支援スタッフ等による面接等 受講人数	就労支援専門官又は就労支 による講話や面接指導等を受 (延べ人数)		26,341(年次)	31,182(年次)			
3	定量	コレワークの活動実績(相談受付件数)	事業者からの相談件数		2,986	3,232			
3	定量	高齢、障害のある者の数	新受刑者のうち、高齢者や精ある者の数	特神障害の	4,460 (年次)	4,886(年次)			
	厂里	10周4、14日へのの日内文	新入院者のうち、精神障害の	ある者の数	459(年次)	521(年次)			
3	定量	福祉サービス等の利用に向けた調整を行った人数	福祉サービス等の利用に向けた調整を 行った受刑者等の数		6,159(年次)	5,927(年次)			
			高等学校卒業程度認定試	受験者数	743	727			
3	定量	高等学校卒業程度認定試験の受 験者数、合格者数及び合格率	験の受験者数、全科目合格者数及び合格率	全科目 合格者数	321	291			
				合格率	43.2%	40.0%			4
_+	中口+	(アウトカイ) 関係機関や	地域等の理解や協力も得	ながら、専門	性に裏付けられた	知見に基づき、受肝	川者等が再犯・再	事非行防止に向	可けた教育や社

成果目標①(アウトカム)

関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける。

	년. [표.	の種類	指標の名	鈼	指標の定義		令和4年度	令和5年度	今和6年度	令和7年度	令和8年度
1	目(示(の怪規	一一一一一一一一一一	10,			7和4年度	〒和5年度	令和6年度	744/年度	740年度
		定性			期間中に効果検証センターに した効果検証及び調査研究 果						
	7	定量	期間中実施した効果研究の概要・結果	検証、調査	令和2年から令和6年の各年における 刑事施設出所者について、刑事施設に おいて特別改善指導、教科指導を受講 した者の2年未満再犯率(刑事情報 連携データベースシステム(SCRP)の 簡易画面による算出数値)						
	7	定性	再犯防止等に向けた 帰支援の実施に係る (当事者含む)の声	関係者・団体	1・職目が関係団体、元安州る	要 皆などへのイ ^f の結果					
F.	龙 果	目標②	(アウトカム)	個々の受刑	者等の状況に応じて、出所	f(院)後	を見据えた社会にお	さける就労・住居等	の生活環境が整	≧えられる。	
j	旨標(の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	8	定量	在所(院)中に就職 者の数	まが内定した まが内定した	就労支援対象者について、バ 等の関係機関の支援により、 在所・少年院在院中に就職。 者の数	刑事施設	1,187(年次)	1,471(年次)			
	8	定量	支援につながった者の数		在所(院)中に福祉サービス等の支援 につながった者の数		752	796			
			出院時に復学・准学	決定した者の	出院時に復学・進学決定し	決定人数	40(年次)	46(年次)			
	8	定量	数とその割合	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	た者の数及びその割合	割合	22.6%(年次)	26.7%(年次)			
	(再掲) 再犯防止等に向けた 8 定性 育・社会復帰支援の実施に係 係者・団体(当事者含む)の前		実施に係る関	就労支援等に関連する各種会同等での 各庁意見等							
施領	食群	3		適正な矯正	- 処遇のための基盤・環境の	— — 整備					
				収容を確保	とし、安全で、改善更生に向	けた処遇に 	必要な機能を備え	、規律偏重に陥らな	ない風通しの良(小職場環境を整	備する。
		活動目標	漂(アウトプット)	人権意識、	矯正処遇に必要な専門性	を身に付け	た職員を育成し、酢	記置する。			
				不適正な処	「遇の早期発見、処遇の適」	正化等を図	るための取組を進め	かる。 			
					同程度の医療水準を確保	する。					
ŧ	旨標(の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			左十四克 1 早 1 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	- 	刑事施設の年末における収容	員人容	41,540(年次)	40,178(年次)			
	1	定量	年末収容人員・収容	· 华	上記収容人員のその収容定 割合	員に対する	48.5(年次)	47.3(年次)			
	1	定量	収容施設の耐震化率	<u> </u>	所管収容施設の総延べ面積 行の耐震基準に合致している 延べ面積の割合		87%	89%			
	1	定量	期間中、総合警備シ 新整備が計画に基づ 数の割合		期間中、総合警備システム等 備が計画に基づき完了した庁		100%	100%			
	1	定量	通信型ウェアラブルカメラの整備状		刑事施設における通信型ウェ ラの整備庁数	アラブルカメ					
	1	統計データの分析結果に基づく指 1 定性 導・監督の徹底、リスクマネジメン の研究			統計データの分析結果を踏ま の指導状況	えた施設へ					
	1 定量 保安警備に関する訓練実施状況 (回数・人数)		練実施状況	保安警備に関する訓練の回 数及び参加人数	回数 参加人数	7 342	7 362				
	1	定量	常勤医師の充足率(定員·現員)	矯正施設における常勤医師の 足率(定員・現員) (各年	の全国の充	定員 328 現員 295	定員 328			
			<u> </u>		I		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	

			1						
1	定量	医療スタッフ(看護師等)の数	矯正施設における常勤の医療スタッフ (看護師、薬剤師、診療放射線技師、 栄養士、臨床・衛生検査技師、理学療 法士、臨床工学技士、作業療法士)の 定員		看護師 486 業剤師 94 診療放射線技師 22 栄養士 20 臨床・衛生検査技師 17 理学療法士 4 臨床工学技士 4 作業療法士 12	看護師 505 薬剤師 94 診療放射線技師 22 栄養士 20 臨床・衛生検査技師 17 理学療法士 4 臨床工学技士 4 作業療法士 13			
1	定性	管理職に対する多面観察の導入 状況	管理職に対する多面観察の 状況及び実施状況 (試行方 等)						
1	定性	各種相談窓口の周知の状況	法務省外部の窓口を含めた各種相談 窓口の周知状況			法務省矯正局における各種相 該窓口の相談員及び相談方法 について周知しているほか、相談 内容に応じ、外部機関等への相 該を促すなどしている。			
1	定性定量	刑務官のキャリアパスの提示 女性 職員の割合				令和6年度の研究研修課程研 究科において、キャリアパスを題材 として実施する方針を固め、具体 的に検討していくこととした。			
			大学等への採用広報内容の再検討結 果を踏まえた活動件数						
1	定量	メンタルヘルス相談員配置状況	メンタルヘルス相談員配置庁	数					
1	定性 定量	人間科学の知見がある者の登用 状況	人間科学の知見がある者の引						
1	定量	人権研修の実施状況	初等科研修・任用研修等に 研修の実施状況、元被収容 交換等の実施状況						
1	定量	他施設への異動の実施状況	他施設への異動の実施数及 の出向の実施数	び他組織へ					
1	定量	施設内における配置転換の実施 状況	施設内における配置転換の乳	尾施数					
1	定性	懲罰の運用の見直しに係る議論状況	各種会同等での各庁意見等 を踏まえた懲罰の運用の改善			9月開催の被収容者処遇対策 協議会において、 懲罰の運用改善をテーマに議論 を実施。			
1	定量定性	施設運営状況調査	施設運営状況調査の実施状況 (回収率等)			12,752件/ 24,587件 (51.9%)			
1	定量	実地監査における被収容者面接	実地監査において被収容者にした人数	おいて被収容者面接を実施		1,744人			
1	定量	管理職等による面接	管理職等により面接を実施した人数			3,011人 ※在院者に対する幹部職員に よる面接に係る人数は、R6から 集計予定			
1	定性	デジタル技術を用いた申立ての導 入	デジタル技術を用いた申立ての けた取組の内容	の導入に向		別紙のとおり			
1	定量	不服申立制度の理解の促進	刑事施設における研修の実施	包数		266 (22,037名受講)			
			①刑事施設の被収容者の	開催数	16	16			
			不服審査に関する調査検討 会開催数	付議件数	359	274			
	定量	刑事施設の被収容者の不服審査	②同検討会への付議件数 ③同検討会からの意見数	意見数		13			
1	定性	に関する調査検討会の意見等の 更なる活用	(上記③があった場合) 意見の概要	意見の概要		信書の一部抹消、保護室収容、有形力の行使等について			
			④提言数	提言数	0	1			
			(上記④があった場合)提 言の概要	提言の概要	該当なし	保護室の収容期間が不当			
	定量		矯正施設における全国の患者養・非休養)	 香数(休	休養 923 非休養 28,943	休養 851 非休養 28,257			
1	1 患者数と主な疾病 上記の主な疾病 (休養・非休養 た患者数の多い疾病分類のうち 分類)			循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患	循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患				
成果	!目標(ア	ウトカム) 矯正施設に	収容されている者の被収容	者処遇が過	適切に行われ、安定	E的に施設が運営さ	される。		
指標の	の種類	指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	刑務官のキャリアパスの提示 女性職		志願者数、女性職員の割合						
_		-			_	_	_	-	

6	定量	採用3年未満の刑務	客官の離職率	採用3年未満の刑務官の離	雠率		24.2% (H30~R02)					
6	定量	懲罰の件数		懲罰の件数			25,241件					
6	定量	保安事故件数		保安事故の内容別件数		自殺 13件 同衆傷害 4件 職員傷害 1件 (年次)	自殺 3件 同衆傷害 1件 (年次)					
6	定性	職場環境に関する職	員の声	職場環境に関する職員アンク	√−ト結果		https://www.moj.go. ip/content/0013989 88.pdf					
6	定量	実地監査を通じた施設	设運営改善	実地監査の結果を受け、施設 改善措置を講じた事項数	没において							
6	定量	各種面接等により認知 な処遇等に対する対応		各種面接等により認知した不適正な処 遇等に対する対応件数			57 ※在院者に対する幹部職員に よる面接に係る件数は、R6から 集計予定					
6	定性	刑事施設の被収容者 に関する調査検討会 更なる活用		調査検討会からの意見等への対応状況 (施設運営への反映状況の把握)			関係職員への伝達、研 修や職務研究会等の実 施など					
6	定性	調査検討会による評価	西	不服申立制度の運用改善に向けた取 組に係る評価								
施策群	4		開かれた矯正	矯正に向けた取組の推進								
			地域のニーズ	ズ、課題を把握する。								
活動	カ目標 (ア	" ウトプット)	ニーズ等に対	対応した取組を矯正施設とは	地域が連携	して進める。						
				会等を通じて、矯正施設の選	運営に第三 額	者の視点や意見をI	取り入れる。					
指標	の種類 指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
4	定量	災害協定等を締結している矯正施 設の数		災害協定等を締結している矯正施設の 数		106(年次)	118(年次)					
4	定量	自治体との連携状況		矯正施設所在自治体会議会員自治体数(各年度当初時点)		99	100					
4	定量	災害復旧その他救援 績	活動派遣実	災害復旧その他救援活動に 派遣した延べ人員及びその 活動内容	延べ人員 活動内容	141 災害復旧等	2,241 災害復旧等					
4	定量	法務少年支援センタ- 援助実施件数	による地域	法務少年支援センターによる地域援助 実施件数		14,013	15,210(速報値)					
4	定量	矯正施設の参観人数	ζ	全国の矯正施設の参観に訪れた人数		11,368	61,938					
					開催回数		854					
		視察委員会の活動状	冷息 (胆)埃.	 開催・視察回数、被収容者	視察回数		378	<u> </u>				
5	定量	祝祭安員会の活動が祝察回数、被収容者		開催・税祭回数、被収谷有等・職員との面接の回数、	面接回数(被収							
5	上 重	面接の回数、意見の記述措置を講じた率)	うち施設が是	意見のうち施設が是正措置 を講じた率	容者等) 面談等回数(職		1,243					
		北汨恒で碑しに半)		で・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	員)	//_	291					
					是正率		68%					
成旦	見標(ア	<u></u>	関係機関や	国民が、施設の実情・取組	1等を知る機	会が増加する。						
┖				透明性が確保され、改善が	が図られる。							
指標	の種類	指標の名称	新	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
9	定性	矯正施設に対する地域住民等の 声		施設参観参加者へのアンケー								
9	定性	進		視察委員会の活動状況に関 ンケート結果								
, ta	成果目標(長期アウトカム)		受刑者等が	「円滑に社会復帰でき、再犯	D·再非行家	「ることなく社会生活	5を送ることができる	ようになる。				
(1.1	幅広い国			から、矯正施設を含む刑事	司法制度	や再犯防止・更生を	支援に対する理解・	協力を得られる	ようになる。			
指標	指標の種類 指標の名称		称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
10	定量	刑務所出所者等の出	l所後2年以	令和2年から令和6年の各出所受刑者の2年以内再力		15.1%	14.1%					
		内再入率		令和2年から令和6年の各 少年院出院者の2年以内再		9.0%	7.7%					

政策等の現場(所管各庁)の意見を把握する仕組 み	・矯正官署幹部職員等を対象とした各種協議会の実施 職場環境に関する職員アンケート(施設運営状況調査)の実施	
政策等実施上の関係者(機関・団体)や政策等の 対象となる者(利用者)の意見を把握する仕組み	・刑事施設における釈放時アンケートの実施 ・少年院における出院時アンケートの実施 ・各種プログラムの策定・改訂に係る検討会等の実施	
	(関係する施策群)	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
	LETT TO ME - A AT	
	・矯正予算の金額 ・矯正官署の数・職員定員(刑・少・鑑)	
	・新規採用者数とこれに占める女性の割合(刑・少・鑑)	
7.6.14.6.4.5.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7	·矯正職員を志望した者の数	
その他総合評価実施時に参考とする事項	・職員の年次休暇取得日数	
	・職員の育児休業取得日数、割合	
	・不適正処遇による懲戒処分の件数	
	·不服申立件数	

【デジタル技術を用いた申立ての導入に向けた取組の内容】

法務大臣に対する不服申立ては書面により行うこととされており、被収容者によっては、不服申立てに必要な書面を作成すること自体が障壁となる場合もあると考えられることから、このような被収容者への手当として、デジタル技術を用いて被収容者が口述した内容を文章化し、出力したものを不服申立書として取り扱うことを検討している。

令和5年度においては、口述した内容を文章化するアプリケーションを用いて、 その精度の確認などを行った。

<u>【政策</u>	番号6]	政策パッケージ・フォ	ローアップ表	(付属表)			【所管局部課等	穿:保護局】		
	æ	対策名	更生保護活	5動の適切な実施						
	目	指す姿		行為をした人の再犯・再他 広げ、安全・安心な地域社					人が人を支える	ら地域のネット
施策	詳1		矯正施設収	双容中の生活環境の調整等						
活	動目標(5	アウトプット)	受刑者等の	状況を的確に把握し、釈放	女後の住居 ⁴	や就労先、必要	な支援等に関す	する調整を行う		
				審理が円滑に行われる 						
指植	票の種類	指標の名	柳	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	定量	生活環境の調整を開	開始した人員	矯正施設に収容中の者につ 境の調整を開始した人数()	-	30,735人 (別紙1参照)	30,831人			
1	活動目標 (アウトブット) 指標の種類 指標の 1 定量 生活環境の調整が 1 定量 特別調整の実施が 1 定量 仮釈放等審理のが 1 定量 仮釈放率 1 定量 自立準備ホームの 成果目標 (アウトカム) 指標の種類 指標の 6 定量 の数 信性 の運営に関する施 (アウトブット) 指標の種類 指標の	特別調整の実施件数	数	特別調整の実施件数		752件	796件			
1	政策名 目指す姿	仮釈放等審理の開始	冶人員	仮釈放又は仮退院審理を開 数 (暦年)	開始した人	15,170人 (別紙1参照)	14,686人			
1	定量	仮釈放率		刑事施設出所者に占める仮 割合 (暦年)	釈放者の	62.1% (別紙1参照)	63.0%			
1	. 定量	更生保護施設の受力	入れ人員	更生保護施設で収容保護し	た実人員	6,565人	6,371人			
1	活動目標 (アウトブット) 指標の種類 指標の 1 定量 生活環境の調整を 1 定量 特別調整の実施を 1 定量 仮釈放等審理の 1 定量 原生保護施設の 1 定量 自立準備ホームの 成果目標 (アウトカム) 指標の種類 指標の の数 原生保護施設や の運営に関する施 新群 2 「定量 専門的処遇プログ 2 定量 専門的処遇プログ 2 定量 東生保護の 3 また。	自立準備ホームの受	入れ人員	自立準備ホームで収容保護	1,868人	1,775人				
_+	成果目標(アウトカム) 指標の種類 指標の		適当な帰住	上 先のない満期釈放者が減少	し、地域の理	里解と協力を得な	よがら、専門的な	知見に基づく指	 導や支援を受け [。]	る者が増加する
DX:	来日 信()	アウトカム)	社会資源の	拡大と官民協働体制の深	化により、狐	2罪をした者等を	受け入れる体制	削が更に拡充され	าฮ	
指标			称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	6 定量 適当な帰住先のないの数		滿期釈放者	適当な帰住先のない状況でなった者の数(暦年)	満期釈放と	2,678人 (別紙1参照)	2,591人			
e	定性	更生保護施設や自立の運営に関する施設		施設職員等関係者を対象に ケート又は各協議会の結果	こしたアン					
施策	詳2		対象者の特	性等を踏まえた保護観察等	等の実施					
			保護観察対	対象者の特性等を踏まえたダ	効果的な指	導監督·補導援	護を行う			
活	動目標(アウトプット)	保護観察対	対象者等が早期に適切な就	らとともに、職場定	E着が促進される	3			
			満期釈放者	着等に対して、個々の状況に 	に応じた効果	的な支援を行う	5			
指相	票の種類	指標の名	称	指標の定義	Lu vo mes vo	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
					性犯罪再犯 防止	792人 (別紙1参照)	846人			
				専門的処遇プログラムの受	薬物再乱用 防止	3,132人 (別紙1参照)	2,661人			
	正量	専門的処遇ノロクラム	ムの開始人員	講を開始した人数(暦年)	暴力防止	259人 (別紙1参照)	317人			
					飲酒運転防	201人	196人			
2	定量	生緊急保護の申出化		入口段階・出口段階それぞれ 急保護の申出件数、措置別 (暦年)		(別紙1参照) 別紙1·2参照	別紙1参照			
2	定量		点実施等の実	更生緊急保護の重点実施等 数	等の実施件	473件	345件(令和5年11月まで)			
3	定量	勾留中の被疑者に対 境の調整等の実施作		勾留中の被疑者に対する生 調整等の実施件数 (暦年)			36件 (令和5年12月のみ)			
2	定量	訪問支援事業の実施	拖状況	訪問支援の実施を委託した	人員	345人	445人			
2	定量	刑執行終了者等への 状況	の援助の実施	刑執行終了者等への援助の (暦年)	実施件数	-	4件 (令和5年12月のみ)			
2	定量	地域援助の実施状況	- 兄	地域援助の実施件数(暦年	≢)	-	361件 (令和5年12月のみ)			

			適当な帰住		し、地域の理	理解と協力を得な	ながら、専門的な	知見に基づく指	導や支援を受け	
成果	見標 (ア	"ウトカム)	社会資源の	拡大と官民協働体制の深	化により、狐	2罪をした者等を	受け入れる体制	別が更に拡充さ	าร	
指標の	の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	関係機関等による支がった人員	援等につな	薬物事犯保護観察対象者の 医療機関・民間支援団体等療・支援を受けた人数			879人			
7	定量	保護観察終了者にの割合	らめる無職者	保護観察終了者に占める無 合 (暦年)	職者の割	24.6% (別紙1参照)	25.1%			
7	定性	(再掲) 更生保護 準備ホームの運営に 員等の声		施設職員等関係者を対象にケート又は各協議会の結果	こしたアン					
施策群	3		犯罪被害者	音等の支援等						
活動	か目標 (ア	"ウトプット)	犯罪被害者	着等の思いに応える更生保 記	護活動を行	Ō				
指標の	の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定量	犯罪被害者等から意 した件数	見等を聴取	犯罪被害者等から意見等を 数(暦年)	聴取した件	310件	305件			
3	定量	犯罪被害者等の心情 伝達した件数	青等を聴取・	犯罪被害者等の心情等を聴 た件数 (暦年)	取・伝達し	170件	154件			
3	定量	犯罪被害者等への相数	目談・支援件	犯罪被害者等への相談・支持 (暦年)	援件数	1,563件	1,488件			
3	定量	加害者処遇状況等の	の通知件数	加害者処遇状況等の通知作 年)	井数(暦	10,723件	11,063件			
3	定量	しょく罪指導プログラム	ムの実施件数	保護観察対象者に対するし。 ログラムの実施が終了した件類 年)		373件 (別紙1参照)	1,502件			
3	定性	更生保護官署におい 者等支援制度に対す 者の声		更生保護官署における犯罪・ 支援制度の利用者へのアンク 収集した声						
施策群	4		地域における	る理解・協力の確保						
			地域における	る更生保護に関する広報・福	啓発活動が	活発に行われる)			
活動	カ目標 (ア	" ウトプット)	保護司を始	めとする更生保護の民間協	品力者が増加	加する				
L			地方公共団	団体等の地域の関係機関が	ら更生保護	護に対する幅広し	う支援が拡充され	าส		
指標の	の種類	指標の名		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量			保護司専用ホームページ「H @」の保護司アカウント数、	アカウント数 	17,446	20,083			
		アクセス数		保護司によるアクセス数	(月間平均)	2,170 46,956人	3,180 46,584人			
4	定量	保護司の人数、平均	日年齢、定員	保護司の人数、平均年齢、	平均年齢	65.6歳	65.6歳			
	~_	充足率		定員充足率	定員充足率	89.4%	88.7%			
			RC今の今日	更生保護女性会の会員数		127,307人	120,742人			
4	定量	更生保護女性会、B 数	のこ式の云貝	BBS会の会員数		4,404人	4,487人			
Н				2202020	数	25,202社	24,969社			
П	数 協力雇用主の数、業種 ・ニー 協力雇用主の数、業種、実際に		<u>***</u> 業種	別紙3参照	別紙2参照					
4	定量 定性	保護観察対象者等	を雇用してい	実際に保護観察対象者等	数	1,024社	912社			
		る協力雇用主の数、	未俚	を雇用している協力雇用主の数、業種	<u></u> 業種	1,024社 別紙3参照	別紙2参照			
4	定量	更生保護サポートセン 状況	ンターの運営	更生保護サポートセンターのE 用件数		別紙4参照	別紙3参照			
4	定量	地方公共団体との連	連携の状況	地方再犯防止推進計画策算数	定自治体	572	815			

		1		T								
4	. 定量	更生保護地域連携排 活動状況	処点事業の	構築された地域支援ネット ワーク数及びネットワーク参	ネットワーク数	5	12					
				加団体数	参加団体数	63	204					
4	. 定量	(再掲)地域援助の実	ミ施状況	地域援助の実施件数(暦年	≣)	-	361件 (令和5年12月のみ)					
武	果目標(ア	7 h h 1.)	地域に根ざ	した更生保護活動が継続・	発展的に進	色められる						
)JX:5	木口伝()	··)[\](\(\D\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\(\D\)(\)(\(\D\)(\)(\(\D\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\(\D\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\	更生保護の	意義、活動等への社会の理	里解が深まる	3						
指標	票の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
8	定性	更生保護活動に係る 度	国民の理解	犯罪予防活動に参加した者/ ト調査の結果	へのアンケー							
8	定性	更生保護活動に携れ 者等の声	る民間協力	関係団体から出された要望・ 容又はインタビュー調査の結果								
成织	果目標(長期アウトカム)	犯罪をしたる	- 	ることなく社会生	活を送ることがで	ごきるようになる					
指標	票の種類	指標の名	! 称	指標の定義		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年		
9	定量	刑務所出所者等の以内再入率	出所後2年	モニタリングを実施する年の前施設から満期釈放又は仮釈のうち、モニタリング実施年まで放後の犯罪により刑事施設にされた者の割合	14.10%	12.96%						
施策郡	詳 5		医療観察対	象者の社会復帰支援								
			精神保健観	現察への円滑な移行、継続的	そへの円滑な移行、継続的な通院が確保される							
活	動目標(フ	⁷ ウトプット)	ケア会議等	により情報共有、処遇方針の	の統一がな	され、関係機関	が連携した援助	が実施される				
			障害福祉サ	ービス事業者等の医療観察	冥対象者の	受入れに関する	不安が解消・軽	減され、事業者	等の協力が得	3 กล		
指標	票の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
5	定量	精神保健観察を開始	出た人員	新たに精神保健観察を開始した者の数 (暦年)		227人	232人					
5	定量	障害福祉サービス事態 携促進状況	業所等との連	過去に対象者の受入実績のない障害 福祉サービス事業者に対して、保護観 察所が制度説明等を行った回数		405回	382回					
5	定量	障害福祉サービス事態 携状況	業所等との連	精神保健観察対象者の受入助に協力した障害福祉サービ等の数	11 02 110 352	470	345					
5	定量	ケア会議の開催回数		ケア会議の開催回数(暦年))	2,764回	3,113回					
			指定通院医	・ 医療機関や障害福祉サービス	ス事業者等	による手厚く専門	門的な医療・援	助を受けることだ	が可能となる			
	果目標(ア	(ソトカム)	医療観察対	対象者の社会復帰が促進さ	ทธ							
指標	票の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
10	定量	精神保健観察事件4数に占める再他害行を受けた者の数の割る	為により処分	精神保健観察事件年間取扱 める再他害行為により処分を 数の割合(暦年)		0.3%	0%					
10	定量	精神保健観察を終了に占める保護観察所による処遇終了決定法第56条第1項第2定に限る。)を受けた満了により精神保健に者の数の割合	長の申立て (医療観察 2号による決 :者及び期間	精神保健観察事件終結(私終結を除く。)件数に占めるが所長の申立てによる処遇終了療観察法第56条第1項第2定に限る。)を受けた者及びにより精神保健観察を終了しの割合(暦年)	保護観察 プ決定(医 号による決 期間満了	92.5%	93.7%					
10	定性	社会復帰調整官の戸	5	各種協議会等により把握した 標に関連した事項に係る社会 官の意見	-							

政策等の現場(所管各庁)の意見を把握する仕 組み 毎年、更生保護官署の職員が参加する会同、協議会及び研修会等を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共 有している。

政策等実施上の関係者(機関・団体)や政策等 の対象となる者(利用者)の意見を把握する仕組 み	毎年、保護司等の関係者や関係団体が参加する協議会及び研修会を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共 有している。
	(関係する施策群)
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)
	(関係する施策群)
	保護観察等の概要を示すデータ ①保護観察開始人員の推移 ②罪名別・年齢層別構成比 ③出所受刑者人員の推移
その他総合評価実施時に参考とする事項	組織運営に関するデータ ①更生保護官署職員の定員の推移 ②更生保護関連予算の推移 更生保護に関連する制度・事業の導入、改正等の概要

7,534 152 214 1,492 5,022 585 総数 10 特定少年 を除く 少年院退**图·**仮退院 1号観察満了 を除く 特定少年 1号観察 満了 114 12 26 138 労役場出場 ・仮出場 補導処分終了 2,169 12 10 14 11 74 778 うち 仮釈放 2,372 79 46 140 373 刑の執行終了 うち 満期釈放 5,042 90 3,150 12 56 154 447 仮釈放 刑の執行猶予 (一部猶予) 実刑部分 執行終了 5,213 3,275 12 9 166 96 474 375 273 16 9 20 162 罰金・科料 43 435 930 733 42 189 起訴猶予 · 処分保留 830 009 26 145 40 337 4号観察 保護観察なし 未確定 刑の執行猶予 (全部猶予) 186 141 25 15 84 刑の執行免除 2,321 1,747 419 118 1,018 一時保護事業を営む者へ 旅費給与 のあっせん 衣料給与 医療援助 足足 保護した人員 申出件数 措置別人員

【施策群2_人口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置別の件数(令和5年)】

【施策群4_協力雇用主の業種及び実際に保護観察対象者等を雇用している協力雇用主の業種】

○ 協力雇用主の業種

製造業	8.5%
建設業	57.0%
サービス業	15.8%
卸小売業	3.9%
運送業	4.1%
電気・ガス・水道工事	3.4%
農林漁業	1.8%
鉱業	0.1%
その他	5.4%

○ 実際に保護観察対象者等を雇用している協力雇用主の業種

製造業	4.1%
建設業	60.7%
サービス業	19.6%
卸小売業	1.2%
運送業	5.6%
電気・ガス・水道工事	2.1%
農林漁業	1.4%
鉱業	0.2%
その他	5.1%

【施策群4__更生保護サポートセンターの運営状況】

	インター	ンシップ				処遇協議や保護司からの相談、 自主研修、各種情報交換等					
				ᅘᅜᅜᄱᄙ		実施回数(内語)	日日 / 天 + 姚 日日		
面接実施 回数	実施 回数	実施 人数	広報誌 発刊回数	新任保護 司研修 実施回数	実施 回数 (自動計 算)	処遇協議	保護司から の相談 への対応	自主研修 等各種情 報交換	関係機関 との協議会 開催回数		
21,245	382	1,103	1,623	591	62,459	10,304	10,417	41,738	9,162		

IIXW	留与 / 】	以來ハック	<u>ーン・フ/</u>	「ローアツノ(竹禺衣/_			加出的动脉	字:公女調宜/	1 1				
	æ	対策名		破壊的団体	は及び無差別大量殺人行為	るを行った団]体の規制に関す	する調査等						
(実施		íすべき姿 ፴:達成すべき	目標)	の重要施策 及び活動状	皮壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府重要施策の立案・推進等に貢献する。また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織なび活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活力により、公共の安全の確保を図る。									
施策郡	¥1·2·	3			動向に関する情報の収集・ 本規制/我が国の公共の安						に関する法律			
	ンチレロ	1 775 (調査、処分	請求等の関係法令に基づく	手続を適t	刀に実施する							
	沽虭曰	標(アウトプッ	h)	いわゆるオウ	ム真理教に対する観察処分	かを適正・ 値	厳格に行う							
指標	の種類		指標の名	称	指標の定義	指標の定義 令和4年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度			
					団体規制法に基づいて実施	実施件数	評価書のとおり	37						
2	定量	いわゆるオウ		に対する立	した立入検査の実施件数、	実施施設数	評価書のとおり	41						
		, , , , , ,			実施施設数、動員数	動員数	評価書のとおり	608						
2	定量	いわゆるオウ		に関する調	いわゆるオウム真理教に関する調査結果の提供先の地	提供先の地 方公共団体 数	評価書のとおり	23						
		査結果の提	1共1人)兀		方公共団体数、提供件数	提供件数	評価書のとおり	49						
2					いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会	実施件数	評価書のとおり	29						
		況		T	の実施件数、参加人数	参加人数	評価書のとおり	677						
成具	果目標 (アウトカム)		いわゆるオウ	ム真理教などの破壊的団体	*等の活動	状況を明らかに	し、その危険性の	の増大を抑止す	る				
13%3					口等の暴力主義的破壊活動に対する国民の恐怖感や不安感が解消、緩和される									
指標	の種類		指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
3	定性	地域住民とせられた声	の意見交	換会等で寄	いわゆるオウム真理教に関するとの意見交換会等において寄	評価書のとおり	別紙のとおり							
施策郡	¥1·3			国内外の諸	 動向に関する情報の収集・	分析/我:	が国の公共の安	全に影響を及る	じ得る情報の関	関係機関及び国	民への提供			
				先端技術等	先端技術等を標的とした懸念動向、サイバー攻撃の予兆、国際テロに関する不穏動向等を早期に把握・共有する									
活動	助目標(アウトプット)		技術・データ	技術・データ・製品等の保護に必要な情報を企業等に発信し、保護に向けた取組を促進する									
				テロやサイバー攻撃等、公共の安全を脅かす動向への注意を喚起する										
指標	の種類	:	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
1	定性	テロ・サイバ- る情報発信		動向等に関す	公表した刊行物 「内外情勢の回顧と展望」 「国際テロリズム要覧」		評価書のとおり	刊行物等を公表し、情報発信を行った。						
	定量				公安調査庁HPの総アクセス(牛数	評価書のとおり	5,478,141						
計日	果目標 (アウトセルン		関係機関に	おいて政策の立案・推進や	法執行に活	5月され、被害乳	発生の防止に資	する					
לאנו)) [] [] [] [] [] [] [] [] []		安全の確保	に向けた行動を国民や企業	美等に促す								
指標	の種類		指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
-	-	_	-	_	_	_	-	_	-	_	_			
政策等 組み	の現場((所管各庁)	の意見を	把握する仕				-						
政策等)関係者(機 (利用者) <i>0</i>)や政策等 巴握する仕組				-						
					(関係する施策群)									
次年度	以降の政	双策等実施に	当たり対	処すべき課題	(関係する施策群)									
					(関係する施策群)									
その他紀	総合評価	実施時に参え	考とする事	■ ■	・団体規制及び情報貢献に係る ・公安調査庁の業務に従事する ・職員の年次休暇取得日数		どの割合							

【所管局部課等:公安調査庁】

・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休暇取得日数、割合

令和5年度 意見交換会等で寄せられた声

- ○今後も公安調査庁、警察、市、県及び地域住民が一体となって活発な議論と情報共有をお願いしたい。
- ○公安調査庁には頻繁に情報交換をしていただき、緊密に連携できているため、今後も我々との意見交換会 を続けてほしい。
- ○教団が建物の中で何をやっているか全く分からないため、恐怖感・不安感が消えることはない。我々地域 住民のためにも、教団施設に対する監視を強化してほしい。
- ○近隣住民として一番の不安は、団体が秘密裏に、サリン製造などの危険な活動をしているのか否かである。団体の情報を知るためにも、これからも意見交換会を定期的に開催してほしい。

Yn	以来のグラーン・グルローアグン (的商权)											
	武策名 民事行政の適正円滑な実施 日本											
		目指	すべき姿		・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に処理することで、取引の安全と円滑を確保す 国民の財産上及び身分上の権利を保護する。							
施策群1				登記事務の適正円滑な実施								
	活動目標①(アウトプット) 登記事務の			登記事務の	適正円滑な実施							
	指標の	の種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	1	定量	及引の中華地辺		不動産登記申請件数	9,746,221	9,759,243					
	1	上里	登記の申請状況		商業・法人登記申請件数	1,617,728	1,691,607					
	1			不動産登記事項証明書等の請求件数	184,118,266	187,745,305						
	1 定量 登記事項証明書の請求状況		∃ 3 X1 X <i>/</i> //L	商業・法人登記事項証明書等の請求 件数	39,633,764	39,772,126						
	活動	目標②	(アウトプット)	所有者不明	月土地等対策の着実な実施							
	指標の	の種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	2	定量	長期相続登記等末 事業の実施状況	了土地解消	長期相続登記等未了土地解消事業を 終結した件数 (累計)	100,792	110,417					
	2	業の美施状況 2 定量 相続土地国庫帰属制度の利用状況		表題部所有者不明土地(変則的な登記がされている土地)の解消事業を終結した件数(累計)	13,185	20,598						
	2			相続土地国庫帰属制度の申請筆数		1906						
	活動			明確化に係る施策の着実な実施								
	指標の	の種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
					従来型登記所備付地図作成作業が完了した面積(平方キロメートル)	20	20					
	3	定量	法務局地図作成事等 業実施面積	業における作	大都市型登記所備付地図作成作業が 完了した面積 (平方キロメートル)	3	3					
					震災復興型登記所備付地図作成作業 が完了した面積(平方キロメートル)	2.5	2.3					
	3	定量	筆界特定制度の利用	月状況	筆界特定申請件数(年計)	2,076	1,925					
	活動	月標④	(アウトプット)	設立登記の	円滑な処理							
	活動目標④(アウトプット)			②子証明書の普及								
			称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
	4	4 定量 設立に関する登記の申請状況		設立に関する登記申請件数	130,279	142,337						
	成果目標①(アウトカム)		書の申請件数	商業登記電子証明書の申請件数(年計)	55,937	61,655						
			す者不明土地の発生抑制 型取引の円滑化									
	指煙/	の種類とおり)円/	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	指標の種類 9 定量		指標の名称相続登記の状況		相続登記の申請件数(年単位)	17/11 - 7 - 4-12	13415	一日和〇千皮	一时们,十尺	一时间0千皮		
-				設立登記手続の利便性の向上								
				設立登記書	 =続の利便性の向上	-						
	成果	月標②	(アウトカム)		」	<u></u>						
		見標② の種類	(アウトカム) 指標の名	会社·法人		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		

【所管局部課等:民事局】

施策群	‡2		戸籍・国籍	事務の適正円滑な実施								
			市区町村の戸籍事務に従事する職員の知識習得									
■ 活動目標① (アウトプット)				ルドボーグではある。 では、 では、 のには、 のには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	F							
七十二	の種類	指標の名		州自報の石建及の戸籍への記載 指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
5	5 定量 戸籍事務に係る市区町村からの受理又は不受理の照会件数 戸籍事務に係る市区町村からの受理又は不受理の照会件数 5 定量 市区町村に対する現地指導の実施回数 法務務指定 5 定量 市区町村に対する現地指導の実施割合 法務行つにた付金		戸籍事務に係る市区町村からの受理又 は不受理の照会件数	1,484		740年度	747年度	7418年度				
5			法務局・地方法務局の戸籍事務担当 職員が市区町村役場へ赴き実施した事 務指導の回数	1,550	1,494							
5			法務局・地方法務局による現地指導を 行った市区町村数を総市区町村数で除 した値	82%	79%							
5			無戸籍状態が解消された者の数	485	410							
活動	加目標②	(アウトプット)	帰化許可・	- 不許可の処分及び国籍取得届の受理		,	1					
指標	の種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
6	定量	帰化許可申請者数		帰化許可の申請者数(年計)	9,023	9,836						
6	6 定量 帰化許可者数及び不許可者数		帰化許可申請をした者のうち、帰化が許可された者及び不許可となった者の数 (年計)	許可 7059 不許可 686	- /							
6	定量	国籍取得者数		届出により日本国籍を取得した者の数 (年計)	861	891						
成旦	1日煙①	(アウトカム)	戸籍事務の	法令適合性及び全国統一性の確保								
אנו	KD1skU	())[7]()	無戸籍者の	無戸籍者の解消								
指標	の種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
11	11 定量 未解消の無戸籍者の数		把握している無戸籍者のうち未解消者の 数	763	768							
11	定性	会同又は協議会を通じて寄せられ た声		会同又は協議会を通じて参加者から出 された意見等の内容		別紙2のとおり						
成男	早目標②	(アウトカム)	日本国民と	しての法的地位の確立								
指標	の種類	指標の名称 会同等で寄せられた現場の声		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
12	定性			会同等を通じて参加者から出された意見 等の内容		別紙3のとおり						
施策郡	‡ 3		社会情勢^	勢への対応								
活重	加日檀①	(アウトプット)	登記•供託	手続のオンライン利用促進								
/山 ±	лш _' тж		登記•戸籍	情報の行政機関間連携の実現								
指標	の種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
7	定量	定量 登記申請のオンライン利用状況 定量 登記事項証明書請求のオンライン 利用状況 定量 供託手続のオンライン利用状況		不動産登記申請のオンライン利用率 (%)	75.48	76.45						
7	定量			商業・法人登記申請のオンライン利用率 (%)	63.35	63.64						
7	定量			不動産登記事項証明書等のオンライン請求率(%)	84.35	85.21						
7	定量			商業・法人登記事項証明書等のオンライン請求率(%)	48.87	50.16						
7	定量			供託手続のオンライン利用率(%)	30.99	33.95						
7	定性			登記情報の行政間連携の実施状況		登記事項証明書 の添付省略を推進 するための取組を 行った(詳細は別 紙4を参照)。						
7 定性		マイナンバー制度に基の連携	―― づく戸籍情報	マイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携状況		別紙 5 のとおり						

活動目標②(アウトブット) 相続手続の				D円滑化施策の着実な実施							
指	指標の種類 指標の名称 8 定量 遺言書保管制度の利用状況 成果目標① (アウトカム) 法務局の各		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
			遺言書情報証明書の交付請求、遺言 書の閲覧請求及び遺言書保管事実証 明書の交付請求件数の合計件数		3,448	4,996					
成			種手続のアクセス性や利便性の向上								
指	標の種類	指標の名	练	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1	13 定性 登記オンライン申請システムに関する国民の声		登記オンライン申請システムの利用者へのアンケート結果		別紙のとおり	別紙6のとおり					
	成果目標②(アウトカム) 相続手続の										
指	指標の 種類 指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1.	4 定性	遺言書保管制度利用	月者の声	遺言書保管制度の利用者に ケート結果	対するアン		別紙7のとおり				
	*	•			•						
政策 ⁽ み	政策等の現場(所管各庁)の意見を把握する仕組 み			(把握する方法がある場合、その内容を記載)							
100000	政策等実施上の関係者(機関・団体)や政策等の 対象となる者(利用者)の意見を把握する仕組み			(把握する方法がある場合、その内容を記載)							
			(関係する施策群)								
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題				(関係する施策群)							
				(関係する施策群)							
その他総合評価実施時に参考とする事項			・民事行政に係る予算額 ・法務局の職員定員 ・法務局の職員における男女別の	割合							

「8 民事行政の適正円滑な実施」中、指標10の別紙

会同を通じて参加者から寄せられた声

○会同等の名称:令和5年度法務局・地方法務局首席登記官会同

○開 催 日:令和5年9月25日(月)

○出 席 者:法務局·地方法務局首席登記官

上記会同等において、法務局ホームページの改善による利用者の利便性向 上などについて意見交換を実施し、その意見を踏まえ、改善を図った。

会同又は協議会を通じて寄せられた声

- ○会同等の名称:第13回無戸籍者ゼロタスクフォース
- ○開催日:令和6年3月3日(金)
- ○出席省庁:総務省、文部科学省、子ども家庭庁
- ○オブザーバー:日本弁護士連合会、最高裁判所

1 当省側から説明した事項

①情報の集約、②無戸籍の状態の解消のための丁寧な対応、③関係機関等の連携を柱として無戸籍問題の解消に取り組んでいることを説明した。

また、無戸籍問題の背景となってきた嫡出推定制度を見直した民法等の一部を改正する法律(令和4年法律第102号)についての説明も行った。

2 関係省庁からの説明

無戸籍者であっても各種行政サービスが受けられるよう制度面を整えているとの説明があった。

3 課題としてあげられた内容

無戸籍者解消に必要な費用負担が課題となっていることから、公費で対応できないかという指摘があった。

会同又は協議会を通じて寄せられた声

- ○会同等の名称:令和5年度法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同
- ○開催日:令和5年9月7日(木)
- ○出席者:法務局·地方法務局担当課長

上記会同において、帰化許可申請事件の調査、事実認定及び許否意見を付 すに当たっての留意点について協議した。

登記情報システムに係るプロジェクトの 推進について

(登記事項証明書添付省略に関する実施計画)

令和6年3月29日改定 デジタル庁 法務省

目次			
第一章	i z	登記事項証明書の添付省略に関する取組の経緯	1
第二章	Í [国の行政機関における添付省略の取組	2
1.	実力	拖計画に基づくこれまでの取組	2
2.	今往	後の取組	4
第三章	ī ļ	也方公共団体における添付省略の取組	4
1.	登記	記情報連携の先行的な実施に関する取組	4
	(1)	これまでの取組	4
	(2)	今後の取組	5
2.	全[国的な利用拡大に向けた取組	6
	(1)	これまでの取組	6
	(2)	今後の取組	7
	(3)	新たな情報連携機能を活用した取組	9

第一章 登記事項証明書の添付省略に関する取組の経緯

我が国においては、かねてより、行政機関等への各種手続の添付書類として商業・法人及び不動産の登記事項証明書を求めているものが数多くあり、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が利用者の負担となってきた。

この問題に対処するため、法務省は、各種手続において登記事項証明書の添付省略を図るための取組として、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月31日CIO連絡会議決定)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定。令和2年12月25日改定)に基づき、商業・法人及び不動産の登記情報について、2020年(令和2年)10月に、国の行政機関との間の登記情報連携¹の運用を開始した。

2021年(令和3年)9月のデジタル庁発足後、同年12月に、デジタル・ガバメント実行計画に代わり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(同月24日閣議決定)が策定された。この重点計画において、登記事項証明書の添付省略は、法務省とデジタル庁が共同で進める登記情報システムに係るプロジェクトとして取り組むものとされ、具体的には、デジタル庁及び法務省は、利用者において行政機関等への各手続のための登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっているという課題に対し、行政機関間の情報連携システムの活用により、利用者の各手続に係る負担を低減すべく、連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図ることとされている。

こうした中、地方公共団体の手続についても、地方分権改革に関する提案 募集において、複数の地方公共団体から登記事項証明書の添付省略に関す る要望が寄せられたことなどから、デジタル庁は、法務省の協力を得て、地 方公共団体を含めた行政機関間の登記情報連携の仕組みの在り方について 検討するため、2021 年度(令和3年度)に、地方公共団体において登記事 項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査(以下「令和3 年度実態調査」という。)を行った。

デジタル庁及び法務省は、令和3年度実態調査の結果を踏まえ、地方公共 団体を含めた行政機関間の登記情報連携の仕組みの在り方について検討し、

¹ 法令に基づき申請等に添付することが規定されている登記事項証明書について、その添付を省略することを目的に、行政機関等が登記情報連携システムを利用して、商業・法人又は不動産の登記情報を取得すること。なお、本文中では、登記情報連携システムを利用して登記情報を取得する仕組みそのものを指して登記情報連携と記載している場合がある。

その結果として、2022 年(令和4年)3月に、登記情報連携に係る課題及び今後取り組むべき内容を「登記事項証明書添付省略に関する実施計画」(以下「実施計画」という。)として取りまとめ、2022 年度(令和4年度)以降、実施計画に基づき、登記事項証明書の添付省略を推進するための取組を行っている。

2023 年度(令和5年度)の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2023年(令和5年)6月9日閣議決定)においては、添付書類の省略の実現に至っていない国の行政手続については、引き続き、法務省は、デジタル庁と連携し、各府省庁に対する登記情報連携の利用の促進に係る働きかけを継続することとされ、他方、地方公共団体については、2023年(令和5年)2月から開始された一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を概念実証として活用するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向け、拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を2023年度(令和5年度)中に実施し、その結果に基づき、必要な措置について検討することとされている。

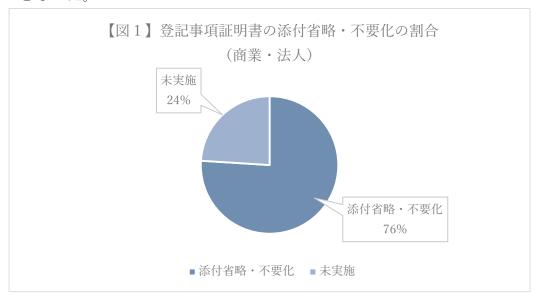
第二章 国の行政機関における添付省略の取組

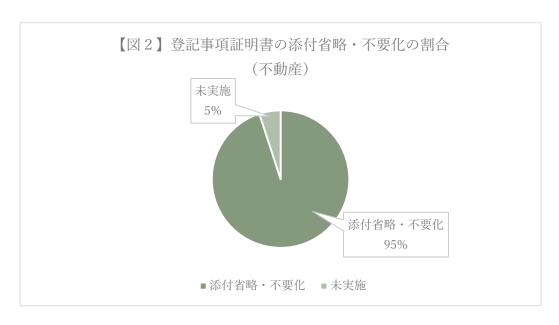
1. 実施計画に基づくこれまでの取組

2020年(令和2年)3月31日時点では、登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続のうち、登記事項証明書(商業・法人)について約1,700種類、登記事項証明書(不動産)について約240種類の手続において、添付書類の省略を実施予定又は実施可能とされていたところ、2020年(令和2年)10月に国の行政機関との間の登記情報連携の運用が開始された後、実際に登記情報連携の利用が開始されたのは、2021年(令和3年)10月末時点で、登記事項証明書(商業・法人)では824種類、登記事項証明書(不動産)では53種類の手続となっており、添付省略の実現に至っていない手続が多数存在していた。

このような状況を踏まえ、法務省は、2022 年(令和4年)3月以降、デジタル庁と連携し、実施計画に基づき、登記事項証明書の添付を求めている手続のうち、申請件数が多い手続を所管する省庁を対象に登記事項証明書の添付省略に係る検討状況の確認を行い、更に添付省略の実施時期が未定の省庁については、手続の実態等に係るヒアリングを実施するなど、登記情報連携の利用促進のための働きかけを継続的に実施してきた。

その結果、2023年(令和5年)時点²で、登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続のうち、登記事項証明書の添付省略又は不要化³を実施している手続の割合(申請件数ベース)は、登記事項証明書(商業・法人)で約76%、登記事項証明書(不動産)で約95%となった。





² 行政手続等の棚卸結果 (令和3年度調査) 及び2023年 (令和5年) 6月にデジタル庁 が関係省庁に対して実施した登記事項証明書の添付省略の実施状況に関する調査の結果を踏まえ、集計を行ったもの。

³ 不要化とは、例外的な条件により、書類を求める場合が併存しているものの、添付書類の必要性の精査や業務の見直しによって、特段の代替措置を講ずることなく、添付が不要となっている場合を指す。

2. 今後の取組

2024年(令和6年)10月には、自動車の変更登録に係る手続において登記情報連携の利用が開始される予定であり、また、2025年度(令和7年度)中には、自動車特定整備事業者の氏名等の変更届出及び自動車特定整備事業の譲渡の届出に係る手続において登記情報連携の利用が開始される予定である。

法務省は、引き続き、デジタル庁と連携し、添付省略の実現に至っていない国の行政手続について、登記情報連携の利用促進のための働きかけを行い、登記事項証明書の添付省略を推進する。

第三章 地方公共団体における添付省略の取組

- 1. 登記情報連携の先行的な実施に関する取組
- (1) これまでの取組

令和3年度実態調査において、地方分権改革に関する提案募集において登記事項証明書の添付省略に関する提案⁴(追加共同提案を含む。)を行った22の地方公共団体⁵を対象に、登記事項証明書の添付を求めている各種手続の実態等についての標本調査(アンケート形式)を実施したところ、登記事項証明書の添付を求めている手続に係る年間の申請件数は、登記事項証明書(商業・法人)の場合、都道府県で平均30,318件、市で平均6,298件であり、登記事項証明書(不動産)の場合、都道府県で平均6,250件、市で平均2,356件であった。

4 【令和元年の地方分権改革に関する提案募集の管理番号 157】

提案事項:許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略

具体的な内容:法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。

【令和3年の地方分権改革に関する提案募集の管理番号 21】

提案事項:指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し

具体的な内容:指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明 書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携 等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

⁵ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和 歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、福岡県の 14 都道府県、旭川市、ひたちなか市、桐 生市、川崎市、新潟市、堺市、神戸市、広島市の8市 このように、上記の22の地方公共団体において、法令で登記事項証明書の添付を求めている手続が多く存在することが確認された結果、全国規模では、登記事項証明書の添付を求めている手続が相当数に上り、登記事項証明書の添付に伴う利用者の負担が生じていることが明らかになった。

そこで、デジタル庁及び法務省は、2022 年(令和4年) 3月の実施計画において、2022 年度(令和4年度)から、まずは複数の地方公共団体において、商業・法人及び不動産の登記情報について登記情報連携を先行的に実施することを定めた。

デジタル庁及び法務省は、実施計画に基づき、上記の22の地方公共団体の中から、区分(都道府県、政令指定都市、特別区、市町村(政令指定都市を除く。))や人口規模等を考慮し、広島市、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市(以下、併せて「先行5団体」という。)を選定し、2023年(令和5年)2月以降、順次、登記情報連携の利用を先行的に開始したところ、利用開始後の先行5団体へのヒアリング等を通じ、現在までに、先行5団体における登記情報連携の利用に関しては、以下の課題が明らかになっている。

【課題】

- ▶ 登記情報連携の利用開始により登記事項証明書の添付を省略する ことが可能となった手続において、依然として、登記事項証明書が添 付されてしまう例がある。
- ▶ 登記事項証明書の添付を求めている手続のうち、登記情報連携の利用が開始されていない手続が依然として多数存在する。

(2) 今後の取組

先行5団体における課題を踏まえ、今後、登記事項証明書の添付省略を 更に推進するため、以下の対応を行うこととする。

ア. 登記事項証明書の添付を省略可能となった手続において登記事項証 明書が添付されてしまうことへの対応

地方公共団体は、①登記情報連携の利用開始前に、利用者への十分な 周知期間を確保するとともに、利用開始後も、登記事項証明書を添付し た利用者に登記事項証明書の添付が不要であることを個別に案内する ほか、研修による周知等の多様な周知方法を検討する。また、②各手続 の実情に応じて、定期的に、対象手続における添付省略の実施状況を確 認し、当該結果を基に、登記事項証明書が添付されてしまう原因を分析 し、解決策を実施する。 なお、デジタル庁及び法務省は、必要に応じ、地方公共団体に対し、 登記情報連携の利用状況等を確認し、①課題の解決に向けた支援(個々の課題解決への助言、課題解決の好事例の紹介等)を行うほか、②関係 省庁と協力し、手続所管省庁による登記情報連携の利用促進のための 働きかけや国の行政機関の窓口での添付省略の案内などの支援策を検 討する。

イ. 登記事項証明書の添付を求めている手続において、登記情報連携の利用が開始されないことへの対応

地方公共団体は、デジタル施策の担当部署において、登記情報連携の利用を開始していない手続について、①当該手続の所管部署(原課)に対し、各手続の実情に応じて、定期的に、登記情報連携の利用に向けた周知及び働きかけ(導入事例の紹介等)を行うとともに、②定期的に、原課の利用検討状況を確認し、登記情報連携を利用しない原因を分析し、解決策を実施する。

なお、デジタル庁及び法務省は、必要に応じ、地方公共団体に対し、 登記情報連携の検討状況、(利用を開始した場合には)利用開始を決め た理由、(利用していない場合には)利用しない理由とその解決策の検 討状況等を確認し、前記アと同様に、①課題の解決に向けた支援を行う ほか、②関係省庁と協力して支援策を検討する。

2. 全国的な利用拡大に向けた取組

(1) これまでの取組

令和3年度実態調査の結果、1つの地方公共団体においても数万単位の利用が想定されるなど、将来的に登記情報連携システムが利用され得る件数は相当数に上ることが確認され、全ての地方公共団体で登記情報連携を利用した場合には、現行の登記情報連携システムにおいて想定していた処理件数を上回り、その結果としてリソースが不足する可能性があることが明らかとなった。他方、令和3年度実態調査は、22 というごく一部の地方公共団体における標本調査であり、その結果のみでは全国における将来的な利用件数の規模など、登記情報連携システムにおける精緻な性能設計に必要な情報が把握できない状況にあった。

そのため、デジタル庁及び法務省は、2022 年(令和4年)3月の実施計画において、2023 年度(令和5年度)までには全国的な利用拡大に当たって必要となるリソースに関する調査・分析を行うことを定め、2023年(令和5年)6月から10月にかけて、①地方公共団体の区分や人口規模

を考慮して選定した約 200 の地方公共団体⁶を対象に、登記事項証明書の確認が必要な手続に関するアンケート調査、②①の団体のうち約 20 の団体を対象に、登記事項証明書の添付省略に関する要望、課題等に関するヒアリング調査を実施した。

ア. アンケート調査の結果

アンケート調査では、組織別・月別・時間帯別等毎に、登記事項証明書の添付を求めている手続の申請件数・ピーク値を調査したところ、多数の団体から一定の回答が得られた一方で、地方公共団体側で申請件数等を把握していないなどの理由により、実態について回答が得られなかった手続も相当数存在した。このため、アンケート調査の結果は、そのままでは全国的な利用拡大に向けたシステム性能の設計に用いるのに必ずしも十分な粒度及び精度に達しておらず、デジタル庁及び法務省においては、今後、この調査結果を活用しつつ、更に、利用件数の規模についてより精緻な推計を行っていく必要がある。

イ. ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査では、主として、以下のような実情、要望等が明らかと なった。

- ▶ 複数の地方公共団体において、住民や事業者といった利用者から、 手続に際して「登記事項証明書を含む書類の準備が大変」などの相談 を受けていることが明らかとなり、利用者からも添付書類の簡素化を 求める声があることが確認された。
- ▶ 他方で、登記情報連携を利用して登記情報の検索、確認等を行うことにより、職員の業務負荷が増加するのではないかといった不安の声が複数寄せられた。また、公用請求による登記事項証明書の取得(職員による登記情報取得)が必要な手続における登記情報連携の利用(添付省略とは異なる目的での登記情報連携の利用)に係る要望が多数寄せられた。

(2) 今後の取組

ア. 基本的な方針

現在、地方公共団体では、先行5団体のみに限定して登記情報連携が利用されているにとどまるのに対し、2022年(令和4年)3月の実施計画策定の前後を通じ、地方分権改革に関する提案や個別の要望として、複数の地方公共団体からデジタル庁に対して登記事項証明書の添

⁶ 具体的には、区分と人口規模を考慮し、47 の都道府県、20 の政令指定都市、23 の特別区、118 の市町村(人口規模 10 万人以上:50、5 万人~10 万人:47、1 万人~5 万人:11、1 万人未満:10)を選定し、標本調査を実施した。

付省略に関する要望が寄せられ、その団体の数は、現在までに、先行5団体を含めて合計で30を超えている。

こういった経過に鑑み、2024 年度(令和6年度)以降、登記情報連携の利用対象団体を更に拡大することとする。

イ. 具体的な取組内容

そこで、デジタル庁及び法務省においては、これまでの調査で把握した登記事項証明書の添付省略に関する課題、懸念及び要望を踏まえ、全国的な利用拡大に向けて、①2023年(令和5年)の前記アンケート調査で把握した情報及び利用団体へのヒアリング調査から得られた情報を活用し、システムの性能設計を行うために必要な情報の更なる精緻化を行うとともに、②前記ヒアリング調査で複数の地方公共団体から寄せられた職員の業務負荷に係る不安を払拭するための方策について引き続き検討を行い、また、多数の要望が寄せられた公用請求による登記事項証明書の取得が必要な手続への対応について速やかに検討を進めることとする。

これらの検討を行いつつ、デジタル庁及び法務省は、③2024年度(令和6年度)も引き続き、現行の登記情報連携システムで対応可能な範囲内で、登記情報連携の利用対象団体の拡大を行うこととする。なお、この利用拡大は、先行5団体で出た課題や上記ヒアリング調査で把握した要望、懸念等を踏まえ、以下のとおり行うこととする。

(ア) 対象手続

従来同様、法令により、登記事項証明書の添付を求めている手続を 対象とする。

(イ) 利用開始までの手順

① 候補団体の選定

デジタル庁及び法務省は、地方分権改革に関する提案等において、過去にデジタル庁に対して登記事項証明書の添付省略に関する要望を出した地方公共団体を対象に、登記情報連携の利用希望調査を実施し、当該調査を基に、登記情報連携の利用見込み件数等を勘案し、候補団体を選定する。

② 説明会の実施、対象団体の決定等

デジタル庁及び法務省は、候補団体に対して、個別に説明会を実施し、資料を用いて利用開始手順の詳細や先行事例等を説明する。 その上で、候補団体に対し、利用意思があること及び以下の対応が可能であることを確認した上で、対象団体を決定する。

- ▶ 2024 年度(令和6年度)中に登記情報連携の利用を開始すること。
- ▶ 登記情報連携の利用申請を行う全ての手続において登記情報連携の利用を開始すること。
- ▶ 利用を開始した手続について、定期的に、手続ごとの利用件数及び登記事項証明書が添付された件数等を把握し、登記事項証明書の添付が続く場合は解決策を講じること。
- ▶ 必要に応じて、デジタル庁及び法務省のヒアリングや調査に応 じること。
- ③ 作業計画の策定

対象団体は、作業計画(利用する手続、利用見込み件数、利用開始スケジュール並びに利用者への周知期間・内容等)を策定する。

④ 利用開始に向けた準備

対象団体は、作業計画に基づき、利用開始に向けて必要な準備を 行った上で、法務省に登記情報連携の利用申請を行う。また、登記 情報連携を利用予定の手続において登記事項証明書の添付が不要 となることを利用者に周知する。

(ウ) 利用開始後の対応

利用開始後、対象団体は、各手続の実情に応じて、定期的に、対象 手続における添付省略の状況を確認し、登記情報連携の利用を開始 した手続においてなお登記事項証明書が添付されてしまう事例があ る場合には、その原因を分析して解決策を実施する。

なお、デジタル庁及び法務省は、①必要に応じて、対象団体に利用 状況等を確認し、各種の支援(個々の課題解決の助言、他の団体の好 事例の紹介等)を実施するほか、②関係省庁と協力し、手続所管省庁 による登記情報連携の利用促進のための働きかけや国の行政機関の 窓口での添付省略の案内などの支援策を検討する。

(3) 新たな情報連携機能を活用した取組

デジタル庁は、法務省と連携し、登記情報を公的基礎情報データベース (ベース・レジストリ)として整備するとともに、当該公的基礎情報デー タベースの利用を促進するための改善を行うこととし、そのための検討 を進めている。

こうした検討の中、2023年(令和5年)11月22日開催のデジタル関係制度改革検討会(第1回)において、新たな情報連携機能を構築し、2025

年度(令和7年度)以降、新たな情報連携機能を活用した申請・届出時に おける登記事項証明書の添付省略を順次拡大する方針を示した⁷。

2025 年度(令和7年度)以降、デジタル庁は、法務省と連携し、現行の登記情報連携とは異なる新たな情報連携機能の仕組みの中で、当該公的基礎情報データベースを整備・改善していくことを通じて登記事項証明書の添付省略を推進していくことを予定している。

⁷ デジタル庁 web サイト デジタル関係制度改革検討会 (第1回) 資料3「ベース・レジストリの整備及びその利用を促進するための改善について」

 $https://www.\ digital.\ go.\ jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4502f325-1144-466d-847c-72ec3890645e/1ff4d613/20240221_meeting_digital-system-reform_outline_01.\ pdf$

マイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携状況

1 事務の概要

マイナンバー制度に基づき戸籍関係情報を連携することにより、あらかじめ利用を認められた行政手続において戸籍証明書等の添付省略を実現するものである。

2 連携の状況について

令和5年度においては、情報連携を円滑に開始するための準備作業として、情報連携対象の行政手続を所管する主務省庁と調整の上、情報連携を予定している情報照会者である行政機関との間で、令和5年7月から同年12月までの間に情報連携試験を実施した。

この情報連携試験を適切に実施し、関係行政機関とのシステムを介した情報連携が可能であることを確認した上で、令和6年3月から実際の運用における負荷を想定した試行運用としての情報連携を開始したところである(※)。

※令和6年7月末までは試行運用期間であり、同年8月から本格運用を開始する。

オンライン登記申請等に関するアンケート調査結果について

- 実施期間: 令和5年11月1日~令和5年11月30日
- ○アンケート対象者:登記申請や登記事項証明書の請求を行ったことがある者
- ○回答数:1,608件
- 1 オンライン申請用総合ソフトの操作のしやすさに対する満足度

満足・・・・・・18.96%

やや満足・・・・・44.70%

どちらともいえない・21.49%

やや不満足・・・・ 8.36%

不満足・・・・・ 6.49%

- 2 オンライン申請を行ったことで負担が軽減された点 (特に多かった意見)
 - ①移動時間の削減
 - ②作業時間の削減
 - ③費用の削減
- 3 オンライン申請を行ったことで負担が増加した点(特に多かった意見)
 - ①操作が分かりにくい
 - ②入力作業等、作業時間の増加
 - ③ PDF 添付作業が手間

「8 民事行政の適正円滑な実施」中、指標14の別紙

遺言書保管制度の利用者に対するアンケート調査結果について

- ○実施期間:令和5年4月3日~令和6年3月29日
- ○アンケート対象者:遺言書保管申請者
- ○回答数:16,235件
- 1 遺言書保管制度のメリット(複数回答可)遺言書の検認が不要となるから・・・・・・・46%遺言書紛失や改ざん防止のため・・・・・・34%

死亡後に遺言があることの通知制度があるから・・33%

2 遺言書保管制度を利用しようと思ったきっかけ 遺産分割で争いになるのを避けたい・・・・・44%

	政策名		人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防									
	目指すべき姿			人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全て の人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。								
施	施策群1 人権啓発											
	活動	助目標(アウトプット)	国民の人権	に関する関心や理解の度合	合いに応じ、	効果的・効率的に	人権啓発を実施	する			
	指標の種類 指標の名称		指標の定義	指標の定義 令和4年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度			
	1	1 定量 人権作文応募校数・総応募者数		総応募者数		中学校等の数	評価書のとおり	6,494				
				数及び総応募者数	総応募者数	評価書のとおり	761,947					
	1	定量	人権教室実施回数	•総参加者数	人権教室の実施回数及び	実施回数	評価書のとおり	15,954				
	Ц				総参加者数	総参加者数	評価書のとおり	986,672				
	1	定量	人権啓発指導者養原 回数·総参加者数	成研修実施	人権啓発指導者養成研修 の実施回数及び総参加者	実施回数	評価書のとおり	1				
	Н		四数、心多加石数		数	総参加者数	評価書のとおり	704				
	1	定量	人権シンポジウム実施 加者数	を できない もっぱい もっぱい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	人権シンポジウムの実施回 数及び総参加者数	実施回数	評価書のとおり	2				
	Н					総参加者数	評価書のとおり	1,253				
	1	定量	法務省ホームページのアク・		法務省ホームページの人権啓発等に するページのアクセス件数		評価書のとおり	-				
	1	定量	人権啓発動画の再生	上回数	動画共有サイト上で提供して 啓発動画の再生回数	いる人権	評価書のとおり	3,953,110				
		定量		ション数・クリッ	啓発等に関するページへリン		評価書のとおり	641,069,533				
			ク数		クするバナー広告のインプレッ ション数・クリック数	クリック数	評価書のとおり	1,268,579				
	成月	果目標(アウトカム)	関心・理解の度合いが低い層に対し、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、理解を深め、高い層に対しては 題についての理解を更に深める							ては、人権問	
	指標	の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	5	定性	人権擁護に関する世 果	論調査の結	人権擁護に関する世論調査	の結果	評価書のとおり					
施	策郡	¥2·3		人権相談/	· /人権侵犯事件の調査救済			•				
	活動		(アウトプット)	児童虐待、	DVなど身近な者にも助けを	求めがたい	被害者を含む全て	の人にとってアクセ	えしやすい相談	体制を構築する	5	
				人権擁護委員による地域に根ざした活動を通じて、								
	指標	で 重類 定量	指標の名 モニター調査による人 の認知度		指標の定義 モニター調査による人権相談窓口の認 知度		令和4年度 評価書のとおり	令和 5 年度 51.4	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	3	「ごどもの人権SOSニレター」に」		ニレター」によ	法務省の人権擁護機関が取り扱った「こどもの人権SOSミニレター」による相談件		評価書のとおり	7,511				
	指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
	3			法務省の人権擁護機関が取	い扱った相	評価書のとおり	176,053	— 1341 O 11		— 1341O++-		
	3	定量	「こどもの人権110番」による相談 法務省の人権擁護機関が取り扱った「こ		評価書のとおり	19,251						
	3	定量	「女性の人権ホットラ・ 談件数	の人権ホットライン」による相 法務省の人権擁護機関が取り扱った 「女性の人権ホットライン」による相談件 数			評価書のとおり	15,142				
	3	定量	定量 インターネットによる相談件数 法務省の人権擁護機関が取り扱った ンターネットによる相談件数		り扱ったイ	評価書のとおり	16,124					
	3	定量	SNSによる相談件数		法務省の人権擁護機関が取 SNSによる相談件数	いり扱った	評価書のとおり	11,166				
	3					評価書のとおり	12,281					

【所管局部課等:人権擁護局】

活動	加目標②	目標② (アウトブット) 人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた措置を迅速・的確に講じる							
指標	の種類	指標の名	称	指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
4	定量	新規救済手続開始件数		法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件に係る新規の救済手続開始件数	評価書のとおり	8,962			
4	定量	未済件数		法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件に係る未済件数	評価書のとおり	1,350			
成男	見目標 (アウトカム)	気軽に相談 る	できる機会が提供されることにより、人材	権侵害の疑いがあ	る事案を幅広く把	握し、被害者の	救済を図ることだ	ができるようにな
指標	の種類	指標の名	£h:	化価の中美	A == - ====	A == == ==	A == = ====		
		プロルボックコー	TO.	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定性	人権擁護委員の声	ito.	指標の定義 人権相談、調査救済活動に対する人 権擁護委員の意見等をヒアリングした結 果	予和4年度 評価書のとおり	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Ш	定性 の種類			人権相談、調査救済活動に対する人 権擁護委員の意見等をヒアリングした結		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Ш		人権擁護委員の声	称	人権相談、調査救済活動に対する人 権擁護委員の意見等をヒアリングした結 果	評価書のとおり				

政策等の現場(所管各庁)の意見を把握する仕 組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)			
な策等実施上の関係者(機関・団体)や政策等 対象となる者(利用者)の意見を把握する仕組 (把握する方法がある場合、その内容を記載)				
	(関係する施策群)			
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)			
	(関係する施策群)			

その他総合評価実施時に参考とする事項

- ・人権擁護委員の人数及び平均年齢
- ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額

政策名		国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理											
目指すべき姿				法支援制度	国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。								
施策	施策群 1 訴			訴訟追行制	能力の向上								
	£1 — 13			職員に対し	て充実した内容の各種研修	を行い、専	門的能力を向上	こさせる					
	動目標	景(ブ	アウトプット)	会同等を通	iじて訴訟追行に必要なスキ	ルを習得さ	せ、事務処理能	力の向上を図る	1				
指	標の種类	Ą	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
			田体の実生が出		研修の実施回数、参加者	実施回数	253	271					
1	定量	重	研修の実施状況		数	参加者数	2887	3528					
					訟務事務に関する会同の実	実施回数	153	172					
2	定量	量	会同の実施状況		施回数、参加者数	参加者数	3609	4036					
2	定量	量	訟務事務調査の実施	5状況	訟務事務調査の実施回数	1	18	20					
成	果目標	票(フ	アウトカム)	法と証拠に	基づいた適切な主張立証が	行われる				1			
指	標の種类	Ą	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
6	定性	生	研修等を通じて寄せら	られた声	研修等を通じて参加者から出された意 見等の内容								
施策	群 2			裁判の迅速	裁判の迅速化への対応								
活	動曰桿	些 (7	アウトプット)	業務システム	ムの整備により、事務の効率	区化や処理的	能力を向上させる	3					
	±// LI / 1/2	ж (<i>)</i>			整備し、民事裁判手続にス	オンラインで 参	参加することにより)、裁判の迅速(と及びデジタルイ	比の要請に適切	に対応する		
指	標の種类	Ą	指標の名		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
3	定量	量	民事裁判手続におけ 議の件数	るW E B会	国の利害に関係のある民事表 おけるWEB会議の件数	裁判手続に	2,263	2798					
3	定性	定性 民事裁判手続のデジタル化のため 民事裁判のデジタル化に向けたWeb 会議室や端末等の整備状況											
ct;			より迅速な記	訴訟対応が可能となる									
DX	成果目標(アウトカム)		(עניאלי)	訴訟の相手	方の経済的・精神的な負担	旦が軽減さ	าอ						
指	標の種类	Į	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
7	定量	=	第一審判決のうち、番年以内であったものの		国の利害に関係のある民事 裁判手続において、第一審 判決にいたるまでの審理期	事件数	965	1065					
	上	丰	合	刊次奴•刮	間が2年以内だった事件数 及び全体に対する割合	全体に対する割合	0.7435	0.7779					

【所管局部課等:訟務局】

を策れ	詳3		予防司法支援の充実									
1	£h□+== /-	751 P. 1 \	行政機関が	行政機関が予防司法支援制度を認知し、利用する								
冶	動目標()	ピワトノット)	行政機関と	女機関と訟務組織との間で協力関係が構築される								
指相	票の種類	指標の名	尓	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
4	定量	予防司法支援事件数	文	予防司法支援事件の件数	が同法支援事件の件数		3055					
Ę				予防司法支援に関する会	実施回数	2	1					
5	定量	会同の実施状況		同の実施回数、参加者数	参加者数	75	52					
5	定量	予防事務調査の実施	状況	予防事務調査の実施回数		0	8					
			行政機関に	おける法適合性が向上し、	紛争の未然	太防止や早期解	決が図られる					
			おいて、行政機関が抱える 質正・迅速に処理することが		その争点・問題	点等を事前に把	湿症できることに。	より、実際に訴訟	が提起された			
指標	票の種類	指標の名	尓	指標の定義	指標の定義		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
8	8 定性 会同、事務調査及びアンケートを 通じて寄せられた声 会同、事務調査及び予防司法支援制度を利用した行政機関へのアンケート結果から抽出した意見等の内容											

政策等の現場(所管各庁)の意見を把握する仕 組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)			
政策等実施上の関係者(機関・団体)や政策等 の対象となる者(利用者)の意見を把握する仕組 み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)			
	(関係する施策群)			
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)			
	(関係する施策群)			

その他総合評価実施時に参考とする事項	○訟務統計の活用・新規事件受理件数・事件終了件数(和解等判決以外も含む)・未済件数○アンケート結果の活用○施策の予算額

	I	対策名	法務行政に	おける国際協力の推進						
	目	指す姿	始めとする国	を中心とする開発途上国に 国際機関と連携・協力し、刑 立と良い統治(グッドガバナ	事司法分	野の課題に関す	る国際研修等を	通じて各国の能	力強化・人材育	育成を行い、法
施策	群1		法制度整備	請支援事業の実施						
活	動目標(アウトプット)		門家等により、法令の整備、 に応じた支援を行う	法執行機	関の強化を含む	法制度の運用さ	坟善、法律実務	家の人材育成な	îĽ
指	標の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	定量	現地専門家の派遣状	況	法制度整備支援事業に係 る現地専門家の派遣依頼 件数及び派遣人数	派遣依頼件数	4 5	6			
1	定性	各プロジェクトの内容等	争	法制度整備支援事業に係る トの支援対象機関、目標、成 期間、活動概要		別添のとおり	別添のとおり			
1	定量	各プロジェクトの活動や	犬況等	法制度整備支援事業に係る トの活動状況等	各プロジェク	別紙1のとおり	評価書のとおり			
1	定量	立法上又は実務上の 応状況	課題への対	法制度整備支援事業によって起草された法令等の数及び法令等の解説書等の作	の数	別紙2のとおり	評価書のとおり			
		III.VIV.NL		成状況	解説書等の作成状況	別紙2のとおり	評価書のとおり			
1	定量	本邦研修やセミナーの	実施状況	法制度整備支援事業によって実施された本邦研修やセミナーの実施回数、参加人数		30	41 			
				法制度整備支援事業に関	実施件数	2,466	計画書のとおり			
1	定量	調査活動の実施状況	E.	する調査活動の実施件数及 び派遣人数	派遣人数	19	15			
成	課目標(アウトカム)	支援対象国	国において、基本法令とそれを	を運用する	司法関係機関の	制度が整備され	1るとともに、 法	曹実務家等の人	く材が増加する
指	標の種類	指標の名	练	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	5 定性	各プロジェクトの活動に加者の声	従事した参	法制度整備支援事業によったプロジェクトの参加者を対象 ケート等の結果			別紙1のとおり			
5	5 定量	実施した研修やセミナ声	-の参加者の	法制度整備支援事業によった研修やセミナーへの参加者にアンケート等の結果			評価書のとおり			
5	5 定性	支援対象国におけるまた法令等の普及・利用		法制度整備支援事業の支援 おける支援対象法令等や解 及・利用状況			別紙2のとおり			
5	定性	調査成果の活用状況	1	法制度整備支援事業の調査 用状況	査成果の活		別紙3のとおり			
施策	群2		法制度整備	請支援事業の基盤強化						
37	動目標(adı 3\	法制度整備	請支援や国際法務に関心の	ある国際法	務人材を確保、	育成する			
/=	1到日保(ア・フトノット)	多様なニーズ	ズに応える法制度整備支援	の基盤を作	≣る				
指	標の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	2 定量	人材育成研修等の実	施状況	人材育成研修、法整備支援へ のいざない、司法修習の選択型 プログラム及びインターンシップの	開催回数	別紙3のとおり	評価書のとおり			
_	2 定量	調査・研究活動等の	 実施状況	開催回数及び参加人数 法制度整備支援事業の基盤		別紙3のとおり	評価書のとおり			
	 		- · · · · ·	る調査・研究活動等の実施 法制度整備支援事業の基盤	犬況 実施件数	別紙4のとおり	評価書のとおり			
2	2 定量	関係機関との会議等 の実施状況	や広報活動	強化に係る関係機関との会議 の開催件数、広報活動の実施 件数及び対象数	対象数	別紙4のとおり	評価書のとおり			
			法制度整備	 支援に対する理解・関心力	高まる	1			1	
成	課目標(アウトカム)	法制度整備	前支援のノウハウが国内で共	有される(オールジャパンの	体制構築)			
指	標の種類	指標の名	称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定性	人材育成研修等に参 声	加した者の	人材育成研修等への参加者 たアンケート結果	を対象にし		評価書のとおり			
6	定性	関係機関との会議等に参加した者の声		法整備支援連絡会等への参 象にしたアンケート結果	加者を対		評価書のとおり			

【所管局部課等:法務総合研究所】

施策群3・4 国際研修・				国際研修・	セミナー等の実施/国際連	合等の国際		協力			
	活重	协目標①	(アウトプット)	各国の実務	家を対象に、国際連合の重	要施策や	刑事司法分野に	おける課題につい	いて、国際研修	を実施する	
	指標	の種類	指標の名称	尓	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3	定量	研修の実施状況		実施した国際研修の件数、	件数	14	10			
	3	上里	11が19天心人が		日数	日数	164	145			
	3	定量	研修員の参加状況(参加国数・	実施した国際研修の参加国	参加国数	48	55			
	3	上里	参加人数)		数及び参加人数	参加人数	275	238			
	_	1	支援対象機関の関与	する会議等	支援対象機関の関与する会	参加件数	20	8			
	3	定量	への参加状況		議等への参加件数及び参加国数	参加国数	4	3			
			****・フーュフリ・*** *********************************	公子	教材・マニュアル・執務参考	作成数	53	評価書のとおり			
	3	定量	教材・マニュアル・執務 の作成状況	多 写貝科寺	資料等の作成数及び提供	提供国数	6	評価書のとおり			
				国連等の国	国数 際機関との協力覚書の締			計画量のこのグ			
	活重	协目標②	(アウトプット)		じた最新の国際的動向の小			を他国に発信する			
ŀ	岩建	の種類	指標の名称		した取利の国際可勤的の規 指標の定義	へ未、びル <u>ロ</u>	令和4年度	令和5年度	る 一 一 令和6年度	令和7年度	令和8年度
ľ	= ND3	NOTEN!				会議数	2	7和3年度 7	— 1341 U TIX	— 1344 / 千/文	
	4	定量	国際連合主催の会議	への参加状	参加した国際連合主催の会	参加人数	10	23			
			況		議の数、参加人数及び日数	参加日数	8	21			
	4	定性	国際連合主催の会議	における活動	国際連合主催の会議における	るステートメ	別紙5のとおり	別紙4のとおり			
	4	たに	状況		ント、発表、ワークショップ等の	内容	万小型とうりともうり	が収み ひとむり			
			(その他国際会議等)) 会議への	参加したその他国際会議等	会議数	8	14			
	4	定量	参加状況		の数、参加人数及び日数	参加人数	14	23			
-	+				고하바로吻스=녹였다시나고그	参加日数	19	28			
	4	定性	(その他国際会議等)	活動状況	その他国際会議等におけるスト、発表、ワークショップ等の内		別紙5のとおり	別紙4のとおり			
ı				日本、諸外	 国、国際機関等の知見・経	国、国際機関等の知見・経験が共有されるとともに、国際協力の基盤が醸成される					
1	成身	見目標(ブ	プウトカム)	研修等に参	*加した各国の刑事司法実務家の能力		向上に加え、日:	本との良好な関	 係が構築される		
	指標	の種類	指標の名称	尓	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	П		国際機関等との会議等	左升/24 1470	国際機関等との会議等にお	イベント数	2	評価書のとおり			
	7	定量	国際機関寺Cの去議。 (共催したイベントの数、		いて共催したイベントの数及 び規模等	規模	199	評価書のとおり			
H	+		国際機関等との間での	がも学書	国際機関等との間での協力質	<u> </u>	199	計画目のこのフ			
	7	定量	等の締結状況	加力見音	結状況	君音寺の神	2	評価書のとおり			
	8	定量	研修に対する評価		研修員からのフィードバック等			評価書のとおり			
	8	定量	研修等修了者のうち、 で要職を務める者の数		実施した研修等修了者のうち 府等で要職を務める者の数	5、外国政	32	35			
政章 組 <i>ā</i>		の現場(所管各庁)の意見を持	巴握する仕	(把握する方法がある場合、その)内容を記載)					
	牧策等実施上の関係者(機関・団体)や政策等の 対象となる者(利用者)の意見を把握する仕組み			(把握する方法がある場合、その)内容を記載)						
				(関係する施策群)							
次生	F度	以降の政	策等実施に当たり対処	しすべき課題	(関係する施策群)						
					(関係する施策群)						
₹α	その他総合評価実施時に参考とする事項			・国際研修、法制度整備支援に ・関係職員定員 ・国際関係業務に従事する職員 ・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休暇取得日数、割	の男女別の割						

ペトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要

2024年3月 法務総合研究所国際協力部

概要

朝 間 | 2021年1月1日~2025年12月31日 (5年間)

案件名 | 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト

実施機関(カウンターパート) | 6機関

- ①司法省 ②共産党中央内政委員会 ③首相府
- ④最高人民裁判所 ⑤最高人民検察院
- 6ベトナム弁護士連合会

目標及び活動スケジュール

法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する。

○活動スケジュール

[第1段階]

ベトナムの法・司法制度改革戦略やこれまでの日本の支援の 成果を踏まえて、法規範文書の不統一、法執行の非効率等を 改善するための重要課題を1年程度で特定する。

[第2段階]

共産党中央執行委員会に対し、

内政、汚職防止、司法改革に関する助言等を行うための専

②共産党中央内政委員会は、

(世

門業務機関。本プロジェクトから新たに参加。

課題解決のために設置された<u>ワーキンググループが具体的な</u>解決策を検討・提案する。

これらの活動を通じて、日越の法・司法機関の幅広い連携の 促進も図る。

参考 | これまでの支援の流れ

-) 1994年、日本国法務省によるベトナム司法省に対する研修実施
- 1996年、JICAプロジェクト開始
- ・1996年~2007年「法整備支援プロジェクト」(フェーズ1~3)
- ・2007年~2015年「法・司法制度改革支援プロジェクト」(フェーズ1~2)
 - 2015年~2020年「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」
- また、ベトナム側 民事訴訟法、刑事訴訟法を始めとする多くの**法令の起草・改正を支援**するとともに、**法務・司法機関の法令の運用能 カ、実務改善能力、人材育成能力の向上などを支援**。その一環として、検察や弁護士向けのマニュアル作成を支援。 が自ら多数の法令を制定していることを踏まえ、**法令の整合性確保に向けた取組を支援**。 これまで民法、

本プロジェクトにおいては、法令の整合性確保に加え、法制度の「質」や「効率性」の向上を目指す。

別添

プロジェクトこの熱彫 女動具 监人 *** に、状 ジボント

2024年3月 法務総合研究所国際協力部

1. プロジェクトの概要

【プロジェクト期間】 2022年11月~2027年10月 (※2022年11月~2023年3月 主に調査を実施)

【実施機関(カウンターパート)】 司法省(MOJ)

【ターゲットグループ】 王立司法学院(RAJC)

3. 実施体制等

- NICA長期専門家として派遣された検事1名及び裁判官1名がカンボジアに常駐し、現地活動を支援
- 実務家、学識経験者等で構成されるアドバイザリーグループ(AG)による助言、本邦研修、セミナー(現地/オンライン)等を実施予定

2. プロジェクトの目標と成果

[成果]

民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な裁判官教育のカリキュラムを作成又は改訂する(①)

民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な裁判官教育の教材を作成又は改訂する(②)

RAJCの教官が①②に参加することにより、これに関する教官の教育能力が向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有される

裁判官、その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力の向上 を図る上で効果的な教育方法を研究・実践する(③)

RAJCの教官が③に参加することにより、これに関する教官の教育能 カが向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有

【プロジェクト目標】

裁判官その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力を向上するための教育を効果的に行うKAJCの体制が強化される

※ RAJC教官等をメンバーに合む テクニカルワーキンググループ (TWG)を形成し、成果を目指し て活動を実施

プロジェクト(フェーズ2)の歴制 ス・法の支配発展促進し

【プロジェクト期間】

1. プロジェクトの概要

2023年7月~2028年7月(5年間)

【ラオス側実施機関】

最高人民検察院(OSPP)、ラオス国立大学(NUOL) 司法省(MO1)、最高人民裁判所(PSC)

プロジェクトの目標と成果 ۸i

【プロジェクト目標】

成果(4) 事実認定と法令の解釈適用を適切に 行う能力を身に付けた法律実務家を 育成する基盤の形成

- 181 -

法令を十分に理解し、他者に指 導できる中核人材が育成される 成果①~③の活動により、基本 成果(3)

果①~④】

区

解を促進する論 基本法令の理 成果① 集の作成

、実践を促進するための 基本法令の理解に基づ 効果的な研修等の実施 成果(2)

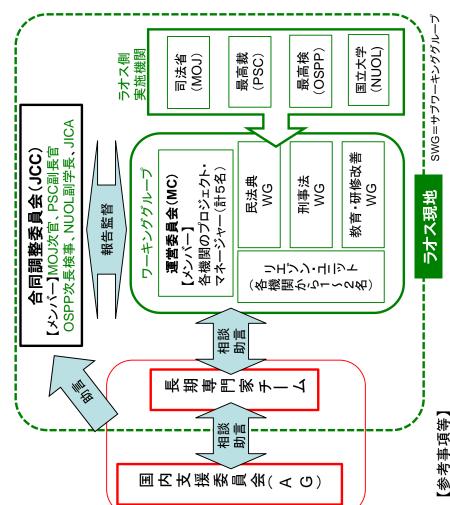
意見書サンプル集の作 成 参照できる判決書集・ 法律実務家が実務で

3. 実施体制

助言を実施。その他、大学教授らを中心とする国内支援委員会(AG)に 現地にJICAの長期専門家3名(検事1、弁護士2)を派遣し、日常的な よる助言、本邦研修・現地セミナ一等を実施。

法務総合研究所国際協力部

2024年3月



ラオスでは、2015年1月、統一的な法曹養成制度を司法省下のNational nstitute of Justice (NIJ、国立司法研修所)において開始

・2012年より起草支援を行ってきた民法典については、2018年12月に国会に承 ・2018年12月、NIJと法務総合研究所との間で法・司法分野における協力覚書 締結、2019年10月から約3か月に一度の割合で共同セミナーを実施

認されて成立し、2020年5月に施行となった

施。②は③のフィードバックを受けしし継続

※活動を第1期、第2期とし、第1期では①②を実施し、第2期では①③を実

1. ネパール法整備支援の流れ

王政廃止と連邦民主制への移行を宣 制憲議会による憲法制定作業開始

19世紀に制定された「ムルキアイン法典」※の分

割作業開始

民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の 4 分野を包摂する基本法典

本邦研修 (刑事司法制度,

2010 2009

開始 民法及び関連法)

刑事共同研究開始

JICAプロジェクト開始

2013

2011

最高裁をC/Pとした「迅速かつ公平な紛争解決の

刑事共同研究をUNAFEI(アジ研)に移管 **トめの裁判所能力強化プロジェクト」** 民法解説書(案)

2015

2017

刑事訴訟法及び量刑法 民事訴訟法, (いわゆる新5法)

JICAプロジェクト終了

2018.3 2018.5 2018.8

量刑等に関する現地セミナー 保護観察制度,

所ち法施行

公判前整理手続等に関する現地セミナー

不法行為等に関する現地セミ 改正民法に関する現地セミナー 契約法,

財産法,

2019.12 2020.12

2019.8

不法行為等に関する現地セミナー 不法行為等に関するオンラインセミナー 不法行為等に関するオンラインセミナー 国際私法 国際私法

不法行為等に関するオンラインセミナ 国際私法

保護観察等に関するオンラインセミナ 不法行為等に関する現地セミナー 家族法

2021.12

2021.3 2021.9 2022.4

2023.1

る現地セミナー 訴訟等に関す

2. 過去のJICAプロジェクト

法務総合研究所国際協力部

2024年3月

2013.9に開始 → 2018.3に終了

~迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト~

【プロジェクト目標】 迅速かつ公平な紛争解決機能の向上に必要な基盤の整備

裁判所の機能向上を通じ、迅速かつ公平な紛争解決の促進

【上位目標】

① 全国の裁判所での導入に向けた事件管理制度の改善案(事件管理ガイド ライン) を作成

事件管理ガイドラインを全国的に普及

研修教材及び理解促進用 司法調停による紛争解決を促進するために, 教材(司法調停教材)を作成 **⊘ ⊘**

司法調停教材を広範囲に普及 迅速かつ信頼できる紛争解決のために、

3. 現在継続中の活動

現地セミナー実施 オンラインセミナー実施 オンラインセミナー実施 2019.12 2020.12

現地セミナー実施

2019.8

. 2021. 3, 9, 12

現地セミナー実施 2022. 4

刑事共同研究 現地調査

現地セミナー実施

2023. 1

の改善に関して、 A)

UNAFEI

刑事共同研究 (年1回)

(0AG) 等をC/Pとして, 刑事関連法の運用支援を実施 →検事総長府

法整備アドバイザー弁護士を長期派 案件は「司法セクター における人材能力強化」 遣,AG設置

「民法改正及び運用改善」 2023.3 本邦研修

1. プロジェクト目的・基本事項

市場経済化・外国投資の促進に資する司法インフラの改善、法務・司法及び関係

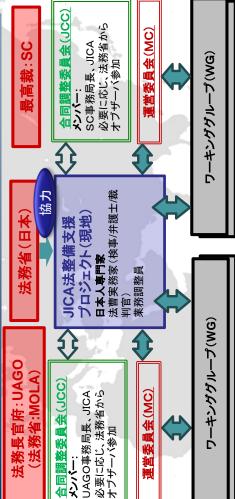
機関の能力向上、迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築を目的とする

プロジェクト(連邦最高裁判所(SC)、連邦法務長官府(NAGO)が対象)

・連邦法務長官府は2021年8月、軍政下において、法務省(MOLA)に改組された。

フェーズ2 2018年 6月1日~2023年5月31日(同日終了) プロジェクト期間:フェーズ1 2013年11月1日~2018年5月31日

2. プロジェクト実施体制



3. 活動の概要

知的財産裁判制度、民事・家事調停制度など 法令起草、制度構築支援

業務改善支援(執務参考資料作成等)

JAGO向け契約審査マニュアル作成 知的財産裁判Q&A集作成など 人材育成支援(裁判官・検察官の研修)

新任検察官研修に関するテキスト作成

法曹育成研修改善(Fact-Finding Seminar)など

【ローンチングセレモニー(調停)】

【現地セミナーの様子】

4. 具体的な活動状況等

2024年3月 法務総合研究所国際協力部

·新知的財產四法(商標法、意匠法、特許法、著作権法)に関し、WG、現地セ≥ 知的財産裁判制度構築、Q&A集作成支援

ナー、本邦研修等を通じて、同法関連の裁判所規則等の制定を支援

・新たな裁判制度への裁判官の理解に資する執務資料(教科書・Q&A集)作成

民事·家事調停制度

・WG、現地セミナー、本邦研修等を通じて、現行民事訴訟法に即した調停の導 入・普及を支援(2019年3月1日~ 調停の試験運用開始)

契約審査ガイドライン作成等

契約審査業務支援のため、WG、現地セミナーを通じて契 ミャンマー政府が関与する契約に関するUAGOの

約審査ガイドラインを作成・出版して提供

felongist dyndoffensfi diffedfapolicinding

【契約審査ガイドライン】

裁判官向け経済関係分野テキスト作成

ため、日系法律事務所への有償業務委託を行うとともに 裁判官の経済関係分野、国際慣行に関する知識向上の

WG、現地セミナーを通じて教科書を作成・出版して提供

法務省訟務局も協力

・上記活動及びその成果物を地方都市にも普及させるため多くの州・地域で地方セミ 国内各地域への普及活動

【経済関係分野テキスト】

普及活動により実務上の標準(デファクトスタンダード)化を促進。 ナーを実施し

※2021年2月1日のクーデタ一後、上記全活動を停止し、2023年5月末をもって期間満了によ 法的透明性・予測可能性確保による投資環境整備を実践

5. その他の活動等

・土地法制共同研究(法務省事業)への協力など ※今後の見通しは立っていない。

インドキシア・現作プロジェクト概要

2024.3 法務総合研究所国際協力部

プロジェクトの概要

〇プロジェクト名:ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト

〇プロジェクト期間:2021年10月~2025年9月(4年間)

〇インドネシア側実施機関:インドネシア法務人権省法規総局(DGL)及び同最高裁判所(SC)

現行プロジェクトの内容

回標1

法令間の整合性確保に関する ベラフターの能力が向上する

回標2

裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する 知財事件等のビジネス関連事件に関する

被骂

インドネシア法務人権省 法規総局

練謡

インドャッド 最高裁判所

成果1

ドラフターを対象とする研修が実施され、当該研修を改善する取組がなされる 法令間の整合性確保に関するドラフターの能力を向 上させるための研修教材が作成され、これを用いた

- 法令間の不整合の原因に関する現状調査
- ・法令間の整合性向上のための研修のシラバス・教 材の作成や法制執務参考資料の改訂
- ・当該研修を実施する講師の育成や当該講師による

成果3

裁判官に対して、知的財産紛争を中心とする企業の

成果2

権利又は経済的利益に関する紛争(知財紛争等)を 対象とした裁判に関する法的判断及び訴訟運営に 関する能力を向上させるための教材が作成され、研

料が作成、公開され、裁判官やその他の法律家に普 知財紛争等を対象とした裁判に関する執務参考資

裁判官に対する知財紛争に関する研修の年間 プログラムの立案、シラバス・教材の作成

• 知財紛争等を解決する裁判制度を対象とするベースラ

活動3

イン調査や法令上・実務上の問題点の把握

・執務参考資料の作成・公開・普及

・当該研修を実施する講師の育成や当該講師による

裁判官出身者 長期専門家

検察官出身者

実施体制等

長期専門家

上記各活動に当たっては、長期専門家による日常的な助言のほか、実務家、学識経験者等で構成されるアドバイザ リーグループ(AG)による助言、本邦研修、短期専門家による現地セミナ一等を実施している。

なが

東ティモール法制度整備支援の概要

司法省の組織

2024年3月 法務総合研究所国際協力部

東ティモール民主共和国

東ティモールは、2002年の独立回復後、諸外国、国際 機関等の支援を受けながら国づくり

. 我が国による法制度整備支援

- 東ティモール政府からの要請に基づき、2009年頃以降、法案起草能力強化を上位目標とする支援を実施。個別法の起草を題材とした支援等
 - 司法省法律諮問立法局 (DNAJL) が主なカウンターパート

2. 経緯

2009年~2010年 本邦研修 法令·条例制定過程等、麻薬取締法、逃亡犯罪人引渡法、調停法等 2011年~2012年 現地調査・現地セミナー・共同法制研究(ICD独自支援) 逃亡犯罪人引渡法、調停法・仲裁法、麻薬取締法、法案起草等 2013年~2014年 現地調査・現地セミナー(JICA法制度アドバイザー)

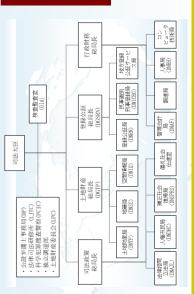
2013年 - 2011年 からいら、からに、 (310元年の) (310元年の) (310元年) (3

2018年 法律司法研修所における人材育成支援を開始 UNODC・UNAFEIによる矯正関係運用改善支援開始 (UNODCは2019年から) 2020年 JICAと司法省との間で短期専門家派遣を含む個別案件に係る 覚書を締結 (2025年まで)

3. 成果

- 逃亡犯罪人引渡法・・・2011年、国際刑事司法協力法の一内容として成立
- 違法薬物取締法・・・2017年成立
- 不動産登記法、地籍情報法・・・ 2022年成立







留意事項

人的物的資源の不足

- 司法制度に係る政府関係者、裁判官、検察官、弁護士等の不足
- 外国人の専門家による助言、講義、法案作成等、外国政府、国際機関等による司法に係る制度、施設等の構築
- 言語の問題
- 現地語であるテトゥン語は、法的語彙に乏しく、法律用語として用いられるポルトガル語は、精通している者が多くない
- 支援に当たって必要な通訳の不足
- 法律の制定過程の問題
- 外国からの草案の提供、政府の一部における法案作成能力の欠如
- 多数の重要法案の整備の必要、議会等における長期間の審議
- 慣習法、伝統的考え方を尊重する必要
- 慣習法、伝統的考え方が有力な法規範として存在、それを尊重する必要
 - ・他の支援関係機関との連携の必要
- UNDPを始めとする国連機関、ポルトガル、アメリカを始めとする外国政府、NGO等の多くの支援関係機関の存在
- 法案起草能力向上以外の支援の必要
- 法令の運用能力向上等の包括的な支援の必要

バングラデシュ国別研修

裕緯

日本企業の進出急増 1 高い経済成長率 1 バングレデッュ

重点8か国 柱の一つが「人的・文化的交流」 『法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)』 『包括的ペートナーツップ』

情報収集(調査委託、勉強会、調査出張) 2014~

法律・司法・国会担当大臣らを招へいして共同研究 2016

2017.4 JICA第1回国别研修(3年間)開始

2020.4 JICA第2回国別研修(3年間)開始

司法制度概要 ر ن

186

判事92名 卣裁部 ※ 長官・判事は大統領が任命(政治任用 最高裁判所 東回 十判事7名 [11] 畆

民事裁判所

特別裁判所 刑事裁判所

下級裁判所

裁判官の任用、配置】

裁判官、法律・司法・国会担当省等の行政官庁の職員等として配置。最高裁判所判事は、一定のキャリアを積んだ高等司法官、弁護士から大統領が任命。 高等司法官試験合格者を高等司法官(裁判官)として採用し、下級裁判所の

、法律·司法·国会担当省】

裁判所のアドミニストレーション部分、下級審裁判所裁判官の人事記録作成 等を所管しており、司法分野に強い影響力。

司法分野の問題点 က

□ 裁判所の多数の未済事件

合計400万件以上 原因は、事件数急増、人員・予算不足、裁判官への業務集中、電子化の遅れ等

最高裁判所と法律・司法・国会担当省との二重権力構造

憲法上、司法権は最高裁判所にあるが、法律・司法・国会担当者が裁判所の人 事・予算に関与しており、両者の関係が複雑

国別研修等 4

新規案件(司法アクセス向上のための調停・民事訴訟実務改善プロジェクト)

間 :2024年4月~2027年3月(3年間)

象 : 法律·司法·国会担当省的 : 裁判所又は法律扶助事 衣皿

:裁判所又は法律扶助事務所、その他司法機関における市民の司法アクセ

ス向上のための基盤整備促進

:2020年度から2022年度まで(3年間) 噩

:本邦研修(年2回)+現地セミナー(年1~2回)

: 法律·司法·国会担当省 要象 軽 衣 皿

司法関係機関職員の実務能力改善(調停・事件管理)

実施状況

・第1回本邦研修:2017年12月に調停等の活用方法や事件管理をテーマとして実

・第1回現地セミナー:2018年7月に調停人養成をテーマとして実施

第2回本邦研修:2018年11月に調停人養成、事件管理をテーマとして実施

・第2回現地セミナー:2019年7月に調停人養成をテーマとして実施

・第3回本邦研修:2019年11月~12月に調停人養成、事件管理をテーマとして実

2020年10月、2021年7月に調停人養成をテーマとして実施 2020年11月、2021年3月及び同年11月に民事訴訟の遅延解消をテーマとして

・現地ワークショップ:2023年2月、次年度中の技術協力プロジェクト案件形成を念 頭に、裁判官とともに、訴訟運延の原因分析を目的として実施

国の概要



- 積:156万4100平方キロメートル口:約345万人 問:ウレンバートル 屆人
- (2022年モンゴル国家統計局)

 - 公用語:モンゴル語
-)主要産業:鉱業、牧畜業、流通業、軽工業

※外務省下より

2 政治存制

共和制(大統領制と議院内閣制の併用) 議会:一院制、定員76名、任期4年

議員定数改正2024年1月1日施行

思 田 က

- モンゴル人民共和国を宣言 1924年
- (ソビエト連邦に次ぐ世界で2番目の社会主義国)
 - 国際連合加盟 1961年

日本と外交関係を樹立

972年

990年 992年

国名をモンゴル国に変更 社会主義を事実上放棄

モンゴル国法制度整備支援概要

法務総合研究所国際協力部

2024年3月

日本のモンゴル国に対する法制度整備支援の歴史

- 弁護士会強化計画プロジェクト(JICA)(CP:法務内務省、弁護士会) **判例集の出版、弁護士会の法律相談・調停センターの開設などの支援** 2001年 日本・モンゴル司法制度比較セミナーを実施(国際協力部) 法整備支援アドバイザーの派遣(JICA) 2004年~2006年 2006年~2008年
 - 調停法の起草、弁護士会の調停センターの運営能力強化などの支援 調停制度強化プロジェクト(JICA)(CP:最高裁判所、弁護士会) 弁護士会法律相談・調停センターの運営などの支援 2010年~2012年
- 調停法成立 同プロジェクK(フェーズ2) (JICA)(CP:最高裁判所、弁護士会) 調停制度を全国の第一審裁判所に導入するための調停人養成などの支援 2012年 2013年~2015年
- 民法に関する共同研究開始(国際協力部) 2018年8月~

商法に関する現地調査(国際協力部)

2017年3月

- 2021年5月~ 商法に関する共同研究開始(国際協力部)
- 2021年8月 法務総合研究所と国立法律研究所(NLI)との間で協力覚書締結
- 2021年10月~ NLIとのワークショップ開始(国際協力部
- 2022年10月 モンゴル国立大学・NLIにおいて現地セミナー(国際協力部)
- 2023年2月~3月 刑事司法関連統計に関する共同研究(ウズベキスタンと共同)(国際協力部) 2022年12月 日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演を開催(国際協力部)
 - 第3回商法共同研究実施(国際協力部) 2023年9月

今後の法制度整備支援活動 Ŋ

商行為に関しては現行モンゴル民法に、くつかの規定が存するものの、日本の商法に該当 法を制定する予定であり、法務・内務省職員、裁判官、弁護士、大学教授等を対象とする共 する統一的な商法典は存在しない。 モンゴルでは、更なる経済発展を遂げるため、新たに商 同研究等を通じて、引き続き商法起草支援を行う。

協力覚書に基づく支援

NLIとの間で、刑事司法制度や犯罪白書に関する知見を共有するなどの支援を行う。

ウズベキスタン法制度整備支援の概要

1. ウズベキスタン共和国の基本事項

- 中央アジアの(二重)内陸国,首都タシケント
- 面積:日本の1.2倍, 人口:3,390万人
- 言語:ウズベク語(ロシア語も広く使用)
 - 宗教:イスラム教スンニ派が多数派
- 991年ソビエト連邦から独立, カリモフ大統領(国家元首)による長期政権において, 民主 化・市場経済化を漸進
- 2016年12月,ミルジョーエフ大統領就任後,政策の司法制度改革大きな柱となっている。

2. ウズベキスタンに対する法制度整備支援の歴史

- 名古屋大学(名大)とタシケント国立法科大学等との学術交流協定の締結 最高経済裁判所(当時)の要請によるJICA国別研修等の実施 --2001年~04年
- • 2005年~07年

JICA「倒産法注釈書プロジェクト」実施⇒注釈書(露, 日, ウズベウ, 英)発刊

- JICA「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令改善プロジェクト」実施(名大) .2005年~08年
- 2008年~13年
- JICA「民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト」実施(名大) CD主催「中央アジア比較法制セミナー」開催(全6回
 - 2010年~12年 2016年~19年

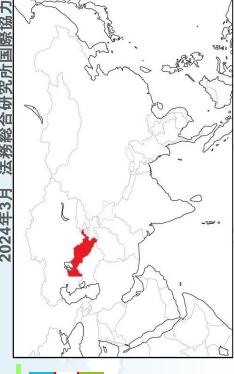
名古屋大学市橋教授らの科研費プヴェ外「行政法の法典化と比較行政法の課題

- 2018年3月
- ICDによるウズベキスタン司法省に対する行政手続法等に関する解説書作成支援の開始 法総研国際協力部(ICD)主催「ウズベキスタン行政法セミナー」(招へい)実施
 - 2019年3月~ 2019年3月
- 去総研とウズベキスタン最高検察庁アカデミ─(現法執行アカデミ─)との間で協力覚書 2019年7月

法務省とウズベキスタン司法省の間で協力覚書

- JICA国別研修(権利の保護と経済の自由化のための民法・民事訴訟法の運用等に関す 2020年~ 23年
- ウズベキスタン最高検察庁アカデミー(現法執行アカデミー)への犯罪白書作成の支援
- ICDとウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンターの協力関係の開始 2021年11月~
- ICDのウズベキスタン法執行アカデミーに対する刑事司法統計共同研究の実施 2023年2月
- JICA国別研修(自由市場経済システムにおける権利の保護を強化するための司法能力

2024年3月 法務総合研究所国際協力部



3. ウズベキスタンの最近の司法・行政改革

最高経済裁判所を廃止, 最高裁判所に一元化

行政裁判所の設置,行政訴訟法を制定

- 行政手続法,汚職対策法及びその関連法の
 - - 民法改正案作成中(ドイツGIZを中心に作成支援) 民事訴訟法, 破産法なども改正予定
- 今後の法制度整備支援活動
- ウズベキスタンの司法・行政改革に合わせ た支援を継続

基本情報

正式名称:スリランカ民主社会主義共和国 面積:65,610平方キロメートル

言語:シンハラ語、タミル語、英語 人口:2,218万人(2022年)



歴史と研修実施の経緯等

89 -

(1) 歴史

イギリスの自治領として独立。 •1948年

|旧国名:セイロン|

タミル人の選挙権を剥奪。 -1949年

が度々制定され、シンハラ人とタミル人の民族対立が深刻化 その後もタミル人の選挙権剥奪などタミル人を差別する制度

- 「タミルの新しい虎」(後のタミル人政党LTTEの前身)が発足 し、タミル人国家の樹立を目指して分離独立運動を開始 共和制に移行し、国名をスリランカ共和国に改称 •1972年
- シンハラ人とタミル人の民族対立が激化し、国内で暴動が多 議院内閣制から大統領制に移行し、国名を現国名に改称
 - 発、以後2009年まで内戦状態に •1983年
- LTTEが独立宣言 •1987年
- 政府軍がLTTEを制圧し、内戦終結を宣言 2009年5月

(2) 研修実施の経緯、支援内容等

スリランカ国別研修

スリランカは内戦終結以降、平和の構築と社会の再建に努力を続けその

一環として、いわゆる「移行期正義」概念の下、武力紛争中の行方不明者の 搜索、武力紛争に絡んで発生した殺人や強姦等の重大犯罪の被害者の救 済、これらの犯罪の適正な訴追と処罰、そして紛争当事者であった民族同

このうち、武力紛争に絡んで発生した重大犯罪の適正な訴追と処罰が難

士の和解に向けて国を挙げての取り組みを進めてきた。

様々な要因により訴訟手続が遅延しており、刑事司法制度自体の機能改善 現地調査の結果、古い英国法を受け継いだ刑事法制度それ自体を始め、 航していることから、スリランカ政府がJICAに支援を要請した。 が必要であることが判明した。

そこで、刑事司法実務の改善に焦点を当て、テーマを刑事訴訟の遅延解 消に絞って、2019年度から国別研修を実施している。

なお、2022年2月にはスリランカ刑訴法が改正され、日本の公判前整理手 続にならい、Pre-trial Conference (PTC)が導入された。

3. 研修の実施状況等

全体

:本邦研修、セミナー等

象 : 検察官、裁判官、弁護士、司法省等

的:刑事司法実務の改善

実施状況(★はオンライン形式で実施)

- ・2019年8月:第1回現地セミナー及び現地調査(日本の司法制度等をテーマとし
 - てセミナーを実施し、併せて刑事裁判所、警察署等刑事司法に関する各機関へ ・2020年1月:第2回現地セミナー(本邦研修のプレセミナーとして、日本の刑事 の訪問、聞き取りを実施、
 - 制度の基礎知識を提供)
 - ・2020年1~2月:第1回本邦研修(刑事司法実務の改善) ·2021年3~4月:第2回本邦研修(公判前整理手続★)
- 2021年8月:第3回本邦研修(起訴基準・訴追裁量、公判前整理手続★)
- 2021年12月:第4回本邦研修(証拠の評価、訴追裁量、公判前整理手続★) 2022年8月∶第3回現地セミナー(Pre-trial Conferenceの運用指針案作成)
 - - 2024年3月:第5回本邦研修(公判前整理手続)(実施予定)

支援対象国	各プロジェクトの活動に従事した参加者の声	支援対象国	各プロジェクトの活動に従事した参加者の声
スリランカ	・本邦研修等で学んだことを実践できるように努力したい。 ・このような継続的なプログラムは、スリランカの裁判手続を強 化するのに有益であると思う。 ・法曹三者から貴重な経験の話を聞くことができたことなど有意 義な研修であった。	モンゴル	・今回の研修で商法典草案における重要な規定の意義や理論について、説明や情報をいただき、有意義な研修だった。 ・日本の知見を共有いただくと共に商法典草案について議論し、質疑応答を行った上で、多くの課題について確認でき、アドバイスを受けることができ、今後の草案改定に非常に役立った。
バングラデシュ	(JICAの新規案件形成に向けた調査を実施していたため、プロジェクトの活動はなし。)	インドネシア	・本邦研修や各種セミナーを通じて日本の知見を学ぶことは我が国にとって大変有益である。 ・このプロジェクトは我が国の人材育成に大きな影響を与えており、この貴重な協力関係を引き続き継続していきたいと考えている。
ベトナム	・研修計画や講義内容、ロジ面等は、綿密に段取りされており、極めて有益なものだった。 ・研修を通じて国際基準に適した日本の法体系について理解を深め、法整備に関する貴重な経験や知識を学ぶことができた。 ・法律分野で活躍する人々の高い専門性、規律正しさ、責任感、 創造性、粘り強さに感銘を受けた。	ウズベキスタン	・本邦研修の講師の高いプロフェショナリズムに感嘆したし、 日本側のきめ細やかな対応に感謝している。 ・このような研修を今後も継続してほしい。
カンポジア	・本研修で多くの新しい知識を習得し、これを業務に役立てることができ、大変有意義な研修であり、このような研修を準備していただき大変感謝している。 ・模擬記録に基づく事実認定の講義は、極めて有益であり、今後も継続して講義してほしい。 ・判決書の分析の講義についても、判決書の分析が法的思考能力や判決起案能力の向上につながり、カンボジアの裁判官や裁判官を目指す学生にとって非常に重要である。 ・研修で得た知見を現地の裁判官に共有する。	東ティモール	・日本の登記は東ティモールの制度とは異なるが、セミナーから市民登録、取引登記、財産登記を学ぶことができた。 ・今回のセミナーでは、日本と東ティモールの戸籍制度や商業登記制度の比較について、直接話を聞いて学ぶことができ、非常に感謝している。
ラオス	・研修等の内容は有意義であり、自分たちの日々の業務に生かしていきたい。 ・このような研修が継続的に実施できれば、ラオスにおける法の運用の発展につながると思う。 ・今後もラオス・日本の協力関係がますます深まることを願う。	ネパール	・日本側の先生方や専門家の講義・コメントは、ネパール民法 についての深い知識をもとに、日本だけでなく各国の法制度と の比較もしてくれるので、大変有益で参考になる。

支援対象国	支援対象法令等や解説書等の普及・利用状況
スリランカ	・支援対象法令であった公判前整理手続(PreTrial Conference)については、スリランカ国内で、運用されている。
バングラデシュ	・調停ハンドブックと調停人トレーニング用ビデオ教材が調 停人養成及び能力強化に役立っている。
ベトナム	・支援対象法令である民法・民事訴訟法・破産法等がベトナム国内で運用されているほか、実務家向け教材(判決書マニュアル、検察官マニュアル弁護士マニュアル等)は法曹人材の育成や実務能力の向上に役立っている。
カンボジア	・支援対象法令である民法典・民事訴訟法典がカンボジア国内で運用されているほか、民事系教材(民法・民事訴訟法等の逐条解説、民事第一審訴訟マニュアル、不動産仮差押マニュアル、不動産競売手続マニュアル、民法・民事訴訟法Q&A集、保全Q&A集等)及び実務書式例等は法曹人材の育成や裁判官の実務能力の向上に役に立っている。
ラオス	・民事系教材(民事判決書マニュアル・民法リサーチベーバー・民法基本問題集・民事事実認定問題集・民事訴訟法チャート等)及び刑事系教材(捜査に関するQ&A集、刑事証拠法Q&A集、刑事事実認定問題集・刑法典教科書・刑事訴訟法チャート等)が裁判官・検察官の実務能力の向上に役立っている。

支援対象国	支援対象法令等や解説書等の普及・利用状況
モンゴル	・支援対象である商法典が早ければ2024年秋の国会で制定予 定。
インドネシア	・法令の起案、審査等に関する法制執務Q&A中央編・条例編は、カウンターパートの業務実施に非常に有益なものとなっており、役立っている。 ・知財分野に関する判決集は、裁判官が実際に判決を起案する際に参照するなど実務で非常に役立っている。
ウズベキスタン	・支援対象である行政手続法解説書の第1弾が2024年中に発 刊予定。
東ティモール	・支援対象法令である逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取引取締法、不動産登記法、地積情報法が東ティモール国内で運用されている。 ・不動産登記法等を取りまとめた冊子が実務で役に立っている。
ネパール	・日本のAG委員による英文の民法概説書が現地で実務の参考にされている。またネパール人在住者の増えた日本で、実務家に好評である。 ・民法逐条解説の家族法版がオンラインで暫定公開され、現地実務家から有益だと反響がある。

	調査成果の活用状況
インドネシア	本調査を実施したことにより、インドネシア共和国における法案作成過程やその問題点などについての理解を深めることができ、支援活動の具体的な方向性等を効率的に検討することができた。
カンボジア	実務における民法・民訴法の解釈及び将来における民法・民訴法の改正における参考資料として役に立っている。

国連主催の会議	発表・発信内容
第32回国連犯罪防止刑事司法委員会(コミッション)	UNAFEIのR4年度の活動について全体会議で報告するとともに、出版物等を展示。 また、再犯防止に関するサイドイベントを主催。
再犯防止国連準則政府間専門家会合	
第32回国連犯罪刑事司法委員会(コミッション)第一回中間会合	
国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関(PNI)間調整会議	UNAFEIのPNIとしての活動等について発表。
第10回腐敗の防止に関する国際連合条約(UNCAC)締約国会議	
国連地域間犯罪司法研究所(UNICRI)及び国連アジア極東犯罪防止 研修所(UNAFEI)による共同研究「単独犯による無差別殺傷事案に 関する研究」に係る専門家会合	単独犯による無差別殺傷事案に関する共同研究結果について発表。
再犯防止国連準則に関する政府間専門家会合	再犯防止における非拘禁措置と更生的環境の重要性等の意義に関して発言。

その他国際会議	発表・発信内容
日ASEAN特別ユースフォーラム	「司法へのアクセス」をテーマとしたユースによる議論をモデレート。
日ASEAN特別法務大臣会合「司法外交」閣僚フォーラム開催記念特別 イベント-公開シンポジウム「法遵守の文化の比較と検討」	「法遵守の文化を促進するための市民の主体的参加」及び「法遵守の文化を促進 するための制度整備や実務家の育成」という二つのテーマについて、日本の取組 を発表。
国際司法・法の支配研究所(III)、米国国務省及びインドネシア国家テロ対策庁(BNPT)共催「テロ対策と児童のための司法に関する東南アジア地域ワークショップ	日本の少年司法等について発表。
国際矯正刑務所協会(ICPA)年次総会	日本の再犯防止に関する取組について発表。
第41回アジア太平洋矯正局長等会議(APCCA)	UNAFEIのPNIとしての活動等について発表。
国際刑事裁判所(ICC)主催地域高官セミナー	
ウクライナ汚職対策タスクフォース第一回専門家会合	UNAFEIの汚職防止に関する研修等について発表。
国際刑事裁判所(ICC)第22回締約国会議サイドイベント「能力強化と国際協力を通じた補完性の発展」	UNAFEI研修の実績等を紹介。
第29回サイバー犯罪条約委員会全体会合	
国際刑事裁判所(ICC)主催第6回司法セミナー	
第1回ASEAN地域矯正会議(ARCC)	日本の犯罪者処遇分野における取組について発表。
国際司法・法の支配研究所(IIJ)創立10周年記念シンポジウム	
外務省・国際司法・法の支配研究所(IIJ)共催 南アジア及び東南ア ジア地域における法の支配ワークショップ	刑事司法共助等について講義。
ウクライナ汚職対策タスクフォース第二回専門家会合	